

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻

平成 2 5 年 6 月

国立大学法人 京 都 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	19
	第3章 教育方法	41
	第4章 成績評価及び修了認定	57
	第5章 教育内容等の改善措置	75
	第6章 入学者選抜等	87
	第7章 学生の支援体制	120
	第8章 教員組織	137
	第9章 管理運営等	157
	第10章 施設、設備及び図書館等	163
	第11章 自己点検及び評価等	175
	別紙様式一覧及び別添資料一覧	183

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

京都府京都市

(3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数 381 人

教員数 38 人（うち実務家教員 10 人）

2 特徴

京都大学大学院法学研究科・法学部（以下、「本研究科・学部」）は、明治 32 年の京都帝国大学法科大学創立より百有余年、自主・独立の精神、そして時流に流されない批判的精神を尊ぶ学風の下、わが国における法学・政治学の研究・教育に多大の貢献をしてきた。

政治の中心から離れた京洛の地にあって、論理的整合性と本質的な把握を重んずる基礎的・原理的な研究を重視し、歴史的観察と専門領域を横断する討議を学問的営為の中核に据えることにより、多くの重厚で独創的な研究を生み出し、世にいう「京都学派」の伝統と実績を築き上げてきた。

また、教育においても、本学部は学科制を採ることなく、自由選択制の伝統を受け継ぐことによって、自由で闊達な教育環境の醸成に努め、幅広い識見や教養、そして論理的思惟などの基礎的能力の涵養を重んじてきた。さらに、少人数教育を重視して、学生の知的探究心を尊重し、自主的な取組みを勧奨するなど、自由討究的・討論的な教育方針を継承することにより、法曹界のみならず、政治、行政あるいは経済界、さらには学界など社会の様々な領域において指導的な立場に立つ数多くの優秀な人材を輩出してきた。

京都大学法科大学院は、以上のような本研究科・学部の伝統に基づき、自由で批判的な精神を重んじ、社会の様々な分野において指導的な地位に立ちうる法律家の養成を行うものである。

かかる法律家には、未知の問題に対する柔軟かつ適切な対応が求められるため、本法科大学院においては

法制度に関する原理的・体系的な理解と高度な論理的思考能力の涵養を教育目標の中心に据えている。高度な理論能力がそなわってこそ、未知の問題を解決する創造力豊かな法的思考が可能となるからである。

こうした観点から、法に関する原理的理解を深める基礎・隣接科目を充実させるとともに、法律基本科目においては、科目内容の充実と効果的な教育方法の開発により法制度に関する原理的・体系的な理解と論理的思考能力の向上に努めている。また、求められる理論能力は実践的なものでなければならないことから、実務科目や臨床系科目、また、実務家教員による事例演習科目などを開講することにより、まさに理論と実務を架橋する中で法的思考を修得できるように配慮している。さらに、実践的な理論能力は、多様な法分野や最先端の法律問題を処理する中で向上するものであるから、教育上有益と考えられる選択科目を可能な限り開講するなど、高度な理論能力に裏付けられた創造力豊かな法的思考を涵養できるように教育課程全体を設計している。

Ⅱ 目的

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる学風の下、法制度に関する原理的・体系的理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感の獲得を基礎として、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探究し、適切な解決策を豊かな創造力をもって見出していく総合的な法的能力を涵養し、社会において指導的な役割を果たす法律家の養成を目的とする。具体的には、以下の教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、教育の基本理念としている。

1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成すること

自由で公正な社会を支えることが期待される法律家には、高い自律性・自主性と責任感が求められる。こうした資質の涵養には、批判的・創造的な知的能力の育成とともに、幅広い人間的交流や自己省察を通じ豊かな人間性や感受性を養う必要がある。それゆえ、本法科大学院は、自主・独立の精神を重んじ、自由闊達と同時に厳しい批判的精神に満ちた知的環境の下で、真の意味での高度専門職業人としての知的能力と責任感の涵養を目指す。

2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養すること

法制度に関する原理的理解と論理的・分析的思考の涵養は、実務家の養成にとって欠くことができない。確かに、実務家には適正・迅速な事案処理が求められ、一定程度定型性のある技術的知識が要求される。しかし、細部の知識を競い、最新の知識を追うだけで、法制度の根幹を支える基本原理を的確に理解し、その基本的機能と構造的な問題点についての十分な認識がなければ、現実が生み出す多様な状況において適切な形で制度を運用し、適正な解決を図ることは困難である。多様な法的紛争や新たな法的問題について具体的妥当性のある解決を導き出すことを要請される実務家であるからこそ、法制度に関する原理的理解と深い論理的思考能力が要求される。理論と実務を架橋する教育とは、このような基礎的能力を十分育成した上で、それを具体的状況の中で、いかなる形で適用していくかを教育すべきであり、原理的・体系的理解や論理的・分析的能力を軽視するものであってはならない。このような認識に立ち、本法科大学院は、基本的な法領域に関する原理的理解と、論理的・分析的思考能力など基礎的な知的能力を十分鍛錬した上で、さらに先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図る。また、修了生が、わが国の司法を担っていく実務法曹を志す以上、高い倫理観の下、法曹の社会的役割を自覚し、よりよい社会の実現に積極的に貢献することも強く求められる。このような認識に立ち、本法科大学院は、原理的・体系的理解や論理的・分析的能力に加え、法曹としての高度の責任感・倫理観の涵養をも目指す。

3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ること

法律家には、新たに生起する法的諸問題に対応することを通じて、積極的な社会貢献が求められる。このような役割を十全に果たすためには、既存の法的知識を用いた定型的な事案処理能力だけでなく、新たな問題を発見し、既存の法的知識を基礎としながらも、それを批判的に検討することを通じて適正な解決策を生み出していく、創造的能力が必要とされる。また、社会の構造的あるいは先駆的な法的課題に取り組むには、それを制度あるいは社会構造全体の中にも的確に位置付ける広い視野が要求される。このような認識に立って、本法科大学院は、限られた領域に特化することなく、伝統的な司法の領域はもとより、総合的視野と多様性を重視する知的環境の下で、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を目指す。

4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成すること

法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会を構築し「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりも、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。本法科大学院は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきたこれまでの役割を堅持しつつ、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現に向けて新たな時代を担う優れた法曹を養成するため、理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、幅広い分野で指導的役割を果たす創造力ある法曹の養成を目指す。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院においては、設立以降、我が国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた伝統を踏まえ、自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを教育理念及び目標として掲げている。この教育理念及び教育目標は、今後、我が国が法のルールに基づく自由で公正な社会を実現させるためには、それを支える人材の育成が不可欠とする司法制度改革の理念に基づき、それにふさわしい人材の養成を図ろうとするものである。しかも、本法科大学院においては、司法制度改革をリードし、社会の様々な分野において自由や公正の理念を支え、それを実現する指導的地位にたつ人材を育成したいと考えている。

本法科大学院の教育理念及び教育目標を具体的に記述する形で平成 21 年度に策定した「教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」《資料 1-1-1-1 ①》では、①自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成すること、②法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養すること、③社会の抱える構造的な課題や最先端の法問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ること、④理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを明確に掲げている。これらは、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという我が国の法科大学院制度の目的に適合するものである。【解釈指針 1-1-1-1】

本法科大学院は、こうした教育理念及び目標を、法科大学院のウェブサイト、紹介パンフレット及び学生募集要項において公表するとともに、学生向け便覧にも明示している《資料 1-1-1-1 ①②、1-1-1-2、1-1-1-3》。さらに、「教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」については、法科大学院のウェブサイト及び紹介パンフレットに掲示している《資料 1-1-1-1 ①②》。これにより、本法科大学院の理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表され、内外に対し明確に示されているものである。【解釈指針 1-1-1-2】

《資料 1-1-1-1 ①》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「基本理念・教育目標等」のページ
HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 法科大学院について > 基本理念・教育目標等

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会の構築を目指している。司法を活性化し、わが国の「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりもまず、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた役割を堅持しつつ、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16年4月、法科大学院を開設した。

本法科大学院は、このような目的を達成するため、次の各方針に基づいて、法曹養成教育を実施する。

第1 教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

専門職学位課程（法科大学院）は、以下の教育目標の下、教育課程を編成し、実施する。

- 1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成する。
- 2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養する。
- 3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。
- 4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する。

《資料1-1-1-1②》『平成24年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕冒頭部分

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、自由で公正な社会の構築を目指して司法制度改革を進めています。司法を活性化し、法の精神をわが国の隅々にまで浸透させるには、優れた能力を有する数多くの法曹の存在が不可欠であり、その養成はわが国にとって喫緊の課題となっています。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、明治32（1899）年の京都帝国大学法科大学の創立以来、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた伝統を礎として、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16（2004）年4月、法科大学院を開設しました。

教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

専門職学位課程（法科大学院）は、以下の教育目標の下、教育課程を編成し、実施する。

- 1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成する。
- 2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養する。
- 3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。
- 4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する。」

《資料1-1-1-2》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料4-1〕の冒頭部分

「京都大学法学部・法学研究科は、これまで、わが国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた。この伝統を踏まえて、本法科大学院は、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標としている。入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」

《資料1-1-1-3》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕2頁より抜粋

「基本理念・教育目標

自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の

伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

本法科大学院は、このような理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準 1-1-2 に係る状況）

本法科大学院は、前記「基準 1-1-1 に係る状況」で述べた教育理念及び目標の下、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養し、社会の様々な分野において指導的地位に立ちうる人材の養成に努めたいと考えている。そのために、批判的精神と責任感に基づいた高度の理論的能力の育成を目的として、基本的な法領域に関する根本的な理解を促し、高度な分析力や構成力の育成を行うカリキュラムを編成し、教員と学生の濃密な議論を通じて、かかる人材に求められる高度な理論能力の涵養に力を注いでいる《教育課程編成のコンセプトにつき、資料 1-1-2-1》。

具体的には、1 年次を対象として基礎科目を必修科目として配当し、法学に関する基礎的理解を可能とするとともに、2 年次及び 3 年次においては基幹科目を必修科目として段階的に配当し、基礎的知識の応用を行うことで、法律に関する基礎的理解を深めるとともに分析力や構成力の向上を図っている。また、すでに 1 年次から選択科目として基礎法学や隣接領域科目（選択科目Ⅰ）を配当することで法学への基礎的理解を促し、2 年次からは多数の応用先端科目（選択科目Ⅱ）を配当することで、多様な法分野や最先端の法律問題に関する理解を促している。さらに、実務科目や臨床系科目を多数開講することで実務との架橋を行うなど、本法科大学院においては、上記目的を達成するために、段階的な科目履修を体系的に構築している《履修モデルにつき、資料 1-1-2-2》。そして、いずれの科目においても、厳格な成績評価を行っており、成績不良者は原級留置の措置を受け、又は、修了を認められない《資料 1-1-2-3 ①②》。

こうした本法科大学院の教育目標及びこれに基づいた教育課程編成に賛同し、多くの受験生が本法科大学院への入学を希望しているところである《資料 1-1-2-4》。また、入学者全体の数に比して、退学者はほとんどいない《資料 1-1-2-5 参照》（旧司法試験合格以外の退学の理由は、多くが、経済上の理由、健康上の理由等である。原級留置の理由は、成績不良のほか、休学、健康上の理由による長期欠席等である）。学業成績が不良な者もいるが、これは相対評価による必然的結果にすぎず、成績不良だけを理由に原級留置となった者や修了できなかった者は在籍者全体の数に比して少数である《資料 1-1-2-5》。そして、修了後多くの者が新司法試験に合格し、法律実務家や研究者としての道を歩み始めている《資料 1-1-2-6 ①②》。総じて、本法科大学院の提供する教育課程の成果である。【解釈指針 1-1-2-1】

《資料 1-1-2-1》『平成 25 年度 便覧』〔別添資料 1-1〕4～6 頁より「2 教育課程の概要」「（1）科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群」及び「（2）科目履修の進行」の部分を抜粋

（1）科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群

本法科大学院においては、次の5つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う（具体的科目名はシラバスを参照）。

① 基礎科目（28単位 すべて必修）

法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目。法学既修者については、単位を修得したものとみなされる。

② 基幹科目（36単位 すべて必修）

基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するために必要な法的分析・処理能力を育成するとともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるための科目。

③ 実務選択科目（2単位以上 選択必修）

主として、エクスターンシップや裁判演習等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をより円滑に行うための科目。

④ 選択科目Ⅰ（4単位以上 選択必修）

政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、法制度や法曹の意義あるいは役割などを学ぶことで、法律問題の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深めるための科目。

⑤ 選択科目Ⅱ（12単位以上 選択必修）

多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を育成するための科目。なお、法政理論専攻との共通科目については、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

上記科目のほか、法政理論専攻の科目4科目8単位、公共政策教育部（公共政策大学院）の科目（専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部（公共政策大学院）授業科目表」を参照）2科目4単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計4単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、法科大学院掛で法政理論専攻又は公共政策大学院の便覧を受け取り、確認すること。

(2) 科目履修の進行

学生の科目履修の流れは、おおそ以下のとおりである（「法学未修者履修モデル」又は「法学既修者履修モデル」を参照）。

① 履修指導と開講前集中講座

新入生は、授業開始前に履修指導と3日間程度の集中講座を受け、法情報の調査方法など、法律学を学ぶ前提となる知識・技能を習得する。

② 1年次の履修

1年次には、基礎科目のすべてを履修することになる。基礎科目は全部で28単位であるが、前期に12単位、後期に16単位の科目が配当されており、それぞれの配当学期に受講する必要がある。

また、基礎科目に加えて、選択科目Ⅰのうちから数科目を受講することが標準となろう。

学生が科目を履修するには、あらかじめ履修登録しなければならない。登録できる単位数には上限が設けられており、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

なお、法学既修者は、1年間在籍して基礎科目の28単位を修得したものとみなされることから、上記①の履修指導等を受けた後、次の③のステップへと進むこととなる。

③ 2年次の履修

基幹科目のうち2年次に配当された科目（前期12単位、後期14単位）を履修する。基幹科目もすべて必修であり、配当年次・学期が定められている。また、基幹科目に加えて、2年次に配当された選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修することになる。科目の選択は各自の判断で行い、将来の進路に必要な知識を確実に習得できるよう、適切な科目選択を心掛けること。

なお、登録できる単位数は、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

④ 3年次の履修

基幹科目のうち3年次に配当された科目（前期8単位、通年2単位）を履修するとともに、選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修する。選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目についても、それぞれ最低必要単位数が定められているので、その要件を満たすだけの科目数をそれぞれ選択する必要がある。また、リサーチ・ペーパーを作成するのも、主として3年次になる。

エクスターンシップは、3年次開始前の2・3月及び3年次の8・9月に実施する。

また、登録できる単位数は、1学期あたり24単位、1年度あたり44単位までである。

⑤ 履修登録単位数の上限における留意点

各学年に履修登録できる単位数の上限は、上記②から④のとおりあるが、その算入については、特に以下の点に留意すること。

・法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目

法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入する。

- ・リサーチ・ペーパー

リサーチ・ペーパーの単位は、履修登録単位数の上限に算入する。

- ・再履修科目

再履修科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入するが、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、履修登録単位数の上限に算入しない。

- ・教育職員免許状取得に必要な単位

教育職員免許状取得に必要な単位は、履修登録単位数の上限に算入する。なお、当該科目の履修を希望する者は、履修登録前に法科大学院掛まで申し出ること。

法政理論専攻科目との共通科目については、各学年に履修登録できる上記単位数の範囲内で、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

⑥ 到達目標

各科目の到達目標は、シラバスに記載されているので、それを意識して履修すること。また、基礎科目と基幹科目を通じた各法分野ごとの到達目標は、「京都大学法科大学院の到達目標（〇〇法）」として、Westlaw Japan Academic Suite（以下「WLJ」と記載）に掲載している。

⑦ 修了と司法試験の受験

修了要件を満たせば、法務博士（専門職）の学位が与えられるとともに、司法試験の受験資格を得るので、これに基づき、5月に実施される司法試験を受験することになる。

⑧ 研究者への道

法学の研究者を志す者は、法科大学院修了後、法政理論専攻の博士後期課程に進学することになる。同課程に2年以上在学し、研究指導を受けて、論文審査及び試験に合格すれば、博士（法学）の学位が与えられる。法科大学院から法政理論専攻博士後期課程に進学または編入学する者については、一定の者を特定研究学生に採用し、奨学金のほか、リサーチアシスタントとしての報酬や自発的な研究活動のための経費、語学研修費等の経済的支援を行うという制度がある。

《資料1-1-2-2》履修モデル（『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕14～15頁で学生に示されているもの）

【法学未修者】

履修登録 上限	1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		科目別取得単 位数
	通年36単位				通年36単位				通年44単位				
	20単位		20単位		20単位		20単位		24単位		24単位		
基礎科目 (28単位必修)	統治の基本構造	②	人権の基礎理論	②									28単位
	刑法の基礎1	②	行政法の基礎	②									
	刑事訴訟法の基礎	②	刑法の基礎2	②									
	財産法の基礎1	④	財産法の基礎2	④									
	家族法の基礎	②	商法の基礎	④									
			民事訴訟法の基礎	②									
		12		16									
基幹科目 (36単位必修)			公法総合1	②	公法総合2	②	公法総合3	②					36単位
			刑法総合1	②	刑法総合2	②	民法総合3	②					
			刑事訴訟法総合1	②	刑事訴訟法総合2	②	民事訴訟法総合2	②					
			民法総合1	②	民法総合2	②	刑事訴訟実務の基礎	②					
			商法総合1	②	商法総合2	②							
			民事訴訟実務の基礎	②	民事訴訟法総合1	②	民事法文書作成(通年2)						
				12		14		8			2		
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ	②							選択科目Ⅰ	②		4単位	
		2							リサーチ・ペーパー	②	②	+リサーチ・ペーパー2単位	
										4			
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ	②	選択科目Ⅱ	②	選択科目Ⅱ	②	選択科目Ⅱ	②		20単位	
			選択科目Ⅱ	②			選択科目Ⅱ	②	選択科目Ⅱ	②		+リサーチ・ペーパー2単位	
							選択科目Ⅱ	②	選択科目Ⅱ	②			
							選択科目Ⅱ	②	選択科目Ⅱ	②			
							リサーチ・ペーパー	②					
			4		2		6			10			
実務選択科目 (最低2単位)					実務選択科目	②			実務選択科目	②		4単位	
						2				2			
学期別取得単位数	14単位	16単位	16単位	18単位	14単位	18単位	14単位	18単位	14単位	18単位		96単位	
	30単位		34単位				32単位						

【法学既修者】

履修登録 上限	1年次	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単 位数
	(通年36単位)	通年36単位		通年44単位		
		20単位	20単位	24単位	24単位	
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数 28単位 28					28単位
基礎科目 (36単位必修)		公法総合1 ② 刑法総合1 ② 刑事訴訟法総合1 ② 民法総合1 ② 商法総合1 ② 民事訴訟実務の基礎 ② 12	公法総合2 ② 刑法総合2 ② 刑事訴訟法総合2 ② 民法総合2 ② 商法総合2 ② 民事訴訟法総合1 ② 法曹倫理 ② 14	公法総合3 ② 民法総合3 ② 民事訴訟法総合2 ② 刑事訴訟実務の基礎 ② 民事法文書作成(通年2) 8	選択科目Ⅰ ② リサーチ・ペーパー ② 4 2	36単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)				選択科目Ⅰ ② 2	選択科目Ⅰ ② リサーチ・ペーパー ② 4	4単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)		選択科目Ⅱ ② 選択科目Ⅱ ② 4	選択科目Ⅱ ② 2	選択科目Ⅱ ② 選択科目Ⅱ ② 選択科目Ⅱ ② リサーチ・ペーパー ② 6	選択科目Ⅱ ② 選択科目Ⅱ ② 選択科目Ⅱ ② リサーチ・ペーパー ② 10	20単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目 ② 2		実務選択科目 ② 2	4単位
学期別取得単位数	28単位	16単位	18単位	16単位	18単位	96単位

《資料1-1-2-3①》法曹養成専攻履修規程第8条～第11条

- 第8条 1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得した者は、2年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。
- 2 2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき22単位以上を修得した者は、3年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。
- 第9条 3年以上在籍し、第2条に定める必要修得単位を含む96単位以上を修得した者は、課程を修了したものとする。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。
- 第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとする。
- 2 法学既修者が、第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第2項の規定にかかわらず、4単位を限度に、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。
- 3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。
- 4 法学既修者については、第8条第2項中「基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均」とあるのは、「基幹科目の評点平均」と読み替えるものとする。
- 第11条 第8条第1項若しくは第2項により進級を認められない者又は第9条若しくは第10条第4項により修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。
- 2 同一年次の在籍は2年を限度とする。ただし、病気休学その他の特別の事情があるときは、専攻会議の議を経て、2年を超えて在籍を許可することがある。

別表

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており、優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
C	70～74	2	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが、いくつかの評価事項については最低限の水準を満たすにとどまる。
D	60～69	1	ほとんどの評価事項について、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料1-1-2-3②》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕12～13頁より「2 教育課程の概要」「(13) 進級要件・修了要件等」の部分を抜粋

(13) 進級要件・修了要件等

① 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき22単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

② 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む96単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、

基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目（法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目を含む。）の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

③ 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C、D及びF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含めない。

《資料1-1-2-4》入学者選抜の状況（最近5年分）

平成21年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	796	239	557
第一段階合格者	704	239	465
小論文・法律科目受験者	625	210	415
最終合格者数	213	60	153
入学者数	206	55	151

平成22年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	682	137	545
第一段階合格者	561	137	424
小論文・法律科目受験者	502	125	377
最終合格者数	172	42	130
入学者数	166	39	127

平成23年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	560	128	432
第一段階合格者	519	128	391
小論文・法律科目受験者	460	114	346
最終合格者数	170	41	129
入学者数	159	33	126

平成24年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	680	138	542
第一段階合格者	547	135	412
小論文・法律科目受験者	483	119	364
最終合格者数	172	42	130
入学者数	170	40	130

平成25年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	520	102	418
第一段階合格者	490	102	388
小論文・法律科目受験者	425	89	336
最終合格者数	172	42	130
入学者数	162	38	124

《資料1－1－2－5》進級・修了状況

平成16年度入学者

未修者	平成16年度	4月	入学	58
		年度内	退学	1 (1)
	平成17年度	4月	進級	57
	平成18年度	4月	進級	56
		4月	原級留置	1
		3月	修了	52
	平成19年度	4月	原級留置	5
		9月	修了	1
		3月	修了	3
	平成20年度	4月	進級	1
		年度内	退学	1
既修者	平成16年度	4月	入学	147
		年度内	退学	13 (12)
	平成17年度	4月	進級	134
		3月	修了	134

※退学者数のうち()は、旧司法試験合格を理由とするもの。以下同じ。

平成17年度入学者

未修者	平成17年度	4月	入学	58
		年度内	退学	2
	平成18年度	4月	進級	55
		4月	原級留置	1
	平成19年度	4月	進級	55
		4月	原級留置	1
		年度内	退学	1
		3月	修了	52
	平成20年度	4月	進級	2
		4月	原級留置	1
		3月	修了	3
既修者	平成17年度	4月	入学	145
	平成18年度	4月	進級	145
		年度内	退学	8 (7)
		3月	修了	137

平成18年度入学者

未修者	平成18年度	4月	入学	61
	平成19年度	4月	進級	60
		4月	原級留置	1
		年度内	退学	2
	平成20年度	4月	進級	54
		4月	原級留置	5
		年度内	退学	4
		3月	修了	44
	平成21年度	4月	原級留置	11
		9月	修了	3
		11月	修了	1

	平成 22 年度	3 月	修了	4
		4 月	進級	1
		4 月	原級留置	2
		年度内	退学	1
		3 月	修了	1
	平成 23 年度	4 月	原級留置	1
		9 月	修了	1
既修者	平成 18 年度	4 月	入学	141
		年度内	退学	2 (2)
	平成 19 年度	4 月	進級	136
		4 月	原級留置	3
		年度内	退学	2
		3 月	修了	135
	平成 20 年度	4 月	原級留置	2
		年度内	退学	1
		3 月	修了	1

平成 19 年度入学者

未修者	平成 19 年度	4 月	入学	59
		年度内	退学	1
	平成 20 年度	4 月	進級	50
		4 月	原級留置	8
		年度内	退学	2
	平成 21 年度	4 月	進級	48
		4 月	原級留置	8
		年度内	退学	2
		年度内	死亡	1
		3 月	修了	36
	平成 22 年度	4 月	進級	7
		4 月	原級留置	10
		年度内	退学	5
		9 月	修了	1
		3 月	修了	8
	平成 23 年度	4 月	進級	1
		4 月	原級留置	2
		年度内	退学	1
		3 月	修了	1
	平成 24 年度	4 月	原級留置	1
		年度内	退学	1
既修者	平成 19 年度	4 月	入学	144
	平成 20 年度	4 月	進級	142
		4 月	原級留置	2
		3 月	修了	139
	平成 21 年度	4 月	進級	2
		4 月	原級留置	3
		年度内	退学	1
		9 月	修了	1
		3 月	修了	3

平成20年度入学者

未修者	平成20年度	4月 入学	59
		年度内 退学	1
	平成21年度	4月 進級	49
		4月 原級留置	9
		年度内 退学	2
	平成22年度	4月 進級	51
		4月 原級留置	5
		年度内 退学	1
		3月 修了	43
	平成23年度	4月 進級	4
		4月 原級留置	8
		年度内 退学	1
		9月 修了	3
		3月 修了	2
	平成24年度	4月 進級	2
		4月 原級留置	4
		年度内 退学	1
		3月 修了	3
	平成25年度	4月 原級留置	2
既修者	平成20年度	4月 入学	149
		年度内 退学	4 (3)
	平成21年度	4月 進級	144
		4月 原級留置	1
		3月 修了	144
	平成22年度	4月 進級	1
		3月 修了	1

平成21年度入学者

未修者	平成21年度	4月 入学	55
		4月 再入学	2
		年度内 退学	2
	平成22年度	4月 進級	45
		4月 原級留置	10
		年度内 退学	3
	平成23年度	4月 進級	44
		4月 原級留置	8
		年度内 退学	1
		3月 修了	35
	平成24年度	4月 進級	8
		4月 原級留置	8
		年度内 退学	3
		3月 修了	10
	平成25年度	4月 進級	2
		4月 原級留置	1
既修者	平成21年度	4月 入学	151
		4月 再入学	1
		年度内 退学	1 (1)

	平成 22 年度	4 月	進級	151
		3 月	修了	148
	平成 23 年度	4 月	原級留置	3
		年度内	退学	1
		9 月	修了	1
		3 月	修了	1

平成 22 年度入学者

未修者	平成 22 年度	4 月	入学	39
		年度内	退学	1
	平成 23 年度	4 月	進級	31
		4 月	原級留置	7
	平成 24 年度	4 月	進級	29
		4 月	原級留置	9
		年度内	退学	4
		3 月	修了	23
	平成 25 年度	4 月	進級	6
		4 月	原級留置	5
既修者	平成 22 年度	4 月	入学	127
		年度内	退学	3 (1)
	平成 23 年度	4 月	進級	121
		4 月	原級留置	3
		年度内	退学	2
		3 月	修了	120
	平成 24 年度	4 月	原級留置	2
		年度内	退学	1
	平成 25 年度	4 月	進級	1

平成 23 年度入学者

未修者	平成 23 年度	4 月	入学	33
	平成 24 年度	4 月	進級	30
		4 月	原級留置	3
		年度内	退学	1
	平成 25 年度	4 月	進級	27
		4 月	原級留置	5
既修者	平成 23 年度	4 月	入学	126
	平成 24 年度	4 月	進級	125
		4 月	原級留置	1
		3 月	修了	124
	平成 25 年度	4 月	進級	1
		4 月	原級留置	1

平成 24 年度入学者

未修者	平成 24 年度	4 月	入学	40
		年度内	退学	1
	平成 25 年度	4 月	進級	32
		4 月	原級留置	7
既修者	平成 24 年度	4 月	入学	130

		年度内	退学	1
	平成 25 年度	4 月	進級	126
		4 月	原級留置	3
平成 25 年度入学者				
未修者	平成 25 年度	4 月	入学	38
既修者	平成 25 年度	4 月	入学	124

《資料 1－1－2－6 ①》修了者の進路及び活動状況①

資料 1 平成 17 年度から平成 24 年度までの修了者数、進路状況

修了 年度	修了 者数	新司法試験※				修了時の進路（受験準備除く）				
		1 年目		2 年目		司法修習 ※※	助教	博士後期 課程進学	その他	備考
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数					
平成 17 年度	134	130	87	36	23	3	2 (2)	5 (3)	1	
平成 18 年度	189	175	112	54	17	1	1 (1)	1 (1)	1	
平成 19 年度	191	179	81	86	27	0	3 (3)	3 (2)	2	
平成 20 年度	187	178	111	57	25	0	4 (4)	1 (1)	2 (1)	
平成 21 年度	192	177	99	77	37	0	1 (1)	6 (2)	3	
平成 22 年度	202	182	119	62	32	0	0 (0)	3 (3)	4	
平成 23 年度	164	159	105			0	0 (0)	4 (4)	1	
平成 24 年度	160					0	0 (0)	2 ()	2	

() 内は、新司法試験 1 年目合格者数

※新司法試験合格者のうち助教に採用された者及び博士後期課程に進学した者以外の者の進路について正確な数は把握していないが、その全員ないし大多数が司法修習を開始したものと認識している。

なお、平成 22 年度修了の 2 年目及び 23 年度修了の 1 年目の名称は司法試験である。

※※法科大学院在学中に旧司法試験に合格していたため修了後直ちに司法修習を開始した者をいう。

《資料1-1-2-6②》修了者の進路及び活動状況②

修了年度	修了者数	司法試験合格者								その他			
		裁判官任用	検事任用	弁護士 (事務所)	弁護士 (企業)	弁護士 (その他)	司法修習 (予定)	その他(研究者、 進学者等含む)	不明	就職	進学	その他(司法試験 受験準備含む)	不明
平成17年度	134	17	1	59	2	0	0	2	35	0	0	0	18
平成18年度	189	18	3	98	8	0	0	2	7	14	0	0	39
平成19年度	191	14	6	69	2	0	4	8	22	13	0	0	53
平成20年度	187	9	8	107	0	0	1	6	18	7	0	14	30
平成21年度	192	12	4	90	1	0	4	4	32	6	0	0	39
平成22年度	202	21	7	76	—	—	17	8	22	5	0	46	0
平成23年度	164	—	—	—	—	—	97	5	3	1	0	58	0
平成24年度	160	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	156	0

*平成25年4月末までに把握した情報。

2 特長及び課題等

本法科大学院の教育課程は、法律家に求められる基本的能力の高度化を重視する点に特徴がある。これは、基礎的知識の伝授という意味ではなく、法律家に求められる理解力、分析力、構成力といった基本的理論能力を高度なレベルで獲得することを意味している。本法科大学院が、かかる高度な理論能力を重視するのは、社会の様々な分野で指導的地位にたちうる法曹の養成を目指しているからにほかならない。かかる法曹は、未知なる問題に対する解答を不断に求められ、そのためには、既存の知識を適用するだけでは足りず、自ら、調査・分析し、新たな解決を創造することが必要となる。本法科大学院における教育課程は、この目標に向け、きわめて効果的に編成されているといえる。

なお、このような教育課程は、法科大学院の教員養成という観点からみても、有意義なものと言えよう。法科大学院の教育は、将来、法科大学院修了者によって担われなければならないが、かかる教員には、高い理論的レベルで学生と討議することが求められる。本学の教育課程は、そうした教育能力の基礎を涵養するに足りるだけの効果をももつものと評価できる。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1）本法科大学院は、自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを教育理念及び目標として設置されたものであり《資料2-1-1-1①～④》、法学以外の学問分野を専攻した者や社会人をも対象として、3年の教育課程で、法曹に要求される専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得、並びに法曹として不可欠な責任感及び倫理感の体得ができるように、完結的かつ段階的な教育「プロセス」を構築している。

その際、理論的教育と実務的教育それぞれの特徴を活かし、かつ両側面を複合的に関連づけることにより、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい最大限の教育効果が効率的に達成できるよう、科目編成に留意するとともに、研究者教員と実務家教員をそれぞれの属性が最大限に発揮できるように配置することにより、学生にとって最適の学修効果がもたらされるよう配慮している《別紙様式1「開設授業科目一覧」、資料2-1-1-2「『平成25年度 便覧』の「教育課程の概要」から抜粋」、資料2-1-1-3「履修モデル」》。

（2）本法科大学院では、上記の観点から、法曹の養成を目的に、理論的教育と実務的教育を有機的に関連づけた完結的かつ段階的な教育プロセスとして、次のような教育・履修体系を採用している《別紙様式1「開設授業科目一覧」、資料2-1-1-2「『平成25年度 便覧』の「教育課程の概要」から抜粋」》。

なお、カリキュラム及び各科目の内容面で、受験指導的要素を一切排除している。

① 1年次において、法律基本科目に当たる科目につき、その基礎レベルの理論知を獲得させるべく、必修科目として、集中的に教育をしている。1年次配当のこれらの科目を「基礎科目」と位置づけている。

② 2年次以降においては、各法律基本科目につき、1年次において習得した理論的基礎を前提に、具体的な事例を素材として複合的な視点から分析し思考するための能力を養成するための基幹的な科目を配置して、法的実践を踏まえた専門的な知識、思考力、分析力及び表現力の養成を行っている。また、これと並行して、実務への導入の基礎とするために、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務の基礎教育を実施し、さらに、弁護士実務や裁判実務の基礎に触れさせる科目を開講することで、訴訟に携わるに際して有用な実務的知識と技能の基礎を習得させ、あわせて、既に学修した実体法及び手続法上の理論的知識を実務へ応用するための基礎的能力を養成している。

③ 2年次には、法曹倫理の科目を配置し、経験豊富な実務家教員による教育指導を行うことで、単なる理論的知識・技術の習得にとどまらない豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を

涵養するきめ細かな教育を施している。

④ 1年次から3年次にかけて、基礎法学又は法学隣接分野の科目（「選択科目Ⅰ」）、及び、先端的な法領域その他の実定法の多様な分野に関する科目（「選択科目Ⅱ」）を配置することで、隣接分野に関する理解を深めるとともに、応用的・先端的問題に関する関心を高め、法実践に活かすことができるように配慮している。しかも、後者の科目群（選択科目Ⅱ）にあつては、研究者教員による教育指導の下での最先端かつ領域横断的な理論の習得を目的とする科目と、実務法曹による教育指導の下での高度な実践的応用力の習得を目的とする科目（とりわけ、演習科目）が、法学の全分野にわたって相当数かつ網羅的に配置されており、実務法曹をめざす学生の目的とニーズに即して選択履修できるようにしている。

⑤ 3年次には、エクスターンシップ、民事模擬裁判などの臨床系科目を配置し、社会に生起する具体的問題に関心を持たせるとともに、それまでの理論的教育及び実務基礎教育の場で習得した法知識や思考力を実際に表現して実践的に活用できるようにする教育を施し、さらに、そこでの具体的実践を通じて体得した知識や経験を各自の理論的思考面へとフィードバックできるようにしている。加えて、民事法文書の作成に関する科目を配置し、研究者教員の理論的知見と実務家の経験とを複合して、文書起案の指導を行っている。

なお、②のうち基幹的な法律基本科目並びに民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎、③の法曹倫理、並びに、⑤のうち民事法文書作成をすべて必修科目とし、これらを合わせて「基幹科目」と位置づけている。これらの基幹科目については、段階的履修に資するように2年次と3年次とにバランスよく配置し、法曹としての責任感及び倫理観を涵養しつつ、基本的な法知識を体系的かつ効果的に習得できるようにしている。また、②及び⑤のうちその他の実務系科目は、選択必修制の「実務選択科目」としている。

（3）法律基本科目および必修の実務基礎科目に関しては、関係する法分野ごとに、「共通的な到達目標」（いわゆるコア・カリキュラム）を踏まえ、3年間の課程を通じた到達目標として「京都大学法科大学院の到達目標（〇〇法）」を設定し、ウェブ上の教育支援システムにおいて学生に示している。これは、平成23年度中の法曹養成専攻会議及び法曹養成専攻教員懇談会（FD会議）での意見交換の結果に基づいて24年度から実施したものである。これらの科目の授業の内容が各分野の到達目標を3年間で実現するものとなっていることは、法曹養成専攻教務委員会において検証済みである。また、今後も、教務委員会、専攻会議及び教員懇談会において、その達成や内容の拡充について検討していくこととしている。

そして、全授業科目について、授業担当教員が科目ごとの到達目標を設定してシラバスに明記している。各授業科目の学修目標（到達目標ないし達成度）は、法科大学院開設以来設定して各科目の「概要」及び「授業内容」の記載によって学生に周知しており、かつ、それに照らして成績評価をしてきたところであるが、平成24年度からは、23年度に法曹養成専攻会議及び法曹養成専攻教員懇談会で実施した教員間の意見交換の結果に従い、「到達目標」という表題の下にシラバスに明記することとしたものである。《資料2-1-1-2「『平成25年度 便覧』の「教育課程の概要」から抜粋」》

（4）なお、以上のように充実した法科大学院教育を行うことに対応して、本研究科・法学部における学部教育については、法学・政治学の基礎的素養を身につけたジェネラリストの育成という伝統的な教育目標をより明確にすべく、平成16年度より、開講科目数や単位数を減少させ、高度に専門技術的な内容の教育は行わないこととするなど、基礎的教育を重視する方向での再編を実施している。

他方、本法科大学院での教育は、上記（1）のように、3年の教育プロセスで、法曹に要求される

専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得、並びに法曹として不可欠な責任感及び倫理感の体得を完結的かつ段階的に図るものであり、法学部での基礎的教育とは質を全く異にする。

【以上全般について、解釈指針 2-1-1-1, 2-1-1-2】

《資料 2-1-1-1 ①》『平成 24 年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料 3〕冒頭部分

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21 世紀を迎えたいま、わが国は、自由で公正な社会の構築を目指して司法制度改革を進めています。司法を活性化し、法の精神をわが国の隅々にまで浸透させるには、優れた能力を有する数多くの法曹の存在が不可欠であり、その養成はわが国にとって喫緊の課題となっています。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、明治 32（1899）年の京都帝国大学法科大学の創立以来、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた伝統を礎として、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成 16（2004）年 4 月、法科大学院を開設しました。

教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

専門職学位課程（法科大学院）は、以下の教育目標の下、教育課程を編成し、実施する。

- 1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成する。
- 2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養する。
- 3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。
- 4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する。」

《資料 2-1-1-1 ②》京都大学法科大学院ウェブサイトの「基本理念・教育目標」のページ

ホームページ(<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 法科大学院について > 基本理念・教育目標

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21 世紀を迎えたいま、わが国は、法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会の構築を目指している。司法を活性化し、わが国の「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりもまず、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた役割を堅持しつつ、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成 16 年 4 月、法科大学院を開設した。

本法科大学院は、このような目的を達成するため、次の各方針に基づいて、法曹養成教育を実施する。

第 1 教育目標及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

専門職学位課程（法科大学院）は、以下の教育目標の下、教育課程を編成し、実施する。

- 1 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の中で、新たな時代を担う優れた法曹を養成する。
- 2 法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養する。
- 3 社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。
- 4 理論と実践を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する。

第 2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）〔省略〕

《資料 2-1-1-1 ③》平成 25 年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料 4-1〕の冒頭部分

「京都大学法学部・法学研究科は、これまで、わが国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた。この伝統を踏まえて、本法科大学院は、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標としている。入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での

学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」

《資料2-1-1-1④》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕2頁より抜粋

「基本理念・教育目標

自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

本法科大学院は、このような理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法が精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

《資料2-1-1-2》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕4～7頁より「教育課程の概要」
「(1)科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群」及び「(2)科目履修の進行」の部分抜粋

(1) 科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群

本法科大学院においては、次の5つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う（具体的科目名はシラバスを参照）。

① 基礎科目（28単位 すべて必修）

法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目。法学既修者については、単位を修得したものとみなされる。

② 基幹科目（36単位 すべて必修）

基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するために必要な法的分析・処理能力を育成するとともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるための科目。

③ 実務選択科目（2単位以上 選択必修）

主として、エクスターンシップや裁判演習等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をより円滑に行うための科目。

④ 選択科目Ⅰ（4単位以上 選択必修）

政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、法制度や法曹の意義あるいは役割を学ぶことで、法律問題の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深めるための科目。

⑤ 選択科目Ⅱ（12単位以上 選択必修）

多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を育成するための科目。なお、法政理論専攻との共通科目については、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

上記科目のほか、法政理論専攻4科目8単位、公共政策教育部（公共政策大学院）の科目（専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部（公共政策大学院）授業科目表」を参照）2科目4単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計4単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、法科大学院掛で法政理論専攻又は公共政策大学院の便覧を受け取り、確認すること。

(2) 科目履修の進行

学生の科目履修の流れは、おおよそ以下のとおりである（「法学未修者履修モデル」又は「法学既修者履修モデル」を参照）。

① 履修指導と開講前集中講座

新入生は、授業開始前に履修指導と3日間程度の集中講座を受け、法情報の調査方法など、法律学を学ぶ前提となる知識・技能を習得する。

② 1年次の履修

1年次には、基礎科目のすべてを履修することになる。基礎科目は全部で28単位であるが、前期に12単位、後期に16単位の科目が配当されており、それぞれの配当学期に受講する必要がある。

また、基礎科目に加えて、選択科目Ⅰのうちから数科目を受講することが標準となろう。

学生が科目を履修するには、あらかじめ履修登録しなければならない。登録できる単位数には上限が設けられており、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

なお、法学既修者は、1年間に在籍して基礎科目の28単位を修得したものとみなされることから、上記①の履修指導等を受けた後、次の③のステップへと進むこととなる。

③ 2年次の履修

基幹科目のうち2年次に配当された科目（前期12単位、後期14単位）を履修する。基幹科目もすべて必修であり、配当年次・学期が定められている。また、基幹科目に加えて、2年次に配当された選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修することになる。科目の選択は各自の判断で行い、将来の進路に必要な知識を確実に習得できるよう、適切な科目選択を心掛けること。

なお、登録できる単位数は、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

④ 3年次の履修

基幹科目のうち3年次に配当された科目（前期8単位、通年2単位）を履修するとともに、選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修する。選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目についても、それぞれ最低必要単位数が定められているので、その要件を満たすだけの科目数をそれぞれ選択する必要がある。また、リサーチ・ペーパーを作成するのも、主として3年次になる。

エクスターンシップは、3年次開始前の2・3月及び3年次の8・9月に実施する。

また、登録できる単位数は、1学期あたり24単位、1年度あたり44単位までである。

⑤ 履修登録単位の上限における留意点

各学年に履修登録できる単位数の上限は、上記②から④のとおりあるが、その算入については、特に以下の点に留意すること。

- ・法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目

法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入する。

- ・リサーチ・ペーパー

リサーチ・ペーパーの単位は、履修登録単位数の上限に算入する。

- ・再履修科目

再履修科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入するが、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、履修登録単位数の上限に算入しない。

- ・教育職員免許状取得に必要な単位

教育職員免許状取得に必要な単位は、履修登録単位数の上限に算入する。なお、当該科目の履修を希望する者は、履修登録前に法科大学院掛まで申し出ること。

法政理論専攻科目との共通科目については、各学年に履修登録できる上記単位数の範囲内で、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

⑥ 到達目標

各科目の到達目標は、シラバスに記載されているので、それを意識して履修すること。また、基礎科目と基幹科目を通じた各法分野ごとの到達目標は、「京都大学法科大学院の到達目標（〇〇法）」として、Westlaw Japan Academic Suite（以下「WLJ」と記載）に掲載している。

⑦ 修了と司法試験の受験

修了要件を満たせば、法務博士（専門職）の学位が与えられるとともに、司法試験の受験資格を得るので、これに基づき、5月に実施される司法試験を受験することになる。

⑧ 研究者への道

法学の研究者を志す者は、法科大学院修了後、法政理論専攻の博士後期課程に進学することになる。同課程に2年以上在学し、研究指導を受けて、論文審査及び試験に合格すれば、博士（法学）の学位が与えられる。法科大学院から法政理論専攻博士後期課程に進学または編入学する者については、一定の者を特定研究学生に採用し、奨学金のほか、リサーチアシスタントとしての報酬や自発的な研究活動のための経費、語学研修費等の経済的支援を行うという制度がある。

《資料2-1-1-3》履修モデル（『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕14頁で学生に示されているもの）

【法学未修者】													
履修登録 上限	1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		科目別取得単 位数
	通年36単位				通年36単位				通年44単位				
	20単位		20単位		20単位		20単位		24単位		24単位		
基礎科目 (28単位必修)	統治の基本構造	(2)	人権の基礎理論	(2)									28単位
	刑法の基礎1	(2)	行政法の基礎	(2)									
	刑事訴訟法の基礎	(2)	刑法の基礎2	(2)									
	財産法の基礎1	(4)	財産法の基礎2	(4)									
	家族法の基礎	(2)	商法の基礎	(4)									
		12		16									
基幹科目 (36単位必修)					公法総合1	(2)	公法総合2	(2)	公法総合3	(2)			36単位
					刑法総合1	(2)	刑法総合2	(2)	民法総合3	(2)			
					刑事訴訟法総合1	(2)	刑事訴訟法総合2	(2)	民事訴訟法総合2	(2)			
					民法総合1	(2)	民法総合2	(2)	刑事訴訟実務の基礎	(2)			
					商法総合1	(2)	商法総合2	(2)					
				民事訴訟実務の基礎	(2)	民事訴訟法総合1	(2)	民事法文書作成(通年2)					
					12		14			8		2	
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ	(2)								選択科目Ⅰ	(2)		4単位
										リサーチ・ペーパー	(2)		+リサーチ・ペーパー2単位
		2										4	
選択科目Ⅱ (最低12単位)					選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
					選択科目Ⅱ	(2)			選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	
									選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	
									選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	
									リサーチ・ペーパー	(2)			
						4		2			6	10	
実務選択科目 (最低2単位)							実務選択科目	(2)			実務選択科目	(2)	4単位
								2				2	
学期別取得単位数	14単位		16単位		16単位		18単位		14単位		18単位		96単位
	30単位				34単位				32単位				
【法学既修者】													
履修登録 上限	1年次				2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		科目別取得単 位数
	(通年36単位)				通年36単位				通年44単位				
	20単位		20単位		20単位		20単位		24単位		24単位		
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数												28単位
	28単位												
				28									
基幹科目 (36単位必修)					公法総合1	(2)	公法総合2	(2)	公法総合3	(2)			36単位
					刑法総合1	(2)	刑法総合2	(2)	民法総合3	(2)			
					刑事訴訟法総合1	(2)	刑事訴訟法総合2	(2)	民事訴訟法総合2	(2)			
					民法総合1	(2)	民法総合2	(2)	刑事訴訟実務の基礎	(2)			
					商法総合1	(2)	商法総合2	(2)	民事法文書作成(通年2)				
				民事訴訟実務の基礎	(2)	民事訴訟法総合1	(2)						
						12		14			8		2
選択科目Ⅰ (最低4単位)									選択科目Ⅰ	(2)	選択科目Ⅰ	(2)	4単位
											リサーチ・ペーパー	(2)	+リサーチ・ペーパー2単位
										2		4	
選択科目Ⅱ (最低12単位)					選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
					選択科目Ⅱ	(2)			選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	
									選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	
									選択科目Ⅱ	(2)	選択科目Ⅱ	(2)	
									リサーチ・ペーパー	(2)			
						4		2			6	10	
実務選択科目 (最低2単位)							実務選択科目	(2)			実務選択科目	(2)	4単位
								2				2	
学期別取得単位数	28単位				16単位		18単位		16単位		18単位		96単位
					34単位				34単位				

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

基準 2-1-2 に係る本法科大学院における科目の開設状況は、以下のとおりである《別紙様式 1 「開設授業科目一覧」及び上記資料 2-1-1-2 参照》。

(1) 法律基本科目

1 年次には、法学未修者を対象とする「基礎科目」として、統治の基本構造 (2 単位)、人権の基礎理論 (2 単位)、行政法の基礎 (2 単位)、財産法の基礎 1 (4 単位)、財産法の基礎 2 (4 単位)、家族法の基礎 (2 単位)、商法の基礎 (4 単位)、民事訴訟法の基礎 (2 単位)、刑法の基礎 1 (2 単位)、刑法の基礎 2 (2 単位)、刑事訴訟法の基礎 (2 単位) を開講している。いずれも、必修科目である。

2 年次以降には、「基幹科目」として、公法総合 1、公法総合 2、公法総合 3、民法総合 1、民法総合 2、民法総合 3、商法総合 1、商法総合 2、民事訴訟法総合 1、民事訴訟法総合 2、刑法総合 1、刑法総合 2、刑事訴訟法総合 1、刑事訴訟法総合 2 を、いずれも 2 単位の必修科目として開講している。公法総合 2 では、憲法・行政法の両分野に属する問題が横断的・複合的に扱われている。【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

2 年次以降に配当される「基幹科目」として、法曹倫理、民事法文書作成、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎を、いずれも 2 単位の必修科目として開講している。これらの科目のうち、民事法文書作成では、授業担当者である研究者教員が、連携教員 (後記参照) である実務家教員の協力を得て模擬事例を作成し、学生が作成した法文書の添削を弁護士に委託した上で、研究者教員がその添削の結果を参照して評価をし、その評価を踏まえて講評と指導を行っている。また、その他の科目では、実務家教員が単独で又は研究者教員と共同で授業を担当している。【解釈指針 2-1-2-2】

また、2 年次以降に配当される「実務選択科目」として、弁護士実務の基礎 1、弁護士実務の基礎 2、民事弁護実務演習、刑事弁護実務演習、検察実務演習、民事裁判演習、刑事裁判演習、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、エクスターンシップを、いずれも 2 単位の選択必修科目 (2 単位必修) として開講している。これらのうち、エクスターンシップでは、派遣先弁護士事務所との連絡調整、学生の活動状況の把握、単位認定等を専任研究者教員が責任を持って担当している。その他の科目では、担当者はすべて実務家教員である。【解釈指針 2-1-2-2】

以上の法律実務基礎科目においては、実務家教員が担当する各科目について、関係する分野の研究

者教員を「連携教員」として指定し、また、民事法文書作成及びエクスターンシップについては、専任の実務家教員又は法科大学院特別教授を「連携教員」として指定している《別添資料6-1「平成25年度学科目連携教員担当表」》。「連携教員」は、関係の科目について、授業内容を確認し、必要に応じて担当教員と意見交換をすることとしている。このように、法律実務基礎科目において、担当教員が法律基本科目等を担当する教員との間で密接な連絡をとって授業を進めており、法律基本科目等との連携が図られている。【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目を、「選択科目Ⅰ」の科目区分で開講している。ここには、《別添様式1「開設授業科目一覧」》にあるように、基礎法学系（外国法関係を含む）の諸科目及び政治学系の諸科目が配置されている。いずれも2単位の選択必修科目（4単位必修）であって、当該学問分野に関する高度な専門的知見を備えた研究者教員が授業を担当している。これらの科目のうち約半分の科目では、より創造的な問題探究能力の研鑽の機会として、リサーチ・ペーパーの作成・提出を認め、かつ、これを推奨しており、合格した場合には更に2単位を与えることとしている《リサーチ・ペーパーの作成について、資料2-1-2-1参照》。【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

本法科大学院では、展開・先端科目を、「選択科目Ⅱ」の科目区分で開講している。ここには、《別添様式1「開設授業科目一覧」》にあるように、応用理論的な内容を目的とした科目（生命倫理と法、情報法、憲法理論と憲法史、現代契約法など）、最先端の実践的問題に取り組むことを目的とした科目（現代立法論、地方自治法制、現代の行政法制、環境政策と法、経済刑法、医療訴訟の現状と課題、現代商取引法、競争政策と法、ADRと法、各種の事例演習など）、特殊法領域に属する科目（倒産処理法、民事執行・保全法、消費者法、保険法、信託法、労働法、社会保障法、経済法、環境法、知的財産法、税法、国際私法、国際民事手続法、国際取引法、国際法など）、企業法務の実践的技能を磨くことを目的とした科目（金融サービス規制法、企業法務、ファイナンスの法と理論、M&A法制など）、研究者を志す者等のために、より学術的・理論的な知見を修得させることを目的とした科目（各種の理論演習など）が配置されている。いずれも2単位の選択必修科目（12単位必修）である。これらの科目のうち一定の科目では、より創造的な問題探究能力の研鑽の機会として、リサーチ・ペーパーの作成・提出を認め、かつ、これを推奨しており、合格した場合には更に2単位を与えることとしている《リサーチ・ペーパーの作成について、資料2-1-2-1参照》。【解釈指針2-1-2-4】

《資料2-1-2-1》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕7頁より「教育課程の概要」の「(3) リサーチ・ペーパーの作成」の部分を抜粋

(3) リサーチ・ペーパーの作成

選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱのうち予め指定された科目（以下「リサーチ・ペーパー指定科目」という。）を履修した上で、2科目を限度としてリサーチ・ペーパーを作成・提出することができる。合格した場合には、2単位を与える。これは、学生自らが新たな問題を発見し、それを批判的に検討して適切な解決策を見出していくという、より創造的な問題探究能力の研鑽ができる機会をもてるようにするためのものである。

なお、リサーチ・ペーパーの作成・提出は、以下の要領で行う。

- 1) リサーチ・ペーパーの履修登録を希望する者は、当該リサーチ・ペーパー指定科目を履修している学期に、担当教員にその旨を申し出なければならない。
- 2) リサーチ・ペーパーの履修登録は、3)に定める場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得した後に、3年次において行うことができる。ただし、担当教員の承諾がある場合に限り、2年次において登録することを認める。

- 3) リサーチ・ペーパー指定科目を3年次後期に履修する場合は、リサーチ・ペーパー指定科目の履修登録と同時に、リサーチ・ペーパーの履修登録を行うことが認められる。この場合において、リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得できなかったときは、リサーチ・ペーパーの単位も認められない。
- 4) リサーチ・ペーパーは、8千字から1万字程度を目安とする。
- 5) リサーチ・ペーパーは、履修登録した学期が前期であるときは7月末日まで、後期であるときは1月末日までに法科大学院掛へ提出しなければならない。
- 6) リサーチ・ペーパーを提出して不合格の判定を受けたときは、当該リサーチ・ペーパー指定科目を再履修する場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目についてリサーチ・ペーパーを再提出することを認めない。

基準 2－1－3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準 2－1－3 に係る状況）

（1）法律基本科目

法律基本科目において、各分野における基本問題が横断的・網羅的・完結的に取り扱われている。

【解釈指針 2－1－3－1】

（2）法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、いずれも、研究者教員が実務家教員と緊密な連携をとりながら、あるいは、実務家教員が主体となっており、内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない。【解釈指針 2－1－3－1】

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、いずれも、当該学問分野に関する高度な専門的知見を備えた研究者教員が授業を担当しており、内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない。【解釈指針 2－1－3－1】

（4）展開・選択科目

展開・選択科目は、いずれも、法律基本科目及び法律実務基礎科目で習得した知識を応用的に発展させる授業内容のものとなっており、内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない。【解釈指針 2－1－3－1】

基準 2－1－4：重点基準

基準 2－1－2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2－1－4 に係る状況）

本法科大学院において、法律基本科目に対応する科目は、「基礎科目」と「基幹科目」に分類され、いずれも必修科目である。基礎科目は1年次に配当され、単位数は28単位、基幹科目は2年次と3年次前期に配当され、単位数はそれぞれ22単位と6単位である。

法律実務基礎科目に対応する科目は、「基幹科目」として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎が2年次に、刑事訴訟実務の基礎、民事法文書作成が3年次に配当され、単位数は各2単位、総計8単位で全て必修科目である。また、「実務選択科目」として、弁護士実務の基礎1・2、民事裁判演習、刑事模擬裁判、エクスターンシップなど10科目が主に3年次に配当されている。これらは2単位の選択必修科目であり、2単位以上の履修が修了要件である。

基礎法学・隣接科目に対応する科目は、「選択科目Ⅰ」として、基礎法系の科目10科目、政治系の科目3科目（平成25年度）が1・2・3年次又は2・3年次配当の科目として置かれている。いずれも2単位の選択必修科目であり、4単位以上の履修が修了要件である。

展開・先端科目に対応する科目は、「選択科目Ⅱ」として、生命倫理と法、環境法、国際法、経済刑法、医療訴訟の現状と課題、保険法、経済法、知的財産法1・2、倒産処理法1・2、国際私法1・2、労働法1・2、信託法など63科目（平成25年度）が2・3年次又は3年次配当の科目として置かれている。いずれも2単位の選択必修科目であり、12単位以上の履修が修了要件である。

以上のように、本法科大学院では、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数の授業科目を偏りなく開設し、また、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感、社会のかかえる構造的課題や最先端の法的問題に取り組む能力を備えた、社会の様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出するという教育理念・目標に照らして、適切と見られる科目の分類を行い、これを学生による段階的履修に資するよう各年次に配当している。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

（1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） 10単位

（2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2-1-5に係る状況）

本法科大学院において、法律基本科目に対応する科目は、「基礎科目」と「基幹科目」の科目に分類され、いずれも必修科目とし、かつ、学生にとっての段階的履修を保障している《上記資料2-1-1-2「『平成25年度便覧』〔別添資料1-1〕4～7頁より抜粋（教育課程の概要）」、別紙様式1「開設授業科目一覧」》。科目種別ごとの単位数は、以下のとおりである。

	基礎科目	基幹科目	総計
公法系科目	6	6	12
民事系科目	16	14	30
刑事系科目	6	8	14
総計	28	28	56

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に注意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 本法科大学院において、法律実務基礎科目に該当する科目では、以下の各科目(合計8単位)を「基幹科目」の一部と位置づけ、いずれも必修科目として開設している。

① 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、法曹倫理(2単位)を開設している。

② 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、民事訴訟実務の基礎(2単位)を開設している。

③ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、刑事訴訟実務の基礎(2単位)を開設している。

④ 法文書作成に関し、3年次の必修科目として、民事法文書作成(2単位)の科目を開設している。同科目では、複数回にわたり、民事及び商事事件に係る紛争を主たる対象として取り上げ、法理論及び法実務上の問題を含む模擬事例(その作成に当たっては専任の実務家教員の協力を得ている)をもとに、学生に対し、原告若しくは被告の訴訟代理人弁護士の立場又は裁判官の立場に立った即日起案を行わせ、提出された文書について、実務家である弁護士が個別に添削し、研究者教員がその添削の結果を参照して評価をし、その評価を踏まえて講評と指導を行っている(なお、法文書作成については、後記(5)のように実務選択科目の中でも取り扱われている)。

(2) 本法科大学院では、法曹としての技能及び責任等を習得させることを目的とした臨床系の法律実務教育科目として以下の各科目を開設し、そのうち、「実務選択科目」2単位を選択必修としている。

① 模擬裁判に該当する科目として、民事模擬裁判及び刑事模擬裁判を、「実務選択科目」として開設している(いずれも2単位)。

② ローヤリングに該当する科目として、ADRと法(2単位)を「選択科目Ⅱ」として開設しているほか、弁護士実務の基礎2(2単位の「実務選択科目」)において、授業の一内容として、ロール・プレイによる事情聴取・現場確認の技法を実践する場を設けている。

③ エクスターンシップについては、2単位の「実務選択科目」として開設し、東京・名古屋・大阪・京都地区の100近くの法律事務所と連携して、春季・夏季の2回に分けて、100名程度の学生を80時間にわたり研修させている《資料2-1-6-1、別添資料6-2「平成25年度エクスターンシップ派遣先事務所」》。

④ さらに、本法科大学院では、実務家教員による民事弁護実務演習、刑事弁護実務演習、検察実務演習、民事裁判演習、刑事裁判演習を「実務選択科目」として開設している(いずれも2単位)。

(3) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、上記(1)①の法曹倫理のほか、弁護士実務の基礎1、弁護士実務の基礎2、民事弁護実務演習、刑事弁護実務演習、民事裁判演習、刑事裁判演習、検察実務演習(いずれも、2単位の選択必修科目)等の中で、民事・刑事事件における法曹の社会的責任、人権擁護の使命、心構え等を繰り返し指導している。また、3年次に配当されているエクスターンシップ(選択必修科目)では、受講の前提として法曹倫理の単位を取得していることを義務付けるとともに、授業前のオリエンテーション及び研修中に、担当教員・弁護士から、随時、実践的な指導を与えている《資料2-1-6-1》。さらに、民事訴訟、刑事訴訟等に関する法律基本科目においても、法曹としての責任や倫理を意識した教育を行っている。

(4) 法情報調査に関しては、開講前講座として、「法情報調査1」・「法情報調査2」(1は未修者全員が対象、2は未修者既修者を問わず全員が対象)、「判例の読み方」(未修者全員が対象)・「判例分析の方法」(既修者全員が対象)を実施している《資料2-1-6-2》。この授業は、単位認定の対象

とはしていない。

(5) 法文書作成に関し、前記(1)④のように必修科目として民事法文書作成を開講しているほか、弁護士実務の基礎1、弁護士実務の基礎2、民事模擬裁判及び刑事模擬裁判においても、訴状・起訴状・答弁書等の訴訟上の文書や契約書、内容証明郵便等の作成指導を行っている。

(6) 以上のほか、専門的領域の法実務に関する科目として、環境法事例演習、税法事例演習、債権回収事例演習、会社法事例演習、知的財産法事例演習、倒産処理法事例演習、労働法事例演習、経済法事例演習、涉外契約演習といった各種の事例演習を多岐にわたって開設し、当該各分野に精通している弁護士その他の実務家教員による教育指導の場を設けている。

(7) そして、本法科大学院においては、実務家教員が担当する各科目について、関係する分野の研究者教員を「連携教員」として指定し、民事法文書作成及びエクスターンシップについて、専任の実務家教員又は法科大学院特別教授（実務家教員）を「連携教員」として指定している《別添資料6-1「平成25年度学科目連携教員担当表」》。「連携教員」は、指定された関係科目について、開講前にシラバスを読んで授業内容を確認するとともに、開講前及び授業期間中、必要に応じて担当教員と意見交換をしている。このように、法律実務基礎科目の授業内容を定め、それを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力している。【解釈指針2-1-6-1】

以上に関する資料として、《別紙様式1「開設授業科目一覧」》、上記資料2-1-1-2「『平成25年度便覧』〔別添資料1-1〕4～7頁より抜粋（教育課程の概要）」、別添資料1-3「平成25年度授業時間割表」》のとおりである。

《資料2-1-6-1》エクスターンシップ実施概要（『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕42～44頁）

I 目的

1・2年次に習得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作る。

II 研修内容

学生は、弁護士事務所に赴き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。

- ・顧客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で発問を行い、また、討議を行う。
- ・弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、それに関する学説・判例を調査・整理する。
- ・弁護士が担当する事件に関し、法廷等の傍聴を行う。
- ・その他

III 募集人数・実施期間・実施地区等

- (1) 受講学生の募集人数 100名程度
- (2) 実施時期 2年次後期試験終了後（70名程度）
および3年次前期試験終了後（30名程度）
- (3) 実施期間 10日（80時間）（具体的な実施期間は申請時期に告示する。）
- (4) 実施地区 大阪・京都・名古屋・東京

IV 取得単位の取扱い

- (1) エクスターンシップに合格した場合、2単位を与える。
- (2) エクスターンシップは、2年次後期試験終了後実施分については3年次前期の授業として取り扱い、3年次前

期試験終了後実施分については3年次後期の授業として取り扱う。

V 学生の受講資格

- ① 法曹倫理の単位を取得していること。
- ② 2年次後期試験終了後実施分については、3年次への進級要件を満たしていること。
- ③ 「学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯賠償責任保険 法科大学院生教育研究賠償責任保険(財団法人 日本国際教育支援協会)」に加入していること。
- ④ 事前の履修指導を受講したこと。
- ⑤ 法科大学院及び研修先に対し、所定の誓約書の提出をしたこと。

VI 受講申請と受講学生の選考

- (1) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請期間内に、所定の用紙により、受講申請を行う。
- (2) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請に当たり、研修先機関の一覧の中から、希望する研修先機関を、順位を付して指定する。
- (3) 研修先機関の一につき定員を超過する申請があった場合には、当該配当年次の学生が優先されるとともに、同年の学生間にあっては選考基準として法科大学院での成績が重視される。

VII 成績評価

- (1) エクスターンシップの研修を受けた学生は、研修期間終了後1週間以内に、次の書類をエクスターンシップ担当教員に提出する。
 - 一 各日の研修開始・終了時間、研修地、研修内容等を記載し、研修指導者の確認を得た研修内容報告書
 - 二 研修内容についての自己評価書
 - 三 研修での法律実務体験における法理論的問題、法曹倫理にかかわる問題、依頼者・弁護士関係に関する問題等についてのレポート
- (2) エクスターンシップの成績評価については、エクスターンシップ担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び学生が提出する書類を基礎として、可否の形で判定を行う。

VIII 学生の守秘義務・人権配慮義務等

- (1) 受講学生は、研修を通じて知り得た秘密を、研修中のみならず研修終了後も、決して漏洩してはならない。
- (2) 受講学生は、研修中のみならず研修後においても、人権の尊重に対して特に配慮するとともに、研修先機関及び研修指導者並びにその顧客の利益を侵害したり、また、その業務に支障を生じさせたりすることのないように、特段の注意を払わなければならない。
- (3) 受講学生が秘密の漏洩その他著しく不正な行為をした場合には、京都大学通則53条(同条の準用する同32条及び同33条)の規定に従い、退学その他の措置を採ることがある。

IX その他

研修先機関までの交通費や滞在費など、必要な経費は受講学生の負担とする。

《資料2-1-6-2》法情報調査1・2等の授業内容（『平成25年度 開講前集中講座予定表』〔別添資料1-4〕より抜粋）

法学未修者

講義名	日時	場所	担当	内 容
法情報調査1	4月3日（水） 1時限目	法経第九教室 （法経本館2階中央）	堀江教授	法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。
法情報調査2	4月3日（水） 2時限目	法経第九教室 （法経本館2階中央）	堀江教授	法科大学院学習室、法学部図書館、およびWestlaw Japan Academic Suiteについて、それぞれの利用方法を説明する。
判例の読み方	4月4日（木） 2時限目	法経第九教室 （法経本館2階中央）	安田教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

法学既修者

講義名	日時	場所	担当	内 容
法情報調査2	4月2日（火） 10:00～11:30	法経第六教室 （法経本館2階東）	堀江教授	法科大学院学習室、法学部図書館、およびWestlaw Japan Academic Suiteについて、それぞれの利用方法を説明する。
判例分析の方法	4月3（水） 2時限目	法経第六教室 （法経本館2階東）	安田教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

基準2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準2-1-7に係る状況）

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目を「選択科目Ⅰ」の科目区分で開設しているが、そこでは、基礎法系（法理学・法史学・法社会学・外国法系統）の科目を10科目、政治系（政治学・政治思想・政治史系統）の科目を3科目、合計13科目を開設している（平成25年度）。いずれも2単位の選択必修科目であり、この中から4単位以上を履修すべきものとしている《別紙様式1「開設授業科目一覧」、上記資料2-1-1-2「『平成25年度便覧』〔別添資料1-1〕4～7頁より抜粋（教育課程の概要）」》。

基準2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準2-1-8に係る状況）

本法科大学院は、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる「総合的な法的能力」の育成を教育目標として掲げている。この目標を実現するため、多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的・複合的な法律問題を分析することでより高度な実践的能力を育成するべく、「選択科目Ⅱ」として、基準2-1-2（4）に示された特徴を備えた科目を、63科目開設している（平成25年度）。いずれも2単位の選択必修科目であり、この中から12単位以上を履修すべきものとしている《別紙様式1「開設授業科目一覧」、上記資料2-1-1-2「『平成25年度便覧』〔別添資料1-1〕4～7頁より抜粋（教育課程の概要）」》。

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準2-1-9に係る状況）

本法科大学院においては、エクスターンシップ及び民事法文書作成を除き、原則として週1回90分（4単位科目については、週2回・各90分）で行っている。授業回数は、各科目のシラバス《別添資料1-2》に記載のとおり、全14回を確保し、事情により授業時間割に設定した時間帯に授業を実施することができなかったときには、必ず補講を行う態勢をとっている。14回の授業が終了し、その後、少なくとも4日間の準備期間において、定期試験の時間帯を確保している《別紙様式1「開設授業科目一覧」、上記資料2-1-1-2「『平成25年度便覧』〔別添資料1-1〕4～7頁より抜粋（教育課程の概要）」及び別添資料1-3「平成25年度授業時間割表」のほか、資料2-1-9-1「平成25年度学事日程」、別添資料6-3「平成24年度 休講・補講一覧」参照》。

エクスターンシップについては、実習的要素が極めて強いことから、10日間・合計80時間の研修時間数を設定し、研修内容に関する報告・レポート等の審査を経て合格と認めた者に対して、2単位を与えている《上記資料2-1-6-1「エクスターンシップ実施概要」参照》。

民事法文書作成については、通年科目として設定し、冒頭回での基本的説明と最終回での総括的講評（各90分）のほか、2コマ合計180分の即日起案と、1コマ90分の講評を組み合わせたセットを合計4セット実施し（したがって、90分枠で計算して合計14回）、合格と認めた者に対して、2単位を与えている。

《資料2-1-9-1》

平成25年度 法科大学院学事日程

4月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr><tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr><tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					1(月) 前期始まり 14:00～ 履修指導 2(火) ～ 開講前集中講座(4/4まで) 5(金) 入学式 8(月) 前期授業開始、履修確認表配布 10(水) 健康診断	10月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr><tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			1(火) 後期始まり・後期授業開始 15(火) 月曜日の振替授業							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
	1	2	3	4	5	6																																																																																								
7	8	9	10	11	12	13																																																																																								
14	15	16	17	18	19	20																																																																																								
21	22	23	24	25	26	27																																																																																								
28	29	30																																																																																												
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
		1	2	3	4	5																																																																																								
6	7	8	9	10	11	12																																																																																								
13	14	15	16	17	18	19																																																																																								
20	21	22	23	24	25	26																																																																																								
27	28	29	30	31																																																																																										
5月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		2(木) 月曜日の振替授業 8(水) 月曜日の振替授業	11月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr><tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	27(水) 月曜日の振替授業							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
			1	2	3	4																																																																																								
5	6	7	8	9	10	11																																																																																								
12	13	14	15	16	17	18																																																																																								
19	20	21	22	23	24	25																																																																																								
26	27	28	29	30	31																																																																																									
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
					1	2																																																																																								
3	4	5	6	7	8	9																																																																																								
10	11	12	13	14	15	16																																																																																								
17	18	19	20	21	22	23																																																																																								
24	25	26	27	28	29	30																																																																																								
6月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr><tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							18(火) 創立記念日	12月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr><tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					17(火) ～ 単位認定辞退届受付(12/20まで) 24(火) 月曜日の振替授業 28(土) 冬季休業前授業終了 29(日) ～ 冬季休業(～1/3まで)
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
						1																																																																																								
2	3	4	5	6	7	8																																																																																								
9	10	11	12	13	14	15																																																																																								
16	17	18	19	20	21	22																																																																																								
23	24	25	26	27	28	29																																																																																								
30																																																																																														
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7																																																																																								
8	9	10	11	12	13	14																																																																																								
15	16	17	18	19	20	21																																																																																								
22	23	24	25	26	27	28																																																																																								
29	30	31																																																																																												
7月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr><tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr><tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				2(火) ～ 単位認定辞退届受付(7/5まで) 20(土) 前期授業終了 29(月) ～ 前期試験期間 (8/12まで。ただし、8/8除く) 31(水) 前期リサーチ・ペーパー提出期限	1月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		15(水) 月曜日の振替授業 17(金) } 大学入試センター試験に伴う授業休止 18(土) } 22(水) 後期授業終了 30(木) ～ 後期試験期間(2/13まで) 31(金) 後期リサーチ・ペーパー提出期限							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
	1	2	3	4	5	6																																																																																								
7	8	9	10	11	12	13																																																																																								
14	15	16	17	18	19	20																																																																																								
21	22	23	24	25	26	27																																																																																								
28	29	30	31																																																																																											
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
			1	2	3	4																																																																																								
5	6	7	8	9	10	11																																																																																								
12	13	14	15	16	17	18																																																																																								
19	20	21	22	23	24	25																																																																																								
26	27	28	29	30	31																																																																																									
8月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	13(火) ～ 夏季休業(9/30まで) 19(月) ～ 前期追試験(8/21まで)	2月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		19(水) ～ 後期追試験(2/21まで)							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
				1	2	3																																																																																								
4	5	6	7	8	9	10																																																																																								
11	12	13	14	15	16	17																																																																																								
18	19	20	21	22	23	24																																																																																								
25	26	27	28	29	30	31																																																																																								
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
						1																																																																																								
2	3	4	5	6	7	8																																																																																								
9	10	11	12	13	14	15																																																																																								
16	17	18	19	20	21	22																																																																																								
23	24	25	26	27	28																																																																																									
9月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr><tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						11(水) 前期成績発表 30(月) 前期終わり	3月 <table><tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr><tr><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						6(木) 後期成績発表 24(月) 学位授与式 31(月) 後期終わり
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7																																																																																								
8	9	10	11	12	13	14																																																																																								
15	16	17	18	19	20	21																																																																																								
22	23	24	25	26	27	28																																																																																								
29	30																																																																																													
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
						1																																																																																								
2	3	4	5	6	7	8																																																																																								
9	10	11	12	13	14	15																																																																																								
16	17	18	19	20	21	22																																																																																								
23	24	25	26	27	28	29																																																																																								
30	31																																																																																													

2 特長及び課題等

本法科大学院における教育内容の特徴は、法曹として様々な分野において指導的地位に立ちうる人材を養成するという教育目標を実現するため、実務的教育と理論的教育を複合的・有機的に関連づけて体系化されたカリキュラムを提供するとともに、一方において批判的討究に基づく創造的思考力獲得の機会を与え、他方において実務との架橋を積極的に図ることで、法曹に求められる実践的理論能力を高度なレベルで育成しようとする点にある。

具体的には、次の諸点を指摘できる。

- ① 実務基礎科目のうち主要な4科目（民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理、民事法文書作成）を、法律基本科目とともに必修の基幹科目として位置づけるとともに、要件事実及び事実認定の基礎的部分を取り扱う民事訴訟実務の基礎を2年次前期に配当することにより、これらの理解に基づいて民法総合をはじめとする法律基本科目を履修できるようにしている。
- ② 3年次に配当された民事法文書作成においては、実務において生起する紛争事例に即して法律基本科目で培った理論能力を試し、実践的理論能力のさらなる発展を図れるように配慮している。
- ③ 法の原理的理解や多様な法分野についての理論的理解を深める科目を開講し、リサーチ・ペーパーの作成を推奨することで、学生が批判的な検討を通じて、創造的な問題解決能力を身につける機会を設けている。
- ④ 税法、知的財産法、倒産処理法、労働法、経済法、国際私法などの分野について、理論的知見の習得を図る科目と実践的能力を培う事例演習科目とを開講し、受講者がこれらを組み合わせて受講することによってこれらの法分野についての高度な実践的理論能力を身に付けることができるようにしている。
- ⑤ 「選択科目Ⅱ」として、上記④のほかにも多様な展開・先端科目を開講している。そこでは、応用理論的な内容を目的とした科目、最先端の実践的問題に取り組むことを目的とした科目、企業法務の実践的技能を磨くことを目的とした科目、研究者を志す者のためにより学術的・理論的な知見を習得させることを目的とした科目などが幅広く配置されており、学生の希望進路に応じた自由な科目選択を可能にしている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

（1）法律基本科目に相当する科目のうち1年次に配当される「基礎科目」については、1学年1クラス（平成21年度は60名前後、22年度は40名強、23年度は30数名、24年度は40名強、25年度は40名強。再履修者を含む。以下同じ。）での授業を行っている。

また、法律基本科目に相当する「基幹科目」について、3クラス（平成21年度は1クラス70名強、22年度は60数名、23年度は50数名、24年度はほとんどの授業で52名～59名、25年度は53名～58名。）に分けた少人数編成を行い、双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われるための態勢を組んでいる。なお、平成18年度から民事訴訟法総合1、19年度から民事訴訟法総合2、さらに、20年度からは民法総合1、商法総合1及び商法総合2について、4クラス制を導入し、各クラス50名程度で実施してきたが、22年度に行われた定員削減に伴い、同年度より（ただし、民事訴訟法総合2は23年度から。）3クラス制（1クラス50数名程度）に復している。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

（2）実務的教育の導入部に当たる民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎についても、3クラス制（平成21年度は1クラス70名程度、22年度は60～71名、23年度は50数名～60名、24年度は54名～59名、25年度は54名～56名）を敷いているほか、弁護士実務の基礎1・2、民事裁判演習についても、3クラス制（平成21年度は1クラス20名程度、22年度以降は10数名～30名程度）を採用している。さらに、刑事裁判演習、刑事模擬裁判、検察実務演習については、2クラス制（検察実務演習は24年度から。）で、1クラス20名程度であり、民事弁護実務演習は、平成24年度から10クラス制となり、1クラス15名程度である（平成23年度までは11クラス制で、21・22年度は1クラス15名程度、23年度は1クラス10名強であった）。なお、民事模擬裁判、刑事弁護実務演習についてはクラス制ではないが、20名程度で実施している。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

（3）法曹倫理については、その重要性に鑑み、平成21年度は4クラス（1クラス50名程度）、22年度以降は3クラス（22年度は1クラス60名程度、23年度以降は50数名程度。）による少人数教育の方法を採用している。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

（4）基礎法学・隣接科目に相当する「選択科目Ⅰ」及び展開・先端科目に相当する「選択科目Ⅱ」においては、演習方式で実施する授業については、すべての科目で、学生数の上限を、30名程度に限定している。また、講義方式と双方向・多方向方式を併用する授業では、受講者を制限していないが、一部の例外的な科目を除いて、受講者は数十名程度にとどまっている。

受講者が100名を超えている一部の選択科目については、それらの科目の性質が知識の伝達を中心

とするものであるほか、学習方法の教示や学生の質問への対応も丁寧にされているので、そのような規模であることによる教育効果への影響はないものと考えられ、しかも、関連する法分野について開講されている事例演習等の少人数科目を受講することによる教育効果も生じていることから、特段の支障は生じていない。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

(5) 本法科大学院が属する京都大学大学院法学研究科には、科目等履修生及び聴講生の制度があり、研究科教授会の議を経て科目の履修を許可することがあるとされているが《資料3-1-1-1「京都大学大学院法学研究科規程第21条第1項」》、法科大学院入学試験に合格した者に対してプロセスとしての一貫した法曹養成教育を施すという本法科大学院の方針に照らし、科目等履修生及び聴講生による法科大学院開講科目の履修については、原則としてこれを認めず、例外的に「選択科目Ⅰ」・「選択科目Ⅱ」に属する科目に限って、かつ、履修者数の点で余裕のある場合にのみ、個別の科目の履修を認める余地を残しているにとどまる《資料3-1-1-2「法曹養成専攻における科目等履修生・聴講生の具体的な数」》。【解釈指針3-1-1-3】

(6) 本法科大学院の属する京都大学大学院法学研究科には研究者の養成を目的とした法政理論専攻が設置されているほか、平成18年度に、専門職大学院としての公共政策大学院（大学院公共政策教育部）が本学に設置された。これら法政理論専攻及び公共政策教育部に所属する学生については、本法科大学院で開講する科目のうち、「選択科目Ⅰ」及び「選択科目Ⅱ」に属する科目に限って、かつ、当該授業を担当する教員の許可を受けたうえで、個別の科目の履修を認める余地を残している。しかも、履修することのできる単位数には、上限を設けている《資料3-1-1-3「法政理論専攻履修規程第10条」、資料3-1-1-4「京都大学公共政策教育部履修規程第9条」》。ここでは、すべての基礎科目、基幹科目及び実務選択科目を履修対象から外すとともに、履修申請手続面での審査を適切に行うことで、法科大学院に所属する学生に対する法曹養成教育にとって支障が生じないようにしている。【解釈指針3-1-1-3】

(7) 以上全般に関し、平成25年度における各開講科目の履修学生数については、《別紙様式1「開設授業科目一覧」》に記載したとおりである。【解釈指針3-1-1-2】

《資料3-1-1-1》京都大学大学院法学研究科規程第21条第1項

「外国学生、科目等履修生又は聴講生として入学を希望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することができる。」

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料3-1-1-2》法曹養成専攻における科目等履修生・聴講生の具体的な数

科目等履修生：	平成21年度2名（2科目）
	平成22年度1名（1科目）
	平成23年度1名（1科目）
	平成24年度なし
	平成25年度3名（10科目）
聴講生：	平成24年度3名（3科目）
	平成25年度2名（2科目）

《資料3-1-1-3》法政理論専攻履修規程第10条

1 修士課程においては、法曹養成専攻における科目及び公共政策教育部における科目（公共政策論及び事例研究を除く。以下同じ）について、それぞれ4単位を限度として履修することができる。

2 法曹養成専攻又は公共政策教育部における科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、研究科長に届け出なければならない。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料3－1－1－4》京都大学公共政策教育部履修規程第9条

1 他の研究科における修士課程の科目又は他の専門職大学院の科目（法曹養成専攻の科目は選択科目に限る。）は、8単位を限度として、履修することができる。

2 前項の規定により科目を履修しようとする者は、学期又は学年の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、教育部長に届け出なければならない。

(出典：大学院公共政策連携研究部・教育部規程集)

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

(1) 法律基本科目のうち、法学未修者を対象とする「基礎科目」の授業は、平成22年度は1クラス40名強であったが、同23年度は1クラス30数名、24年度は40名強(一部の授業で46名)、25年度は40名強(39名～43名)で実施している。

(2) 法律基本科目のうち、「基幹科目」については、平成18年度から民事訴訟法総合1、翌19年度から民事訴訟法総合2、さらに、同20年度からは民法総合1、商法総合1及び商法総合2について、4クラス制を導入し、各クラス50名程度にしてきたが、平成22年度に行われた定員削減に伴い、同年度より(ただし、民事訴訟法総合2は同23年度から。)、3クラス制に復しており、1クラスの学生数は50数名である。その他の全ての基幹科目において、平成21年度は1クラス70名強(ただし、最大で77名のクラスが1つあった。)、22年度は1クラス60数名(最大は71名)、23年度は1クラス50数名(最大は62名)、24年度はほとんどの授業で52名～59名(一部の科目で63名、65名)、25年度は53名～58名となっている。【解釈指針3-1-2-1】

なお、以上全般に関し、平成25年度における各開講科目の履修学生数については、《別紙様式1「開設授業科目一覧」》に記載したとおりである。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院は、その教育の理念・目標(第1章参照)に従い、法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、討議を重視した少人数教育を行っており、これによって、各授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識を確実に身につけさせ、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力の育成を図っている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

各科目の授業は、週2回授業が行われる4単位科目である一部の基礎科目を除き、原則として週1回90分で行われ。また、授業の形式としては、以下のように、各々の特質に応じ、双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が採られ、教育効果を高めている《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2『平成25年度 シラバス』、資料3-2-1-1『平成25年度便覧』の「授業の形式」に関する記載、別添資料1-3「平成25年度 授業時間割表」》。

①双方向・多方向形式は、すべての基幹科目において、また選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいてもその科目の特質に応じ、用いられている。そこでは、30数名から60名程度のクラスにおいて、学生の十分な予習を前提に、教員が様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業を進めている。

基礎科目においては、同様の双方向・多方向形式を基本としながらも、担当教員の判断により、必要に応じて、講義形式を組み合わせた授業が行われている。

②講義形式は、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、主として基本的な知識の習得を図る科目において用いられる。そこでは、教員の講義を中心として授業を進めつつも、決して一方通行ではなく、適宜質疑応答を交えるなどして学生の理解を図っている。

③演習形式は、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる。授業は30人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で行っている。

④実務選択科目のうち、法律事務所などで研修を行うエクスターンシップについては、専任教員が弁護士の協力の下で指導を行っている。その他の実務選択科目の授業は、30人程度までのクラスにおいて演習形式で実施し、適宜ロール・プレイなどの技法を取り入れ、教育効果の向上を図っている。

【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

エクスターンシップにおいては、受講の前提として法曹倫理の単位を取得していることを義務付ける一方、オリエンテーションの実施や所定の誓約書の提出を求めることを通じ、守秘義務の遵守、人権への配慮、不正行為の禁止を徹底させるべく受講学生を指導している。また、エクスターンシップ担当教員が研修先の実務指導者と連絡を取りつつ適宜指導監督にあたり、成績評価についても研修先機関が作成する研修指導報告書も基礎として責任をもって可否を判定する体制を採っている。受講学生に対しては、研修先から報酬を受け取らないことはもとより、研修先機関までの交通費・滞在費など必要経費一切を自己負担とすることについても、徹底するよう指導している《資料3-2-1-2》。

【解釈指針3-2-1-5】

そして、本法科大学院の教員は、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆に関与しており、教員がこれらの教材を授業で用いることにより、授業内容及び予習・復習の指導の充実が図られている《資料3-2-1-3》。

(2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法に関しては、学年開始時に提示するシラバスにおいて、各科目につき、全体の概要、授業の形式、各回の授業内容、指定の教材、成績評価の基準と方法（考慮要素）、到達目標を明記し、科目選択手続き以前の段階で、学生に対し授業に関する詳細な情報を提供している。なお、シラバスは、平成18年度より、CD-ROM及びウェブ上の教育支援システムを通じて提示していたが、平成20年度より後者による提示に一本化し、より参照しやすい形での情報提供に努めている《別添資料1-1『平成25年度 便覧』、別添資料1-2『平成25年度 シラバス』》。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間割については、年次ごとの履修の便宜と自習時間の確保を考慮に入れて編成を行っており、とりわけ、各学年の必修科目は同じ曜日に2科目を超えないように配置している（ただし、平成24年度後期には、例外的に、科目数としては2科目であるが、1年次の必修科目を1時限、3時限、5時限に配置する曜日が生じた。25年度は原則通りの配置に戻っている）。予習のための関連資料は、事前に購入すべきテキスト又は授業前に配布される資料として提供される一方、各回授業について準備すべき事項については担当教員より事前に通知されている。教員から学生への教材類の提供が迅速かつスムーズに行われるよう、紙媒体の教材類については、学習室内に教材受け渡しのコーナーを設けて対応し、電子媒体の教材類については、教育支援システム（ウェブ）を活用した電子的方法による受渡しを実施している。

また、授業時以外の学生からの質問・相談に対しては、オフィスアワーを設けたり、メール又は電話での申し出に対し個別に面談時間を設けたりして対応している（後記「基準7-1-1に係る状況」参照）。

法律基本科目および必修の実務基礎科目に関しては、関係する法分野ごとに、「共通的な到達目標」（いわゆるコア・カリキュラム）を踏まえ、3年間の課程を通じた到達目標として「京都大学法科大学院の到達目標（〇〇法）」を設定し、教育支援システムを通じて学生に示している。これらの科目の授業の内容は各分野の到達目標を3年間で実現するものとなっている。そして、法曹養成専攻会議及び教員懇談会において、授業で直接取り上げない事項についても学生の体系書等による自習を促し、質問には丁寧に応じることが確認されており、教員が授業で到達目標を踏まえた学習ができるように指導をしている。

その他、授業時間外における学習を充実させるための措置として、第10章で詳述するように、法科大学院学生専用の自習スペースとして法曹養成専攻学習室・自習室が設けられているほか、法曹養成専攻の学生はすべて、自らインターネットへの接続環境さえ整えれば、学内のみならず自宅におい

ても、本法科大学院が契約する判例・法律文献情報データベースを利用することができる《資料3-2-1-4「電子リソース利用規程」》。さらに、教材として学習室内に関連図書を置いて法科大学院学生専用の資料として閲覧に供しているほか、京都大学附属図書館や法学部図書室内の資料も、貸出しや閲覧の形で利用することができる(後記「基準10-1-1に係る状況」参照)。【解釈指針3-2-1-6】

なお、非常勤講師の都合によってやむを得ない場合には集中講義を実施しているが、集中講義は、平成21年度から25年度までの5年間で21年度に1科目(前期)、24年度に1科目(前期)にとどまっており、夏期の休業期間中に行い、予習のための関連資料を前もって配布し、事前事後の学習に必要な時間を可能な限り確保しているほか、講義終了後試験まで1週間程度は学習の時間が確保できるよう配慮している《資料3-2-1-5「集中講義日程等」》。【解釈指針3-2-1-7】

また、「選択科目Ⅰ」及び「選択科目Ⅱ」のうち一定の科目では、リサーチ・ペーパーの作成・提出を認め、かつ、これを推奨しているところであるが(上記「基準2-1-2に係る状況」参照)、リサーチ・ペーパーの内容については、授業を担当する研究者教員が各学生を個別に指導しており、学生が理論的な思考力を高め、より創造的な問題探究能力と表現力を身につけることができるよう、懇切な教育を実施している。

さらに、平成18年度より、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフ(身分は時間雇用職員)として採用して法科大学院の教育を補助する制度を導入し《別添資料9「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」》、平成21年度以降では、21年度に4名、22年度に5名、23年度に7名、24年度に9名、25年度(前期)に6名がそれぞれ教育補助スタッフとして、法律基本科目の授業のうち未修者1年次に配当される基礎科目において、授業の内容の定着をはかり、学生からの質問に応じる等の教育補助をしている。これにより、教育効果をより向上させるための体制を整えている。なお、法科大学院を修了して採用された助教からも、平成21年度以降では、21年度に4名、22年度に1名が未修者教育の補助にあたった(平成25年度からは、法科大学院を修了した後博士後期課程を経て採用された助教も未修者教育の補助にあたることもある)。詳細は、「基準7-1-1に係る状況」参照。

《資料3-2-1-1》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕8・9頁より「教育課程の概要」の「(4)授業の形式」及び「(8)出席要件」の部分を抜粋

(4)授業の形式

各科目の授業は、原則として、週1回90分で行う(半期4単位科目については、週2回の授業が行われる)。授業の形式は、各科目の特質に応じて、以下に述べる双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が適宜用いられる。

実務選択科目については、実習を中心とする科目が多いことから、授業時間及び形式ともに、各科目の特質に応じた方法が用いられる。

基礎科目及び基幹科目についてはクラス制がとられるが、その他の科目についても、演習形式の科目など、必要に応じて受講人数の制限が行われる。多くの科目で出席要件((8)出席要件)が課されるので、注意すること。

①双方向・多方向形式

基礎科目及び基幹科目のすべての授業、また選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいても各科目の特質に応じて用いられる形式である。35人から60人程度のクラスにおいて、学生の予習を前提に、教員が学生に様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業が進められる。学生は、積極的に発言し、教員との間で、あるいは学生相互間での討論を通じて理解を深化させる。

②講義形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱの科目のうち、主として基本的な知識の習得を図る科目について用いられる形式である。授業は、教員の講義を中心として進められるが、教員が一方向的に話すだけでなく、適宜、質疑応答を

交えるなどして理解の深化を図る。双方向・多方向形式との差異は相対的なものに過ぎず、指示された範囲についての予習など、学生の積極的な参加が必要となる。

③演習形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる形式である。授業は20～30人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で進められる。事前に指示されたテーマについて学生がそれぞれ考えをまとめておいて討論する形態だけでなく、学生が自ら選択したテーマについて調査・検討した結果を報告して議論する形態などもある。

④実務選択科目の授業形式

実務選択科目のうち、エクスターンシップは法律事務所などで研修を行うものであり、専任教員が弁護士の協力の下で指導にあたる。その他の実務選択科目の授業は、15～25人程度までのクラスにおいて演習形式により実施し、適宜、ロール・プレイの技法などを取り入れ、教育効果の向上を図る。

(8)出席要件

基礎科目及び基幹科目については、出席要件が課される。その場合、補講の授業を除き、2単位科目については4回以上、4単位科目については7回以上授業を欠席した者には、単位を認めない。30分を超える遅刻または早退は欠席とみなされる。

また、病気、忌引きまたは交通機関の不通その他やむをえない事情により、授業を欠席した場合には、2単位科目については3回、4単位科目については5回に限り、上記の欠席回数に含めない。この場合には、すみやかに担当教員に申し出なければならない。

選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目の出席要件については、各科目のシラバスを確認すること。

《資料3-2-1-2》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕42～44頁より「エクスターンシップ実施概要」

I 目的

1・2年次に習得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作る。

II 研修内容

学生は、弁護士事務所に赴き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。

- ・顧客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で発問を行い、また、討議を行う。
- ・弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、それに関する学説・判例を調査・整理する。
- ・弁護士が担当する事件に関し、法廷等の傍聴を行う。
- ・その他

III 募集人数・実施期間・実施地区等

- (1) 受講学生の募集人数 100名程度
- (2) 実施時期 2年次後期試験終了後（70名程度）
および3年次前期試験終了後（30名程度）
- (3) 実施期間 10日（80時間）（具体的な実施期間は申請時期に告示する。）
- (4) 実施地区 大阪・京都・名古屋・東京

IV 取得単位の取扱い

- (1) エクスターンシップに合格した場合、2単位を与える。
- (2) エクスターンシップは、2年次後期試験終了後実施分については3年次前期の授業として取り扱い、3年次前期試験終了後実施分については3年次後期の授業として取り扱う。

V 学生の受講資格

- ① 法曹倫理の単位を取得していること。
- ② 2年次後期試験終了後実施分については、3年次への進級要件を満たしていること。
- ③ 学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯賠償責任保険 法科大学院学生教育研究賠償責任保険(財団法人 日本国際教育支援協会)」に加入していること。
- ④ 事前の履修指導を受講したこと。
- ⑤ 法科大学院及び研修先に対し、所定の誓約書の提出をしたこと。

VI 受講申請と受講学生の選考

- (1) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請期間内に、所定の用紙により、受講申請を行う。
- (2) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請に当たり、研修先機関の一覧の中から、希望する研修先機関を、順位を付して指定する。
- (3) 研修先機関の一につき定員を超過する申請があった場合には、当該配当年次の学生が優先されるとともに、同年の学生間にあつては選考基準として法科大学院での成績が重視される。

VII 成績評価

- (1) エクスターンシップの研修を受けた学生は、研修期間終了後1週間以内に、次の書類をエクスターンシップ担当教員に提出する。
 - 一 各日の研修開始・終了時間、研修地、研修内容等を記載し、研修指導者の確認を得た研修内容報告書
 - 二 研修内容についての自己評価書
 - 三 研修での法律実務体験における法理論的問題、法曹倫理にかかわる問題、依頼者・弁護士関係に関する問題等についてのレポート
- (2) エクスターンシップの成績評価については、エクスターンシップ担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び学生が提出する書類を基礎として、可否の形で判定を行う。

VIII 学生の守秘義務・人権配慮義務等

- (1) 受講学生は、研修を通じて知り得た秘密を、研修中のみならず研修終了後も、決して漏洩してはならない。
- (2) 受講学生は、研修中のみならず研修後においても、人権の尊重に対して特に配慮するとともに研修先機関及び研修指導者並びにその顧客の利益を侵害したり、また、その業務に支障を生じさせたりすることのないように、特段の注意を払わなければならない。
- (3) 受講学生が秘密の漏洩その他著しく不正な行為をした場合には、京都大学通則 53 条（同条の準用する同 32 条及び同 33 条）の規定に従い、退学その他の措置を採ることがある。

IX その他

研修先機関までの交通費や滞在費など、必要な経費は受講学生の負担とする。

《資料 3－2－1－3》本法科大学院教員の執筆した教科書・参考書等を使用している授業

科目	担当教員	教科書・参考書等	執筆教員
統治の基本構造	大石眞	大石眞『憲法講義Ⅰ〔第2版〕』(有斐閣, 2011年), 大石眞『憲法秩序への展望』(有斐閣, 2008年), 毛利透ほか『憲法Ⅰ 統治』(有斐閣, 2011年)	大石眞, 毛利透
人権の基礎理論	毛利透	高橋和之編『ケースブック憲法』(有斐閣, 2011年)	毛利透
行政法の基礎	仲野武志	高木光・稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』(弘文堂, 2010年)	高木光
刑事訴訟法の基礎	酒巻匡	三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法(第5版)』(有斐閣, 2010年), 酒巻匡 連載「刑事手続法を学ぶ」(法学教室 355号[2010年]以降連載中), 酒巻匡・堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』(有斐閣, 2009年)	酒巻匡, 堀江慎司

科目	担当教員	教科書・参考書等	執筆教員
財産法の基礎 1	佐久間毅・山本敬三	山本敬三『民法講義Ⅰ 総則〔第3版〕』（有斐閣・2011年），佐久間毅『民法の基礎2 物権〔初版補訂2版〕』（有斐閣，2010年）佐久間毅『民法の基礎1 総則〔第3版補訂2版〕』（有斐閣，2012年）	山本敬三，佐久間毅
財産法の基礎 2	橋本佳幸	潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ（契約法・事務管理・不当利得）〔第2版〕』（新世社，2009年），潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ（不法行為）〔第2版〕』（新世社，2009年），橋本佳幸ほか『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣，2011年）	潮見佳男，橋本佳幸
公法総合 1	仲野武志・原田大樹	高木光・稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂，2010年）	高木光
公法総合 2	高木光・仲野武志・原田大樹・土井真一・毛利透・曾我部真裕	高木光・稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂，2010年），初宿正典・大石眞ほか『憲法 Cases and Materials 憲法訴訟』（有斐閣，2007年），曾我部真裕ほか編『憲法論点教室』（日本評論社，2012年）	高木光，大石眞，土井真一，毛利透，曾我部真裕
公法総合 3	土井真一・毛利透・曾我部真裕	初宿正典・大石眞ほか『憲法 Cases and Materials 人権〔第2版〕』（有斐閣，2013年），曾我部真裕ほか編『憲法論点教室』（日本評論社，2012年）	大石眞，土井真一，毛利透，曾我部真裕
刑法総合 1	塩見淳・高山佳奈子・安田拓人	中森喜彦・塩見淳編『ケースブック刑法〔第2版〕』（有斐閣，2011年）	塩見淳，高山佳奈子，安田拓人
刑法総合 2	塩見淳・高山佳奈子・安田拓人	中森喜彦・塩見淳編『ケースブック刑法〔第2版〕』（有斐閣，2011年）	塩見淳，高山佳奈子，安田拓人
刑事訴訟法総合 1	堀江慎司	酒巻匡・堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣，2009年），堀江慎司ほか『刑事訴訟法』（有斐閣，2012年）	酒巻匡，堀江慎司
刑事訴訟法総合 2	酒巻匡	酒巻匡・堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣，2009年），酒巻匡 連載「刑事手続法を学ぶ」（法学教室 355号〔2010年〕以降連載中）	酒巻匡，堀江慎司
民法総合 1	山本敬三・佐久間毅	松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習〔第2版〕』（有斐閣，2009年），山本敬三『民法講義Ⅰ 総則〔第3版〕』（有斐閣，2011年），佐久間毅『民法の基礎1〔第3版〕』（有斐閣，2008年），山本敬三『民法講義Ⅳ1 契約』（有斐閣・2005年），潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第4版〕』（信山社，2012年）	松岡久和，潮見佳男，山本敬三，佐久間毅
民法総合 2	山本豊・潮見佳男	松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習〔第2版〕』（有斐閣，2009年），潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ〔第2版〕』（新世社，2009年），潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ〔第2版〕』（新世社，2009年）	松岡久和，潮見佳男，山本敬三

科目	担当教員	教科書・参考書等	執筆教員
民法総合3	松岡久和・横山美夏	松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習〔第2版〕』（有斐閣，2009年），山本敬三『民法講義Ⅰ総則〔第3版〕』（有斐閣，2011年），潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第4版〕』（信山社，2012年）	松岡久和，潮見佳男，山本敬三
商法総合1	洲崎博史・前田雅弘・北村雅史	前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材〔第2版〕』（有斐閣，2012年）	前田雅弘，洲崎博史，北村雅史
商法総合2	洲崎博史・前田雅弘・北村雅史	前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材〔第2版〕』（有斐閣，2012年）	前田雅弘，洲崎博史，北村雅史
民事訴訟法総合1	山本克己・笠井正俊・山田文	三木浩一・山本和彦・山田文ほか『ロースクール民事訴訟法〔第3版補訂版〕』（有斐閣，2010年），笠井正俊ほか『ケースブック民事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂，2013年）	笠井正俊，山田文
民事訴訟法総合2	山本克己・笠井正俊・山田文	三木浩一・山本和彦・山田文ほか『ロースクール民事訴訟法〔第3版補訂版〕』（有斐閣，2010年），笠井正俊ほか『ケースブック民事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂，2010年）	笠井正俊，山田文
刑事訴訟実務の基礎	若原正樹・西村朗太・加藤陽	三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法（第5版）』（有斐閣，2010年）	酒巻匡
法政策分析	船越資晶	船越資晶『批判法学の構図・ダンカン・ケネディのアイロニカル・リベラル・リーガリズム』（勁草書房，2011年）	船越資晶
近代日本の社会変動と法	伊藤孝夫	浅古弘・伊藤孝夫ほか編『日本法制史』（青林書院，2010年）	伊藤孝夫
地方自治体における政策形成	秋月謙吾	秋月謙吾『行政・地方自治』（東京大学出版会，2001年）	秋月謙吾
税法1	岡村忠生	岡村忠生ほか『アルマ・ベーシック税法〔第7版〕』（有斐閣，2013年）	岡村忠生
税法2	岡村忠生	岡村忠生ほか『アルマ・ベーシック税法〔第7版〕』（有斐閣，2013年）	岡村忠生
国際法1	酒井啓亘	酒井啓亘・濱本正太郎ほか『国際法』（有斐閣，2011年）	酒井啓亘・濱本正太郎
国際法2	酒井啓亘	酒井啓亘・濱本正太郎ほか『国際法』（有斐閣，2011年）	酒井啓亘・濱本正太郎
国際法特講	濱本正太郎	酒井啓亘・濱本正太郎ほか『国際法』（有斐閣，2011年）	酒井啓亘・濱本正太郎
現代商取引法	齊藤真紀	森本滋編『商行為法講義〔第3版〕』（成文堂，2009年）	洲崎博史・北村雅史・齊藤真紀
保険法	洲崎博史	山下友信・洲崎博史ほか『保険法〔第3版〕』（有斐閣，2010年）	洲崎博史
経済法1	川濱昇	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第4版〕』（弘文堂，2013年），川濱昇ほか『アルマ・ベーシック経済法〔第3版〕』（有斐閣，2010年），金井貴嗣・川濱昇・泉水文夫編『ケースブック独占禁止法〔第3版〕』（弘文堂，2013年）	川濱昇

科目	担当教員	教科書・参考書等	執筆教員
経済法 2	川濱昇	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第4版〕』（弘文堂，2013年），川濱昇ほか『アルマ・ベーシック経済法〔第3版〕』（有斐閣，2010年），金井貴嗣・川濱昇・泉水文夫編『ケースブック独占禁止法〔第3版〕』（弘文堂，2013年）	川濱昇
競争政策と法	川濱昇	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『ケースブック独占禁止法〔第3版〕』（弘文堂，2013年）	川濱昇
倒産処理法 1	笠井正俊	山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務・2012年），山本和彦・笠井正俊ほか『倒産法概説〔第2版〕』（弘文堂，2010年）	山本克己，笠井正俊
倒産処理法 2	山本克己	山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務・2012年），山本和彦・笠井正俊ほか『倒産法概説〔第2版〕』（弘文堂，2010年）	山本克己，笠井正俊
ADR と法	山田文	山本和彦・山田文『ADR 仲裁法』（日本評論社，2008年）	山田文
国際私法 1	中西康	櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣，2012年）	中西康
国際私法 2	中西康	櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣，2012年），中西康ほか『国際私法』（有斐閣，2013年秋刊行予定）	中西康
国際民事手続法	中西康	櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第2版〕』（有斐閣，2007年）	中西康
労働法 1	村中孝史	荒木尚志・村中孝史ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣，2011年），片岡昇著・村中孝史補訂『労働法（1）〔第4版〕』（有斐閣，2007年），片岡昇著・村中孝史補訂『労働法（2）〔第5版〕』（有斐閣，2009年）	村中孝史
労働法 2	村中孝史	荒木尚志・村中孝史ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣，2011年），片岡昇著・村中孝史補訂『労働法（1）〔第4版〕』（有斐閣，2007年），片岡昇著・村中孝史補訂『労働法（2）〔第5版〕』（有斐閣，2009年）	村中孝史
ファイナンスの法と理論	武井一浩，有吉尚哉	前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材〔第2版〕』（有斐閣，2012年）	前田雅弘，洲崎博史，北村雅史
信託法	天野佳洋	天野佳洋・久保淳一『図解よくわかる信託と信託ビジネス』（学陽書房，2008年），天野佳洋ほか『一問一答改正信託法の実務』（経済法令研究会，2007年）	天野佳洋
債権回収事例演習	天野佳洋	天野佳洋編『最新の判例にみる債権管理・回収』（銀行法務 21・2011年9月増刊号）	天野佳洋
経済法事例演習	長澤哲也	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第4版〕』（弘文堂，2013年）	川濱昇

《資料3-2-1-4》電子リソース利用規程

第1条 (利用者の義務)

1. 法曹養成専攻の学生は、Westlaw Japan Academic Suite のサービス（以下「サービス」という。）に関して、以下の行為を行ってはならない。

（1）本学より貸与されたユーザーID及びパスワード（以下「自己のID及びパスワード」という。）を他人に譲渡若しくは貸与すること、又はその他の方法でサービスを他人のために自ら使用すること若しくは他人に使用させること

（2）非商業目的の法学教育又は学術研究以外の目的でサービスを使用すること

（3）サービスの使用により入手したコンテンツにつき、法学教育目的又は学術研究のための個人的な使用目的以外の目的で、複製その他の利用を行うこと

（4）サービスの使用により入手したコンテンツを他人に提供し、出版物等に転載し、又は当該コンテンツの複製物を他人に貸与若しくは譲渡すること

（5）サービスを使用して、不正アクセス行為、ハッキング若しくはクラッキング行為、若しくはコンテンツの不正ダウンロード行為（本サービスの使用目的に照らして明らかに異常と認められる分量又は頻度のコンテンツのダウンロード等をいう。）をすること又は他人にさせること

（6）その他 Westlaw Japan Academic Suite 利用規約においてユーザーが禁じられている行為

2. 法曹養成専攻の学生は、自己のID及びパスワードを他人に盗まれたこと又は自己のID及びパスワードを用いて他人がサービスを使用したことを知ったときは、法曹養成専攻長に速やかに届け出なければならない。

第2条 (違反に対する制裁)

法曹養成専攻の学生が前条第1項各号に該当する行為をしたとき又は同条第2項に定める届出を怠ったときは、法曹養成専攻長は、その学生に対するIDの貸与を取り消すことができる。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料3-2-1-5》集中講義日程等

平成 21 年度							
開講期	科目名	履修者数	担当教員	日程	時限	試験 実施日	成績発 表
前期	環境政策と法	13	佐野	9/1 (火), 9/2 (水)	2・3・4 時限	9/14	10/2
				9/3 (木), 9/4 (金)	2・3・4・5 時限		

平成 24 年度							
開講期	科目名	履修者数	担当教員	日程	時限	試験 実施日	成績発 表
前期	西洋法史	73	小川	8/17 (金)	3・4・5 時限	8/28	9/19
				8/18 (土) 8/20 (月)	2・3・4・5 時限		
				8/21 (火)	2・3・4 時限		

* 平成 22・23・25 年度は、集中講義なし。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院において、履修登録ができる科目は、各学期につき20単位、各学年につき36単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-1】

最終年次(3年次)については、各学期につき24単位、学年につき44単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-2】

いずれの場合も、そこには再履修する科目並びに履修可能な法政理論専攻及び公共政策教育部の科目の単位数が算入される。ただし、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、ここには算入しない。【解釈指針3-3-1-3】

また、リサーチ・ペーパーに関しては、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、別に指定された科目(「リサーチ・ペーパー指定科目」)について、2科目を限度として提出を認められているが、このリサーチ・ペーパーに関しても履修登録をするものとし、その単位数を上記履修科目登録単位数の上限について算入することとしている。なお、リサーチ・ペーパーの履修登録は、原則として、リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得した後に認められるが、1年次には認められず、2年次については、担当教員の承諾を得たときに限り認められる。また、リサーチ・ペーパー指定科目を3年次後期に履修する場合は、リサーチ・ペーパー指定科目の登録と同時に、リサーチ・ペーパーの履修登録を認めるが、この場合においてリサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得できなかったときは、リサーチ・ペーパーの単位も認められないこととしている。

以上については、履修可能な法政理論専攻及び公共政策教育部の科目、集中講義、エクスターンシップを含め、単位を与えるすべての科目が履修科目登録単位数の上限に含まれる《以上につき、資料3-3-1-1「法曹養成専攻履修規程第3条、第4条」、資料3-3-1-2「学年別履修登録単位数の平均」参照》。

なお、本法科大学院では、3年を超える標準修業年限を定めていない。【解釈指針3-3-1-4・該当なし】

《資料3-3-1-1》法曹養成専攻履修規程第3条、第4条(『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕19～20頁において学生に周知している)

第3条 科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。

2 履修登録ができる科目は、各学期につき20単位、各学年につき36単位までとする。ただし、最終学年にあつては、各学期につき24単位、学年につき44単位までとする。

3 再履修する科目の単位数は、前項に定める単位数に算入する。ただし、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、前項に定める単位数に算入しない。

4 法政理論専攻との共通科目は、第2項に定める単位数の範囲内で、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

5 リサーチ・ペーパー指定科目について、リサーチ・ペーパーを提出する場合は、第1項に定める履修登録をしなければならない。この履修登録は、第6項に定める場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得した後に認められる。ただし、リサーチ・ペーパーの履修登録は、1年次には認められず、2年次につ

いては、担当教員の承諾を得たときに限り認められる。

- 6 リサーチ・ペーパー指定科目を3年次後期に履修する場合は、リサーチ・ペーパー指定科目の登録と同時に、リサーチ・ペーパーの履修登録が認められる。この場合において、リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得できなかったときは、リサーチ・ペーパーの単位も認められない。
- 7 リサーチ・ペーパーの作成・提出については、別に定める。

第4条 法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目（専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。）は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができる。

- 2 前項により履修する単位数は、前条第2項の単位数に算入し、修得した単位数は、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。
- 3 法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに当該授業科目を担当する教員の許可を得た上、専攻長に届け出なければならない。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料3-3-1-2》平成22・23・24・25年度学生別履修登録単位数の平均

平成22年度

学年	前期	後期（通年含む）	年度
1年次	14.0単位	18.5単位	32.5単位
2年次	17.4単位	18.2単位	35.6単位
3年次	20.1単位	15.5単位	36.0単位

平成23年度

学年	前期	後期（通年含む）	年度
1年次	14.5単位	18.6単位	33.1単位
2年次	17.3単位	18.3単位	35.6単位
3年次	20.7単位	15.2単位	35.9単位

平成24年度

学年	前期	後期（通年含む）	年度
1年次	15.3単位	18.3単位	33.6単位
2年次	17.5単位	18.0単位	35.5単位
3年次	20.1単位	16.2単位	36.3単位

平成25年度

学年	前期	後期（通年含む）	年度
1年次	14.2単位		
2年次	16.9単位		
3年次	20.0単位		

※休学者を含まない。

履修登録上限数を超過した者はいない。

2 特長及び課題等

本法科大学院では、法曹に必要な専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得が十分に図られるよう、各科目の特質に応じて適切な授業方法を用いており、とりわけ、基礎科目及び基幹科目の全科目並びに選択科目のうちの多くの科目で、双方向・多方向式授業を効果的に実践している。すなわち、双方向・多方向式授業においては、優れた理論的能力を有する教員が、問題解決に向かう批判的・原理的検討を、学生との真剣な対話・討議の中で行っており、それらが学生間の議論にも発展し、学生の高い理論的思考力と表現力を磨くことにつながっている。これらは、本法科大学院の基本理念・教育目標（上記「基準1－1－1に係る状況」、「基準1－1－2に係る状況」参照）の具体的実践であり、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹の輩出につながるものといえる。

また、学生が真剣かつ効率的に学習に取り組むことができるよう、授業の予習や復習のための資料の配付、授業外の質疑応答、学習室やデータベースの利用等の環境が整備されており、上記の授業方法とあいまって学生の総合的な法的能力の育成に効果を挙げている。

さらに、本法科大学院の教員は、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆に関与しており、教員がこれらの教材を授業で用いることにより、授業内容及び予習・復習の指導の充実が図られている。

これらに加え、本法科大学院では、選択科目Ⅰ・Ⅱにおけるリサーチ・ペーパーの制度や、東京・名古屋といった遠隔地を含むエクスターンシップ等の充実した実務選択科目により、創造的な知的探究心の涵養と実務への導入教育とが同時に実践されており、学生は、基礎科目や基幹科目等で習得した知識・能力を基礎として、理論と実務を架橋する高度な学習を行うことが可能となっている。

そして、教育効果を更に向上させるため、平成18年度から、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生が法科大学院教育補助スタッフとして、法科大学院を修了した助教とともに、法律基本科目の授業のうち未修者1年次に配当される基礎科目において、授業の内容の定着をはかり、学生からの質問に応じる等の教育補助を行う体制を整備している。この制度は、学生にとって非常に有益なものであることはもちろんであるが、これらのスタッフや助教が将来法科大学院において教員として法曹養成教育を担う存在になるであろうこと（前記第1章2参照）を考えると、教える側に立った教育方法の訓練としても有意義である。

基礎科目及び基幹科目の授業における1クラスの人数については、平成18年度から民事訴訟法総合1、翌19年度から民事訴訟法総合2、さらに、同20年度からは民法総合1、商法総合1及び商法総合2について、4クラス制を導入し、各クラス50名程度にして、より少人数によるきめ細かな教育に向けて取り組んできたところであるが、平成22年度に行われた定員削減に伴い、同年度より（ただし、民事訴訟法総合2は同23年度から）、3クラス制に復して1クラスの学生数は50数名となり、さらに、その他の全ての基幹科目においても、1クラス50数名となっており、全体として教育の密度が高まっている。また、基礎科目を中心に上記のようなスタッフによる教育支援体制を整えている。今後更に高度な教育を実施するために、科目の特質に応じて、より効果的な教育方法の開発に努めたいと考えている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （５）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（１）法律基本科目および必修の実務基礎科目に関しては、関係する法分野ごとに、「共通的な到達目標」（いわゆるコア・カリキュラム）を踏まえ、3年間の課程を通じた到達目標として「京都大学法科大学院の到達目標（〇〇法）」を設定し、学生に示している。これは、平成23年度中の法曹養成専攻会議及び法曹養成専攻教員懇談会（FD会議）での意見交換の結果に基づいて24年度から実施したものである。これらの科目の授業の内容が各分野の到達目標を3年間で実現するものとなっていることは、法曹養成専攻教務委員会において検証済みである。また、今後も、教務委員会、専攻会議及び教員懇談会において、その達成や内容の拡充について検討していくこととしている。

そして、全授業科目について、授業担当教員が科目ごとの到達目標を設定してシラバスに明記している。各授業科目の学修目標（到達目標ないし達成度）は、法科大学院開設以来設定して各科目の「概要」及び「授業内容」の記載によって学生に周知しており、かつ、それに照らして成績評価をしてきたところであるが、平成24年度からは、23年度に法曹養成専攻会議及び法曹養成専攻教員懇談会で実施した教員間の意見交換の結果に従い、「到達目標」という表題の下にシラバスに明記することとしたものである。【解釈指針4-1-1-1】

（２）成績評価においては、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーを除き、100点を満点とし、60点を合格としている。成績は、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして下表の成績基準に基づき点数（素点）により評価しており、その点数が該当する成績区分（A⁺、A等）を併記し、かつ、各成績区分を下表記載の評点（5、4、3、2、1、0）に換算し、評点平均を算出している。ただし、可否による成績評価及び入学前に大学院において履修した科目について修得した単位で本専攻における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなす科目の成績評価は、評点平均の計算に含めない（以上について、《資料4-1-1-1「法曹養成専攻履修規程第6条」》）。この評点平均の算出は、平成19年度に入学した法学未修者及び平成20年度に入学した法学既修者から、成績評価をより適正に行うために開始したものである。

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており，非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており，優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており，いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
C	70～74	2	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが，いくつかの評価事項については最低限の水準を満たすにとどまる。
D	60～69	1	ほとんどの評価事項について，当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず，さらに学習が必要である。

評点平均(端数については，小数第2位を切り捨てる)

＝ (A⁺評価の科目数×5 + A評価の科目数×4 + B評価の科目数×3 + C評価の科目数×2 + D評価の科目数×1 + F評価の科目数×0) ÷ A⁺からF評価の科目の総数

各科目の評価の方法については，便覧・シラバスに掲載している《各科目シラバスの「成績評価方法等」の項(別添資料1－2。考慮要素をも記載している)及び資料4－1－1－2を参照》。さらに，法曹養成専攻の教務事項の申し合わせにより，初回の授業でこれについて説明を行うことにしており，評価基準及び評価の方法のいずれについても学生に予め周知している《資料4－1－1－2》。

合格者の成績分布については，《別添資料10－1「法曹養成専攻(法科大学院)の教務事項についての申し合わせ」》により，一定の基準を設けている。また，同一科目について複数クラスを設けている場合には，担当者間で調整を行い，クラス間での統一を図っている。【解釈指針4－1－1－2】

(3) 当該成績基準に従って成績評価が行われていることを確保するため，「法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせ」により，D又はFの判定を受けた学生から問い合わせがあった場合には，各科目担当者が説明を行うことにしている《資料4－1－1－2》。筆記試験採点の際には，採点者たる担当教員に対する受験者の匿名性が完全に確保されている《別添資料10－2「平成25年度教務事項に関する手引き」7頁参照》。

成績評価の基準及び成績分布の基準については，「法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせ」に明記しているほか，各学期において試験の採点を依頼する際に，担当教員に通知することにより，周知徹底を図っている。

また，科目間や担当者間の採点分布に関するデータは関係教員の間で共有され，それについて教員間で意見交換の場も設けている。具体的には，各学期ごとに，法学研究科教授会，専攻会議及び教員懇談会で科目別成績分布一覧表が資料として配付され，欠席者にも個別に交付されている(後記「基準5－1－1に係る状況」参照)《別添資料2－1「平成24年度科目別評価割合」》。【解釈指針4－1－1－3】

(4) 成績評価の結果は，各科目についての担当教員の講評(出題の意図，採点のポイント)とともに

に、履修者が5名以下である科目を除く全科目の成績分布を学生に対して教育支援システム上に掲示して公表している《別添資料2-2「平成24年度科目別評価割合」》。【解釈指針4-1-1-4】

(5) 多くの科目で期末に筆記試験を行っており《平成24年度の全科目の試験問題について、別添資料7-2「平成24年度期末試験問題」》、筆記試験の時間割を作成するに際しては、同日に多くの必修科目が配置されないようにするなどの配慮をしている《別添資料7-1「平成24年度期末試験時間割」》。また、やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかったと専攻長が認める場合には、追試験を受けることができ《資料4-1-1-3①②》、その場合の成績判定は、通常の試験と同様に行うこととなっている《資料4-1-1-2, 資料4-1-1-3③》。【解釈指針4-1-1-5】

なお、成績不良者を対象とするいわゆる再試験は実施していない。

《資料4-1-1-1》法曹養成専攻履修規程第6条

第6条 成績評価は、100点を満点、60点を合格点として、別表に定める成績区分及び基準に基づき、点数により行う。ただし、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーの評価は合否による。

2 各成績区分を別表に定める評点に換算し、別に定める計算の方法により、評点平均を算出する。合否による成績評価及び第4条の2により単位を修得したものとみなす科目の成績評価は、評点平均の計算に含めない。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料4-1-1-2》『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕10～12頁より

「教育課程の概要」「(10) 成績評価・追試験等」の部分を抜粋

(10) 成績評価・追試験等

① 成績評価の方法

本法科大学院における成績評価は、授業の形式に応じて適切な方法により厳正に行われる。成績評価については、主に、以下の方法によるが、各科目の方針についてはシラバスに記載されているので、十分に留意すること。

双方向・多方向形式の授業においては、期末に筆記試験を実施するとともに、授業における学習状況を平常点として評価する。平常点の評価は、出席状況、授業への参加の姿勢、発揮された理解力や表現力、与えられた課題への取り組み、随時実施される小テストの成績などにより行う。筆記試験の評価は、知識の習得状況、法的問題点の理解や整理の能力、適切な論理構成による論証力、文章の構成能力や表現力などの観点から行う。

講義形式の授業では筆記試験の成績、演習形式や実務選択科目などでは平常点の成績を中心に成績評価を行う。後者においては、レポートの提出を求める場合もある。

なお、いずれの授業形式においても、授業への出席と積極的参加が重視されるので、シラバスに記載されている出席要件について、十分に留意すること。

② 成績評価の基準及び評点平均

成績評価は、100点を満点、60点以上を合格として、下表に定める成績区分及び基準に基づき、点数により行う。ただし、リサーチ・ペーパーおよび実習を中心とする科目については、合否による成績評価を行うので、シラバスにて確認すること。

そして、進級及び修了要件において、評点平均（計算方法については下記参照）を用いるので、成績表で確認すること。

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており、優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
C	70～74	2	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが、いく

			つかの評価事項については最低限の水準を満たすにとどまる。
D	60～69	1	ほとんどの評価事項について、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

【評点平均の計算方法】

評点平均＝（A⁺評価の科目数×5+A⁺評価の科目数×4+B⁺評価の科目数×3+C⁺評価の科目数×2+D⁺評価の科目数×1+F⁺評価の科目数×0）÷ A⁺からF⁺評価の科目の総数

- ・ 端数については、小数第2位を切り捨てる。
- ・ 合否による成績評価及び履修規程第4条の2により単位を修得したものとみなす科目の成績評価は算入しない。
- ・ 修了または進級ができなかった場合には、当該年度のC、DおよびF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含めない。

③ 単位認定辞退

基礎科目及び基幹科目を除き、履修登録を行った科目について、単位の認定を求めない場合には、各学期の指定する時期に専攻長に届け出なければならない。届け出された科目については、成績評価を行わないが、履修登録自体を取り消すものではないので、履修登録の上限の計算には含まれる。

④ 追試験

やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかったと専攻長が認める場合には、追試験を受けることができる。この場合の成績判定は、通常の試験の場合と同様に行う。

なお、詳細については後掲「法科大学院における追試験の実施について」を参照のこと。

⑤ 成績評価に関する問い合わせ

D又はFの判定を受けた科目については、成績に関して担当教員に問い合わせることができる。希望者は、成績表発表日後、速やかに担当教員にメールにて申し出ること。

⑥ 再履修

D、F又は不合格の判定を受けた科目、履修登録をしたが単位の認定の辞退を届け出た科目については、次年度以降に再履修を認める。再履修の結果、その点数評価が当初の評価に満たないとき、又は再度不合格の判定を受けたときは、当初の評価をもって、その科目の成績とする。

《資料4-1-1-3①》法曹養成専攻履修規程第5条第4項

第5条

- 4 やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかったと専攻長が認めた科目については、追試験を受けることができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料4-1-1-3②》法科大学院における追試験の実施について（『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕40・41頁において学生に周知している。）

1. 対象となる科目

法科大学院において開講されている科目（公共政策教育部との共通科目を含む。）

2. 受験資格

法科大学院生のうち、やむをえない事情で筆記試験を受けることができなかったと専攻長が認めた者

・ 該当する例

①本人又はその家族の病気

医師が発行する診断書で、試験当日に安静療養が必要である旨の記載があるものを提出すること。また、家族が病気の場合には、本人が看護しなければならない理由を記した書面をあわせて提出すること。

②配偶者又は2親等内の親族の死去による忌引

- ・死亡日から起算して、配偶者又は1親等の親族の死去の場合は7日以内（日曜日及び国民の祝日を含む。以下同じ。）、2親等の親族の死去の場合は5日以内を適用期間とする。
- ・死亡に関する公的証明書の写しを提出すること。

③交通機関の不通又は大幅な遅延

- ・大学に届出のある住所地から大学まで標準的に利用されると考えられる交通機関が不通となり、または30分以上遅延した場合をいう。
ただし、自家用車を利用したために交通渋滞等により遅延した場合は対象としない。
- ・交通機関の発行する遅延証明書を提出すること。

3. 受験資格の認定

- (1) 追試験を受験しようとする者は、すみやかに、2. に定める受験資格を有することの認定（以下、「受験資格認定」という。）を受けるために必要な書類を添えて、法科大学院掛に申し出ること。なお、申出の期限は、最終試験日の翌日（ただし、土・日曜日、国民の祝日を除く。）までとする。
- (2) 受験資格認定の結果は、追って本人に通知する。

4. 試験の時間割

受験資格認定の後、すみやかに掲示する。

《資料4-1-1-3③》平成24年度追試験実施状況

	日程	科目名	日程	科目名	日程	科目名
前期	8/22 (水)	統治の基本構造	8/23 (木)	刑事訴訟法総合1	8/24 (金)	公法総合1
		民法総合1		商法総合1		刑法総合1
		刑事訴訟実務の基礎		国際私法1		民事訴訟法総合2
		企業法務1		M&A法制		
後期	2/20 (水)	民法総合2	2/21 (木)	公法総合2	2/22 (金)	刑事訴訟法総合2
		刑法総合2		法曹倫理		民事訴訟法総合1
		弁護士実務の基礎1				民事執行・保全法
		経済刑法				
		労働法事例演習				

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院では、次の進級要件により、進級制を採用している。【解釈指針4-1-2-1】【解釈指針4-1-2-2】【解釈指針4-1-2-3・該当なし】

①1年次から2年次に進級するためには、法学未修者については、1年以上在籍し、基礎科目について24単位以上を修得したことを必要とする。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない（法曹養成専攻履修規程《資料4-1-2-1》第8条第1項）。法学既修者については、これらの要件が満たされたものとみなされる（同規程第10条第1項）。

②2年次から3年次に進級するためには、法学未修者については、2年以上在籍し、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき22単位以上を修得したことを必要とする。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない（同規程第8条第2項）。法学既修者については、1年以上在籍し、基幹科目について22単位以上を修得したことを必要とする。ただし、基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない（同規程第10条第4項、第8条第2項）。

③進級又は修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C（70～74点の成績評価）又はD（60～69点の成績評価）の判定を受けた科目の単位は無効とする（同規程第11条第1項）。病気休学その他の特別の事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする（同規程第11条第2項）。

この進級制の内容は、法曹養成専攻履修規程において定められ《資料4-1-2-1》、便覧に記載されることにより学生に周知されている《資料4-1-2-2》。

《資料4-1-2-1》法曹養成専攻履修規程第8条、第10条、第11条（『平成25年度 便覧』〔別添資料1-1〕21～22頁で学生に周知している。）

第8条 1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得した者は、2年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2 2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき22単位以上を修得した者は、3年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者が、第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第2項の規定にかかわらず、4単位を限度に、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。

4 法学既修者については、第8条第2項中「基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均」とあるのは、「基幹科目の評点平均」と読み替えるものとする。

第11条 第8条第1項若しくは第2項により進級を認められない者又は第9条若しくは第10条第4項により修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。

2 同一年次の在籍は2年を限度とする。ただし、病気休学その他の特別の事情があるときは、専攻会議の議を経て、2年を超えて在籍を許可することがある。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料4－1－2－2》『平成25年度 便覧』〔別添資料1－1〕12～13頁より「教育課程の概要」の「(13) 進級要件・修了要件等」の部分を抜粋

(13) 進級要件・修了要件等

① 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき22単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

② 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む96単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目（法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目を含む。）の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

③ 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C、D及びF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含めない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院では、次の修了要件を定めている。【解釈指針4-2-1-1・該当なし】

(1) 法曹養成専攻の課程の修了には、3年以上在籍し、必要修得単位を含む96単位以上を修得したことを必要とする(法曹養成専攻履修規程《資料4-2-1-1》第9条本文)。なお、法学既修者は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位(28単位)を修得したものとみなされる(同規程第10条第1項)。

ただし、法学未修者・法学既修者ともに、「基準4-1-1に係る状況」で述べた評点制度に基づき、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めないこととしている(同規程第9条但書)。【解釈指針4-2-1-2】

(ア) 教育上有益であるとの観点から、法政理論専攻の科目(別添資料1-1「平成25年度便覧」62～63頁の「平成25年度法政理論専攻修士課程授業科目表」参照)又は公共政策教育部の科目(専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。この専攻長の定めにより履修できる科目は、別添資料1-1「平成25年度便覧」65頁～67頁の「平成25年度公共政策大学院授業科目表」の「備考」欄に「履修不可」とあるもの以外の科目である。)について履修した単位を、次のように法曹養成専攻における科目の履修により修得したものとみなすこととしている。法学未修者は、法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができ、これによって修得した単位数は、法曹養成専攻の課程の修了に必要な単位数に算入される(同規程第4条第1項・第2項)。法学既修者は、法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができるが、これによって修得した単位で修了に必要な単位数に算入されるのは、4単位を限度とされている(同規程第10条第2項)。

(イ) 教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、入学前に大学院において履修した科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、4単位を限度に、法曹養成専攻における選択科目Ⅰの履修により修得したものとみなすことがある(同規程第4条の2)。この認定は、関係科目の担当教員による慎重な検討に基づき、専攻会議において行われる。この単位は修了要件単位数に算入される。なお、この取扱いは、法学既修者には認められない(同規程第10条第3項)。

(2) 法学未修者についての修了要件として、アからカまでに定める授業科目についての単位数は次の通りである。

ア 公法系科目	12 単位
イ 民事系科目	30 単位
ウ 刑事系科目	14 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

法学既修者についての修了要件として、アからカまでに定める授業科目についての単位数は次の通りである。

ア 公法系科目	6 単位
イ 民事系科目	14 単位
ウ 刑事系科目	8 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位

カ 展開・先端科目 12 単位

(3) 法律基本科目は 56 単位であるから、修了要件単位数 96 単位を満たすためには、法律基本科目以外の科目は 40 単位の修得が必要となり、修了要件単位数の 3 分の 1 以上となっている。

なお、選択科目の中に、内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない(上記「基準 2-1-3 に係る状況」参照)。

《資料 4-2-1-1》法曹養成専攻履修規程第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 4 条の 2、第 9 条、第 10 条、第 11 条(『平成 25 年度 便覧』[別添資料 1-1] 19~22 頁で学生に周知している。)

第 1 条 法曹養成専攻の授業科目は、以下の区分により開設する。

- 一 基礎科目(憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法に関する基礎的内容の科目)
- 二 基幹科目(前号に掲げる各法分野に関するより専門的・応用的な内容の科目、並びに法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基本的内容の科目)
- 三 実務選択科目(法律実務に関するより専門的内容の科目及び実習科目)
- 四 選択科目Ⅰ(基礎法学又は法学と関連を有する分野の科目)
- 五 選択科目Ⅱ(先端的な法領域その他実定法の多様な分野に関する科目)

2 前項の定めに基づき各年度に開講する科目、その単位数、配当時期及び授業時間数は、別に定める。

第 2 条 基礎科目及び基幹科目は必修とする。

2 実務選択科目、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱは選択必修とし、実務選択科目から 2 単位以上、選択科目Ⅰから 4 単位以上、選択科目Ⅱから 1 2 単位以上を修得しなければならない。

3 選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、別に指定された科目(以下「リサーチ・ペーパー指定科目」という。)については、2 科目を限度として、リサーチ・ペーパーを提出することができる。リサーチ・ペーパーについて合格の判定を得たときは、2 単位を与える。この単位は、第 9 条に定める修了に必要な単位数に算入するが、前項に定める必要修得単位数には算入しない。

第 4 条 法政理論専攻の科目は 4 科目 8 単位、公共政策教育部の科目(専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。)は 2 科目 4 単位を、それぞれ限度として履修することができる。

2 前項により履修する単位数は、前条第 2 項の単位数に算入し、修得した単位数は、第 9 条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに当該授業科目を担当する教員の許可を得た上、専攻長に届け出なければならない。

第 4 条の 2 入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、専攻会議の議を経て、4 単位を限度に、本専攻における選択科目Ⅰの履修により修得したものとみなすことがある。これによって修得したとみなされた単位は、第 9 条に定める修了に必要な単位数に算入するが、第 2 条第 2 項に定める必要修得単位数には算入しない。

第 9 条 3 年以上在籍し、第 2 条に定める必要修得単位を含む 9 6 単位以上を修得した者は、課程を修了したものとす。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目の評点平均が 2.0 に満たないときは、修了を認めない。

第 10 条 専門職大学院設置基準第 25 条第 1 項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下、「法学既修者」という。)は、1 年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者が、第 4 条第 1 項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第 2 項の規定にかかわらず、4 単位を限度に、第 9 条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 第 4 条の 2 は、法学既修者に適用しない。

4 法学既修者については、第 8 条第 2 項中「基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均」とあるのは、「基幹科目の評点平均」と読み替えるものとする。

第 11 条 第 8 条第 1 項若しくは第 2 項により進級を認められない者又は第 9 条若しくは第 10 条第 4 項により修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C 又は D の判定を受けた科目の単位は無効とする。

2 同一年次の在籍は 2 年を限度とする。ただし、病気休学その他の特別の事情があるときは、専攻会議の議を経て、2 年を超えて在籍を許可することがある。

(出典：大学院法学研究科規程集)

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4－2－2に係る状況)

法曹養成専攻の課程の修了には、3年以上在籍し、必要修得単位を含む96単位以上が必要とされており（法曹養成専攻履修規程《上記資料4－2－1－1》第9条本文）、上限とされる102単位以下となっている。なお、基準4－2－2ただし書は該当しない。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

（1）本法科大学院では、法学既修者枠で選抜された入学者を法学既修者とみなすこととし、法学既修者枠の入学者選抜においては法律科目試験を課している。

より具体的にいえば、法学既修者枠で選抜された入学者、すなわち法学既修者については、本法科大学院に1年在籍して、基礎科目（憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法に関する基礎的内容の科目をいう。以下同じ。）のすべての単位を修得したものとみなすこととしている（法曹養成専攻履修規程第10条第1項、第1条第1項第1号《資料4-3-1-1》）。基礎科目は1年次（法学未修者）における必修科目であり、11科目28単位分が定められているところ（別紙様式1「開設授業科目一覧」）、法学既修者は、これらの単位を一括して免除される。【解釈指針4-3-1-3】

なお、法学既修者が単位を修得したものとみなされる基礎科目はすべて1年次の必修科目なので、在学期間の1年短縮と修得したとみなされる単位数とは均衡がとれている。【解釈指針4-3-1-6】

（2）次に、法学既修者の認定について、法学既修者枠の入学者選抜では論述式法律科目試験を課し、憲法・行政法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・商法の7科目を試験科目としている《資料4-3-1-2》。こうした法律科目試験によって、法学既修者枠による入学者が、法律基礎科目について本法科大学院で必要とされる程度の基礎的な学識を有することを適切に判定するとともに、入学者選抜における公平性を確保している。【解釈指針4-3-1-1】

法学既修者枠における7科目の法律科目試験は、基礎科目のすべての授業科目にわたっている。さらに、平成22年度入学者選抜からは、各試験科目について最低基準点を定めており、1科目でもこの基準点に達しない試験科目があった場合には最終合格できないこととしている。これにより、法学既修者枠による入学者が、すべての基礎科目について必要な基礎的な学識を有することを確保している（《資料4-3-1-2》の末尾2行）。【解釈指針4-3-1-2】【解釈指針4-3-1-1】

なお、法学既修者枠の入学者選抜にあたって、本法科大学院では、他の機関が実施する法律科目試験の成績・結果を合否判定の考慮要素に含めていない（法学未修者枠も同様である）。【解釈指針4-3-1-5・該当なし】

（3）法律科目試験の実施にあたっては、各科目につき複数の出題・採点委員を任命し、各科目ごとに出題・採点委員の合議で問題案を作成した上、全科目の出題・採点委員が参加する全体会議において試験問題を最終決定することとしている。その際には、当該問題が出題者の個性を強く反映したものでないこと、京都大学法学部の最近の定期試験で出題された問題等に類似していないことを、慎重に確認している。また、過去に実施された法律科目試験の試験問題はウェブサイトで公表しており、志願者は平等に情報を得ることができる《資料4-3-1-3》。さらに、採点にあっても、受験者氏名の記載部分を答案から取り除くことにより、完全な匿名性を確保している。これらの措置を通じて、京都大学法学部出身の受験者と他の受験者との間に不公平が生じることを防いでいる。【解釈指針

4-3-1-4】【解釈指針4-3-1-1】

《資料4-3-1-1》法曹養成専攻履修規程第1条第1項第1号、第10条第1項

第1条 法曹養成専攻の授業科目は、以下の区分により開設する。

一 基礎科目（憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法に関する基礎的内容の科目）

第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料4-3-1-2》平成25年度学生募集要項〔別添資料4-1〕「VI 選抜方法」より抜粋

「1 第一段階選抜

出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、法学未修者枠については200名程度、法学既修者枠については380名程度を上限として、その合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績（第4部のものは除く。以下同じ。）を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

また、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、不合格とする。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定し、本法科大学院のホームページ上で速やかに公表する。（後略）」

「2 論述試験

法学未修者枠については小論文試験、法学既修者枠については法律科目試験を行う。

① 小論文試験（法学未修者枠）（中略）

② 法律科目試験（法学既修者枠）

試験科目は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び商法の7科目である。

配点は、次のとおりとする。

科目	配点
憲法	100点
行政法	50点
民法	100点
民事訴訟法	50点
刑法	100点
刑事訴訟法	50点
商法	100点

行政法・民事訴訟法・商法の出題範囲は次のとおりとする。

行政法：行政法総論（行政救済法を含まない。）に限る。

民事訴訟法：通常訴訟の第一審手続に限る。

商法：商法、会社法、手形法、小切手法その他の商法分野に関する法令に基づいて出題するが、商法第2編 商行為及び第3編海商にかかる部分を除く。

試験日時と科目は、次のとおりとする。

平成24年11月17日（土）	午前10時00分～午後1時00分	憲法・行政法
	午後2時30分～午後5時30分	民法・民事訴訟法
11月18日（日）	午前10時00分～午後1時00分	刑法・刑事訴訟法
	午後2時30分～午後4時30分	商法

（憲法と行政法は、同じ時間帯に試験を実施するが、出題と採点は科目ごとに行う。3時間の試験時間を憲法と行政法にどのように配分してもよいが、前記のような配点で採点されることに留意されたい。民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法についても同様である。）

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。（後略）」

「3 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）

の審査結果、③論述試験の成績を総合的に考慮して行うが、法学既修者枠については②及び③を重視する。また、法学既修者枠については、法律科目試験の各科目の得点のうちに満点の40%に達しないものが含まれる志願者は、最終合格することができない。(後略)」

《資料4-3-1-3》平成25年度入学者選抜・法律科目試験の問題(ウェブサイトの「入学者選抜過去の入試問題」のページに掲載されているもの)

(ホームページ(<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>)>入学者選抜>過去の入試問題)

憲	法 (100点)
第1問 Aは、婚姻外で子(X)をもうけた後、Yと養子縁組を行った。その後、Aは、結局生涯一度も結婚することなく、また、遺言を残さないまま死亡した。法定相続人はX、Yの2名だけであるが、遺産分割協議は難航し、Xが遺産分割審判を申し立てた。Xは、その際、民法900条4号ただし書の違憲性を主張している。 この事例における憲法上の論点について、関係する最高裁判所の判例の考え方にも触れつつ論じなさい。 第2問 日本国憲法における内閣総理大臣の地位について説明するとともに、その行政各部に対する指揮監督権(憲法72条参照)と内閣法6条に定める閣議決定要件との関係について、具体的な事例を挙げながら検討しなさい。	
行	政 法 (50点)
レストランの有名ランキングサイトでやらせ投稿業者を利用した順位操作がされていたことが判明したため、消費者庁長官は、次のようなガイドラインを作成し、定例記者会見で公表した。 「商品・サービスを提供する店舗を経営する事業者が、口コミ投稿の代行を行う事業者に依頼し、自己の供給する商品・サービスに関するサイトの口コミ情報コーナーに口コミを多数書き込ませ、口コミサイト上の評価自体を変動させて、もともと口コミサイト上で当該商品・サービスに対する好意的な評価はさほど多くなかったにもかかわらず、提供する商品・サービスの品質その他の内容について、あたかも一般消費者の多数から好意的評価を受けているかのように表示させることは、優良誤認表示(不当景品類及び不当表示防止法4条1号)に該当する。」 問1 代行業者(サイトへの投稿は全て実際に試食した各社員が行っている)に依頼して従前より高い評価を得たレストランの店主Xは、上記ガイドラインの取消しを求めることはできるか。上記ガイドラインが講学上の概念でいえば何に当たるかを示した上で、答えなさい。 問2 店主Xが措置命令(同法6条)を受けないようにするためには、上記ガイドラインの取消しを求めること以外に、どのような法的手段が考えられるか。	
民	法 (100点)
第1問 次の(1)(2)のそれぞれにおいて、2012年11月2日に、CがBに対して土地甲の明渡しを請求したとする。その場合に、Bが明渡しを拒むためにすると考えられる法的主張をあげて、そのBの主張の可否を論じなさい。 (1) 2012年8月3日に、甲を所有するAは、これをBに売り、その引渡しを済ませた。続いて、同年10月1日に、Aは、Cに対しても甲を売り(Cは、先行するAB間の売買を知らなかった)、同日、AからCへの所有権移転登記がされた。これを知ったBは、同月18日に、Aに対して、債務不履行による損害賠償を請求したが、いまだ損害賠償金の支払を受けていない。 (2) 2002年10月31日に、甲を所有するAは、これをBに売り、その引渡しを済ませた。2012年10月25日に、Aは、Cに対しても甲を売り(Cは、先行するAB間の売買を知らなかった)、同日、AからCへの所有権移転登	

記がされた。その後、Cは、Bが、2002年10月31日以来、甲の占有を継続していることを知った。

第2問

土地甲はAの所有であるところ、Aの息子Bが、無断でAの実印や甲の権利証（甲につき、登記識別情報は発行されていなかった）を持ち出して虚偽の登記申請手続きを行い、登記名義をBに移した。その後まもなく、Bは、Xとの間で、甲について建物所有を目的とする賃貸借契約を締結し、甲をXに引き渡した。契約締結に際して、Bが、Bを甲の所有者とする登記事項証明書を示したため、Xは、Bを甲の所有者と信じていた。Xは、甲に家屋乙を建築して、乙について表示登記を備えた。

その後、Xは、海外勤務となり、約5年間、甲乙を不在にした。海外勤務を終えたXが甲乙に戻ったところ、大量の廃材が甲の空き地部分に投棄されていた。調査の結果、廃材は、Yが4年ほど前に投棄したものであることがわかった。

Xは、Yに対し、これらの廃材の除去を請求したい。Xの請求につき、考える法律構成を複数あげて、その可否を検討しなさい。

民 事 訴 訟 法 (50点)

Xは、Yを被告として、「Yとの間で代金1000万円で甲機械を売り渡す旨の約束をした」と主張し、「YはXに対して1000万円を支払え」との判決を求めて訴えを提起した。Yは、「Xの請求を棄却する」との判決を求め、「本件売買契約の成立を否認する。仮に売買契約の成立が認められるとしても、Yは、Xに対して1500万円の貸金債権を有するので、対当額で相殺する旨の意思表示をする」と述べた。

次の各問は、それぞれ独立の問題である。

問1

Xは、「本件売買代金債権について、提訴前に、Yから300万円の弁済を受けた」と述べた。Yは、この陳述について、「Xに300万円を支払ったのは事実であるが、これは乙機械の購入代金である。甲機械の購入代金は弁済していない」と述べた。裁判所が、本件売買契約の成立を認める場合、この弁済の事実について、証拠調べをすべきか。

問2

審理の結果、裁判所は、主文を「YはXに対して700万円を支払え。Xのその余の請求を棄却する」とする判決をした。判決理由中には、甲機械の売買契約の成立は認められるが、代金額は900万円と判断されること、Yの貸金債権は相殺の時点で200万円の範囲で認められ、この200万円の債権を自働債権とし、Xの900万円の売買代金債権を受働債権とする相殺により、Xの請求は700万円の範囲で認容される旨の記述がある（前訴判決）。この前訴判決が確定した後に、YがXを被告として、前訴の自働債権と同一の貸金債権を有することを主張して、「XはYに対して1500万円を支払え」との判決を求めて訴えを提起した（後訴）。前訴確定判決の効力は後訴にどのように及ぶか。

刑 法 (100点)

第1問

不倫関係にあった甲から「あんな奥さん、あなたが可哀想。さっさと死ねばいいのに。そしたら私たち結婚できる。」と会うたびに言われていた乙は、ある日、妻Xと口論をした際、甲の言葉を思い出し、Xの殺害を決意した。翌日、乙は、自殺を装ってXを車で10分ほどの近くにある港の岸壁から車ごと海に転落死させる計画のもと、自宅でXに睡眠薬の入った酒を飲ませて昏睡状態にすると、自分の車の後部トランクにXを運び入れ、自らの運転により港に向けて出発した。当初、乙は、1人で計画を実行するつもりであったが、運転しながら甲のためでもあるから2人でやろうと考え直し、路肩に車を停車させて携帯電話で甲を呼び出した。5分後にやってきた甲は、車に乗り込むと乙の話を聞き、「本気になってくれたのね。」と言いながら協力を承諾した。港で車を転落させるべく、乙が車を再び発進させようとしたところ、1台のトラックが運転手Aの前方不注意の過失により乙の車に追突した。甲・乙・Aは無傷であったものの、Xは搬送先の病院で死亡が確認された。解剖の結果、追突事

故の際に生じた脳挫傷がXの死因とされた。

甲・乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

第2問

甲は、A銀行の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する客のカードの暗証番号、名義人氏名、口座番号を盗撮しようと考え、ATMが6台設置されていて行員が常駐しない同銀行B支店C出張所（看守者はB支店長X）に立ち入ることを計画した。

C出張所のATMには、側面に封筒を入れておく箱が設置され、「必要な数だけお取り下さい。」と書かれていた。甲は、封筒の束に似せたビデオカメラを用意し、2012年11月9日10時にC出張所に立ち入り、1台のATMの前に行き、箱の中に150枚入っていた封筒のうち140枚を取り出して上着のポケットに入れ、代わりにビデオカメラを設置した。そして、10時10分に隣のATMの前に移動し、盗撮した映像を受信する受信機の入った紙袋を足元に置いて、盗撮用カメラを設置したATMに客を誘導するため、自分の他の銀行の口座への振込を繰り返したり、A銀行がATM画面で提供する商品の広告・説明を見たりしながら、1台のATMを占拠した。他の客がいなくなった11時30分に、甲は盗撮用カメラと受信機の入った紙袋を持って、C出張所から退去した。

この間に、数名の客がC出張所を訪れたが、順番待ちの行列ができることはなかった。また、甲はC出張所から出る際に、ポケットに封筒が入っていることに気付いたが、元に戻している間に人に見られてはいけないと思い、そのまま持ち去った。

帰宅した甲が、撮影した映像を確認したところ、画像は不鮮明で、何の情報も読み取ることができなかった。1週間後、甲は、C出張所に行ったときと同じ上着を着ようとして、ポケットに封筒が入っていることを思い出し、これらをメモ用紙として使用しようと考えて、電話機の隣に置いた。

甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

刑 事 訴 訟 法 (50点)

XおよびYが共謀のうえ、XにおいてVを殺害したとされる殺人被疑事件の捜査の過程で、捜査機関は、Xが友人Aに対し「Yの指示を受けてVを刺し殺した」旨の告白を行う音声録音されたICレコーダーを入手した。殺人の公訴事実で起訴されたXおよびYそれぞれの公判において（なお、XおよびYの公判は分離されている）、上記ICレコーダーを証拠とするための要件について論じなさい。

商 法 (100点)

第1問

P株式会社（以下「P社」という）は、家電製品の販売を業とする会社であり、取締役会設置会社であるが、委員会設置会社ではない。P社の設立手続中、唯一の発起人であるAは、P社の成立を条件として、不動産業者Bから店舗建設用地（以下「本件土地」という）をP社が1億円で購入する契約（以下「本件契約」という）を締結した。その後P社は成立したが、P社の定款には、本件契約についての定めはなされておらず、本件土地の代金は支払われていない。なお、P社の成立時の純資産額は2億円であり、その後現在まで大きな変動はないものとする。

問1 Bは、P社に対して本件土地の代金の支払を請求することができるか。

問2 Bは、Aに対して本件土地の代金の支払を請求することができるか。

問3 P社成立後に代表取締役に就任したAが、P社が成立して約1か月後に本件契約を追認したとすると、Bは、P社に対して本件土地の代金の支払を請求することができるか。

第2問

P株式会社（以下「P社」という）は、衣料品の販売を業とする会社であり、資産総額は約3億円、負債総額は約2億5千万円、年間の売上高は約4億円である。P社は、取締役会設置会社であるが、委員会設置会社ではない。P社は、取締役会規程で、P社が購入する物品の代金の支払以外の目的で手形行為をするには取締役会の

承認を得なければならない旨を定めている（以下「本件規程」という）。

甲は、衣料品の製造販売を業とし、10年来、P社と衣料品の取引を行ってきた個人商人である。経営難に陥った甲は、P社専務取締役Aに対して、信用あるP社が振出人となった約束手形を甲が第三者に裏書譲渡することで運転資金を獲得することとしたいので、P社名義で甲を受取人とする約束手形を振り出してもらいたい旨願出た。Aは、代表取締役には選定されていないものの、P社代表取締役Bから手形行為をする権限を与えられており、P社の手形取引は通例AがP社代表者印を使って「P社代表取締役B」名義で行っていた。甲は、Aがこの願出に応じて手形を振り出してくれば、手形の満期までに手形金額相当額を必ずP社の手形決済用の銀行口座に送金し、P社やAに迷惑をかけることは決してしないと約束した（以下「本件約束」という）。

甲の倒産によりP社の取引先が連鎖倒産することを懸念したAは、この願出に応じて、甲を受取人とする約束手形を何度か振り出してやったが、そのたびに甲は本件約束に従って満期までに手形金額をP社の口座に送金してきた。なお、これらの手形を振り出す際、AはP社取締役会の承認を得ていなかった。

上記のような約束手形の振出しと決済を繰り返すことで甲は何とか持ちこたえていたが、Aが平成24年7月1日に、手形金額100万円として甲に対して振り出し、甲が乙に裏書譲渡した約束手形（振出人は「P株式会社代表取締役B」、受取人は「甲」、満期は平成24年9月30日とされている。以下「本件手形」という）について、甲はP社の銀行口座に本件約束通りの送金をする事ができなかった。乙は、甲から本件手形の裏書譲渡を受け、本件手形の振出しがP社・甲間の商品売買の代金支払のためにではなく、甲が金融を得られるようにする趣旨でなされたことは知っていたが、P社に本件規程があることや本件手形の振出しがP社取締役会の承認なしに行われたことは知らなかった。

上記の事実関係のもとで本件手形の所持人たる乙がP社に対して手形金の支払を求めてきた場合、P社は支払をしなければならないか。

2 特長及び課題等

本法科大学院における成績評価は、その基準を明確にするとともに、評価基準と成績評価の結果を教員及び学生に周知し、かつ、筆記試験の採点を匿名性を確保して行うこととしているので、公平性、客観性、厳格性、透明性が極めて高いものとなっている。成績は、点数により評価し、その点数は当該学生に告知されるので、厳格性と透明性が確保でき、かつ、学生にとっての教育効果も高い。

修了認定に関しては、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについての必要単位数及びそれらのバランスが優れており、学生が自己の関心に応じて自由に選択できる科目の幅も十分に確保されている。これらにより、修了認定において、学生が、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感、最先端の法的問題に対処する能力等、本法科大学院が育成しようとする法的能力を総合的に身につけることができたかどうかを適切に判定することができる。

法学既修者の認定においても、入学者選抜に際して7科目の法律科目試験を課し、さらに各試験科目毎の最低基準点を設定することにより、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であることを適切に判定している。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、次のように組織的かつ継続的に行われている。【解釈指針5-1-1-1】

(1) 法曹養成専攻内に教務委員会が設置され《資料5-1-1-1》、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する指針を決定し、改善に関する情報を管理し、カリキュラムの再編成等、改善のための諸措置の実施を担当している。【解釈指針5-1-1-4】

(2) 教育内容及び方法の改善を図るための最終意思決定機関である法曹養成専攻会議《資料5-1-1-2》での意見交換に加えて、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な情報交換の場として、学期ごとに法科大学院教員懇談会が開催されている《資料5-1-1-3》。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-4】

(3) 科目担当者が授業の改善を図ること等を目的として、科目ごとに、学生に対して授業に関する調査を実施している。具体的には、エクスターンシップを除き、法曹養成専攻のすべての科目を対象として、原則として各学期の第4週及び第12週を目安に調査を実施している。各学期の第4週を目安に実施するのは、調査の結果を当該学期中に当該授業の改善に役立てるためであり、それに加えて第12週を目安に実施することとしたのは、当該科目の最終的な評価を調査し、次年度以降の改善に役立てるためである。このような趣旨を踏まえ、第4週に実施する調査については、調査項目を授業担当教員が自由に質問内容を設定する質問及び自由記述に限っている。この調査結果は、調査後すみやかに科目担当者に渡すほか、法曹養成専攻長、副専攻長、教務委員会、担任委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用できることとしている。教員は、各自がこれを読んで普段の授業方法について更に工夫するとともに、必要に応じて、アンケート記載内容について授業中に回答するなどしている《資料5-1-1-4①②、別添資料11-1「授業に関する調査の結果」》。調査に対する学生の回答率は《別添資料11-2「授業に関する調査の回答率」》のとおりである。平成19年度以降、それまでの書面による調査をウェブ上の教育支援システムを利用した調査に変更したことから回答率が低減傾向にあったが、平成24年度後期第12週目の調査を書面でも実施することによって、回答率が92.5%に達した。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、専攻長及び教務委員会は、定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査している。さらに、学内に「意見書・要望書ボックス」を置いており、かつ、教員のオフィスアワーの制度が設けられており、また、多くの教員がメールアドレスを学生に知らせているので、学生が随時要望を寄せることができるようになっている。さらに、エクスターンシップについては、派遣先の法律事務所を対象にアンケートをとることによって、内容の充実・改善に役立てている《資料5-1-1-5、別添資料11-3「平成24年度エク

ターシップ研修先機関アンケート集計結果】。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】

(4) 本研究科では、平成5年に部局自己点検・評価委員会を設置し、研究・教育活動の点検と研究・教育組織の実態を調査して、2年ごとに「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、本研究科の現状と問題点を明らかにしてきた。現在、『京都大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書第10号(2011)』『別添資料19-2』が発行済みであり、そこには法科大学院に関する自己点検・評価が含まれている。さらに、法曹養成専攻(法科大学院)では、平成22年度より、毎年度、評価・広報委員会を中心に『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』を作成し、公表している(後記「基準11-1-1に係る状況」参照)。

また、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている《資料5-1-1-6①～③》(後記「基準11-1-2に係る状況」参照)。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-4】

以上のような研修・研究に基づいて、成績評価方法の改訂(前記「基準4-1-1に係る状況」参照)、基礎科目についてのより効果的な教育方法の実践や教育補助スタッフ等を活用した未修者教育の充実、担任制の導入(後記「基準7-1-1に係る状況」)などの具体的な方策を講じている。

(5) 教育内容や方法の改善を図るために、講演会、研修等が随時開催されており、とりわけ、平成16年度から18年度まで法科大学院等専門職大学院形成支援(平成18年度は、教育推進)プログラムに基づく「実践的理論教育高度化プロジェクト」の一環として、外国大学等における教育の内容及び方法を調査するため、外国から研究者や実務家を招いて講演会を開催したり、教員を外国調査に派遣したりするなどした《資料5-1-1-7》。そして、当該プロジェクトの成果の一部を公表するために、平成19年1月26日に京都大学法科大学院シンポジウム「法科大学院教育の可能性—その発展のために—」を開催し、本法科大学院や他大学の多数の教員が参加し、教育内容や方法の改善を図るために討論をした《別添資料20-1「式次第、報告レジュメ」》。さらに、平成19年度と20年度には専門職大学院等教育推進プログラムに基づく「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」の一環として外国の教育や法曹養成制度の調査等を実施し、当該プロジェクトの成果の一部を公表するために、平成21年2月15日に京都大学法科大学院シンポジウム「法科大学院教育の新展開」を開催した《別添資料20-2「京都大学法科大学院教育改善活動資料集第5号」》。このシンポジウムにおいても、本法科大学院のほか他大学の多数の教員の参加を得て、教育改善を図るための活発な討論が行われた。

【解釈指針5-1-1-2】

(6) 以上のほか、本法科大学院の多くの教員が、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆にあたっており《上記資料3-2-1-3参照》、教員がその教材を授業で用いることにより、教育内容・方法と教材の充実と改善を図っている。

また、全国的な共同研究会の組織的参加の例として、平成16年度から18年度まで実施された法科大学院等専門職大学院形成支援(平成18年度は、教育推進)プログラムに基づく「実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト」(10大学共同プロジェクト)及び平成19年度と20年度に実施された専門職大学院等教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」(8大学共同プロジェクト)について京都大学が申請代表校となっていることが挙げられ、これらのプロジェクトでは、本法科大学院の6名の教授(ただし、うち1名は平成17年9月30日に退職して他大学に転出)が事業推進担当者として参加し、実務基礎教育の在り方等に関する調査・研究を継続的・組織

的に実施した。さらに、平成20年度と21年度に実施された専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」（3大学共同プロジェクト）においても京都大学が申請代表校となり、本法科大学院の5名の教授が委員として参加し、法科大学院コア・カリキュラムに関する調査・研究を実施した。

（7）研究者教員における実務上の知見の確保、実務家教員における教育上の経験の確保、並びに、教員相互の連携に関しては以下のような状況である。

まず、前記（2）の法曹養成専攻会議《資料5-1-1-2》及び法科大学院教員懇談会《資料5-1-1-3》は、実務家教員と研究者教員との間の意見交換の場ともなっている。特に、教員懇談会では、実務家教員から教育にあたる際の悩みや工夫が語られるのに応じて研究者教員がそれまでの教育経験で得た対処方法や学生のニーズを報告したり、研究者教員が実務上の事柄についての率直な質問をするのに対して実務家教員が最新の状況を説明したりするといったことがしばしばある。

さらに、法科大学院協会を通じて得られる司法研修所での授業参観等の機会や弁護士会が実施する弁護士研修の機会にも研究者教員を派遣している《資料5-1-1-8, 資料5-1-1-9》。なお、これらのほか、後記「基準7-1-1に係る状況」に挙げる学生向けの実務家の講演会《資料7-1-1-3参照》にも毎回多数の教員が参加している。

実務家教員に教育上の経験が不足し、又は研究者教員に実務上の知見に不足するという問題のあることが判明した場合、具体的には、以上の教員懇談会、授業に関する調査、学生の意見書・要望書ボックスへの投書、自己点検・評価、外部評価委員会等を通じて教務委員会が問題を把握した場合には、教務委員会が、当該科目担当者又は関係科目の担当者と相談するなどして、改善措置として、カリキュラムの再編成等、適切な措置をとることとしている。また、新たに採用する実務家教員には、あらかじめ授業の様子を見学してもらうなどして、教育現場への理解を深めてもらうようにしている。

このほか、研究者教員は、日常的に実務家との交流を活発に行い、実務上の知見の確保に努めている。さらに、実務家教員と研究者教員との知見の交換の場として、大学院法学研究科附属法政実務交流センターが、「法政実務フォーラム」を継続的に開催している《資料5-1-1-10》。このような場を通じて、双方の教育の高度化を図ることとしている。【解釈指針5-1-1-3】

《資料5-1-1-1》法曹養成専攻会議の下に置かれている委員会一覧

制度委員会
人事委員会
財政検討委員会
教務委員会
入学者選抜委員会
施設・設備・情報委員会
評価・広報委員会
（以上につき、平成16年1月8日法曹養成専攻準備会議決定）
臨床教育実施委員会
（平成18年3月16日法曹養成専攻会議決定）
担任委員会
（平成21年3月9日法曹養成専攻会議決定）
電子データ処理委員会
（平成21年4月23日法曹養成専攻会議決定）
実務基礎教育・理論教育連携委員会
修了者の進路動向把握に係る委員会

(以上につき、平成24年4月26日法曹養成専攻会議決定)

《資料5-1-1-2》法曹養成専攻会議の開催期日一覧（平成20年以降）

平成20年	1月17日、2月7日、3月7日、3月13日、4月24日、5月22日、6月19日、7月10日、9月11日、10月16日、11月6日、11月13日、12月18日
平成21年	1月15日、2月5日、2月19日、3月9日、3月26日、4月23日、5月21日、6月11日、7月9日、9月10日、10月1日、10月22日、11月5日、11月12日、12月17日
平成22年	1月14日、2月4日、2月18日、3月9日、3月25日、4月8日（人事専攻会議のみ）、4月22日、5月20日、6月10日、7月8日、9月9日、10月7日、10月21日、11月11日、12月2日、12月16日
平成23年	1月13日、1月27日、2月3日、2月17日、3月9日、3月17日、4月14日、4月28日、5月19日、6月9日、7月14日、9月8日、10月6日、10月20日、11月10日、12月15日
平成24年	1月12日、2月2日、2月16日、3月8日、3月22日、4月26日、5月17日、6月14日、7月12日、11月1日、11月8日、12月20日
平成25年	1月10日、2月7日、3月9日、3月21日、5月16日

《資料5-1-1-3》法科大学院教員懇談会開催状況（平成20年度以降）

年度	日付	対象教員	出席	議題等
平成20年度	10月30日	61名	42名	1. 平成20年新司法試験の結果の概要 2. 平成19年度修了者の新司法試験結果の分析 3. 平成17～19年度修了者の新司法試験結果の分析 4. 修了者アンケートの結果
	11月20日	60名	33名	1. 学期末試験に関する事後的な指導 2. 未修者への学習支援 3. 未修者の進級困難にともなう問題
平成21年度	5月7日	58名	40名	1. 平成20年度前期・後期試験の結果 2. これまでの改善策と今後の課題
	10月29日	59名	41名	1. 平成20年度修了者アンケートの結果 2. 平成21年度前期試験結果の分析 3. 平成16年度～21年度前期の期末試験結果の推移と分析 4. 担任委員会からの報告
平成22年度	(平成22年) 1月21日	59名	38名	1. 平成21年新司法試験の結果の概要 2. 未修者教育の改善
	11月25日	61名	46名	1. 期末試験の結果について (平成21年度前期～平成22年度前期) 2. 新司法試験の結果について
平成23年度	10月27日	63名	44名	1. 期末試験の結果等について 2. 京都大学法科大学院の到達目標の検討について

年度	日付	対象教員	出席	議題等
平成 24 年度	5 月 10 日	65 名	49 名	1. 期末試験の結果等について 2. 授業の回数について
	11 月 22 日	65 名	45 名	1. 期末試験の結果等について 2. 自己点検・評価及び外部評価を踏まえた教育内容・方法等の検討について
平成 25 年度	5 月 23 日	65 名	51 名	1. 期末試験の結果等について 2. 自己点検・評価及び外部評価を踏まえた教育内容・方法等の検討について

(なお、資料は欠席者を含む対象教員全員に配付されている。)

《資料 5－1－1－4 ①》法曹養成専攻（法科大学院）の授業に関する調査実施要領

1. 目的

- ①授業及びカリキュラムの改善を図る。
- ②学生の授業に対する主体的な取組みを促す。

2. 実施対象

法科大学院のすべての科目について実施する。
ただし、エクスターンシップについては、別に定めるところにより実施する。

3. 実施時期

各学期第 4 週及び第 1 2 週を目安に実施する。
ただし、科目の内容、授業の進め方等に照らして適切と認められる場合には、専攻長が別に指定する時期に実施することができる。

4. 調査結果の取扱い

- ①事務で調査の結果を取りまとめ、すみやかに科目担当者に渡す。
- ②調査結果を取りまとめたデータは、事務において保管する。
- ③調査結果は、科目担当者のほか、専攻長、副専攻長、教務委員会、担任委員会及び評価・広報委員会が、1 に掲げる目的においてのみ利用することができる。

(出典：大学院法学研究科規程集)

京都大学法科大学院 平成24年度



2012年度後期 第2回授業に関する調査

この調査は、法科大学院の授業及びカリキュラムの改善に役立てるためのものです。

この調査は他の目的で用いられることはありませんので、率直に記入してください。

【締切1月17日】

この授業の良い点(300文字以内)

Q1.

この授業で改善してほしいと思う点(300文字以内)

Q2.

[■時間割表へ](#) [■担当科目一覧へ](#)

[「京都大学法科大学院 平成24年度」のトップページへ](#) [Loginページへ](#)

[法科大学院HP](#)

Westlaw Japan Academic Suite V2.5/2012(C)T.Kakuta

《資料5-1-1-5》平成25年度春季エクスターンシップ研修先機関アンケート

(夏季も同内容)

平成25年度 春季エクスターンシップ
研修先機関アンケート

平成25年度春季エクスターンシップ(2月下旬～3月末)について、以下の1～3のうち、あてはまる番号を下記回答欄に記入してください。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない

- (1) 研修先機関にとって、実施時期(2月下旬～3月末)は適当でしたか。
- (2) 研修先機関にとって、実施期間(10日間・80時間)は適当でしたか。
- (3) 協議・相談への臨席等で、顧客の同意・理解を得ることはできましたか。
- (4) 裁判所等の機関へは、支障なく学生が出入り(入室、立会等)できましたか。
- (5) 委嘱契約手続き等で、本学との事務連絡は円滑に行えましたか。
- (6) 実施要項・委嘱契約書の内容は、研修実施に十分なものでしたか。
- (7) 学生の研修態度は適切でしたか。
- (8) 学生の法律知識は十分でしたか。
- (9) 学生の実事把握の能力は十分でしたか。
- (10) 学生の法律構成能力は十分でしたか。
- (11) 学生の表現力・コミュニケーション能力は十分でしたか。

(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
(7)		(8)		(9)		(10)		(11)			

その他、ご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

貴事務所名	
ご回答者ご氏名	

ご協力ありがとうございました。

《資料5-1-1-6①》法曹養成専攻（法科大学院）外部評価委員会規程

第1条 法学研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）に、外部評価委員会を置く。

第2条 外部評価委員会は、委員10名程度で組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員は、国立大学法人京都大学の職員以外の者で、法曹養成教育に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、法科大学院長が委嘱する。

第3条 外部評価委員会は、法科大学院がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、法科大学院長の諮問に応じて、法科大学院の運営に関する重要事項を審議し、法科大学院長に対して助言を行う。

第4条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

第5条 外部評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

第7条 注科大学院長及び法科大学院の職員は、委員長の許可を得て、外部評価委員会の会議に出席して説明し又は意見を述べることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の議事の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が定める。

附則

この規程は、平成16年6月24日から施行する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料5-1-1-6②》外部評価委員会委員名簿（平成24年4月1日～26年3月31日）

太田茂氏	早稲田大学教授・元京都地方検察庁検事正・弁護士
大谷種臣氏	元大阪高等裁判所部総括判事・弁護士
小原正敏氏	弁護士
木村宏氏	日本たばこ産業株式会社取締役会長
山口厚氏	東京大学教授・刑法

《資料5-1-1-6③》外部評価委員会開催状況

第5回 平成20年10月29日開催。8名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、入学者選抜、教務関連の状況、授業評価、新司法試験等）に関し、活発な意見交換が行われた。

第6回 平成21年12月8日開催。10名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、吉田修委員長の議事進行のもと、法科大学院の運営状況（全般的状況、入学者選抜、教務関連の状況、新司法試験等）に関し、意見が交わされたほか、特に「法科大学院修了後の新司法試験不合格者問題」について立ち入った審議が行われた。

第7回 平成22年12月9日開催。5名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、委員会が開催された。冒頭、専攻長より、各回においてテーマを設定して議論を行うこれまでの方式から、事前に当該年度の自己点検・評価報告書を作成、各委員に送付したうえで内容について議論する方式に変更したこと、これに伴い、議事進行は専攻長が行うことの説明があり、了承された。その後、自己点検・評価報告書に記載されていない事項として、専攻長より、平成23年度の法科大学院入学試験の状況、学内期末試験の結果、平成22年新司法試験の結果について分析を含めた説明があり、これらを受けて活発な意見交換が行われた。

第8回 平成23年12月7日開催。5名の全委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム、学業成績、新司法試験、修了者職域問題等）に関し、活発な意見交換が行われた。

第9回 平成24年12月12日開催。5名の全委員が出席。委員から前回出された意見を踏まえ、今回は、授業参観の後、施設見学に代えて在学生との面談が実施され、委員が在学生3名から法科大学院での教育内容・学習状況について意見を聴取した。引き続き、法科大学院の運営状況（全般的状況、国際化への対応、未修者教育の課題、実務基礎教育のあり方、予備試験の受験状況、修了者職域問題等）に関し、活発な意見交換が行われた。

《資料5-1-1-7》教員研修等の実施状況（法科大学院開設に先立って実施したものを含む）

平成15年	
10月30日	「法科大学院教育における教育方法の開発」研究会（報告者：田中毎実高等教育研究開発推進センター教授，西村泰雄法学研究科助教授）
平成16年	
1月10日	研究者教員と実務家教員の協議会
12月13日・15日	米国ロースクールにおける教育方法・教材等に関する講演会及びセミナー（講演者：チャールズ・W・ムーニーJr. ペンシルバニア大学ロースクール教授）※
平成17年	
1月10日・11日	米国ロースクールにおける教育方法・教材等に関する講演会及びセミナー（講演者：ダニエル・J・バッセルUCLAロースクール教授，ケネス・N・クリーUCLAロースクール教授）※
3月29日	ドイツ法曹養成制度改革に関する講演会（講演者エーベルハルト・シュトルーエンゼーミュンスター大学法学部教授，ディルク・エーラーズミュンスター大学法学部教授）※
平成18年	
1月30日	フランスにおける法曹養成に関する講演会（講演者：エリック・メートルピエールフランス国立司法学院副院長・裁判官，アラン・ゴジパリ第2大学法学部教授）※
以上のうち，※印は，「実践的理論教育高度化プロジェクト」の一環として実施された。	

《資料5-1-1-8》司法研修所での授業参観等への教員派遣実績（法科大学院設置前のものを含む。職名は派遣時のもの）

①平成15年4月30日	佐久間毅教授
②平成15年5月30日	堀江慎司助教授
③平成16年4月26日	高山佳奈子助教授
④平成17年4月14日	塩見淳教授
⑤平成17年4月27日	山田文助教授

《資料5-1-1-9》弁護士会での研修への教員派遣状況

①平成19年9月29日	日本弁護士会連合会新規登録弁護士研修見学	横山美夏教授
②平成20年1月19日	日本弁護士会連合会新規登録弁護士研修見学	笠井正俊教授
③平成20年6月6日	大阪弁護士会冒頭修習見学	堀江慎司教授

《資料5-1-1-10》法政実務フォーラムの活動実績（平成20年度以降）

開催日時	演 題
平成20年10月9日	豊田幸宏特別教授 「法曹人口の増加と法曹の質，そして就職問題」 大山隆司教授 「裁判員制度施行に向けての取組について－雑感」
平成20年11月6日	増市徹特別教授 「近時の倒産事件をめぐる諸問題」 西村健客員教授 「弁護士からみた裁判員制度の意義と課題」
平成21年3月3日	長瀬敬昭特別教授 「大阪地方裁判所令状部における事件処理の実情」 中井康之特別教授 「倒産手続開始時における条件付債権または将来の請求権との相殺の可否について－委託のない保証に基づく求償権を自働債権とする相殺を題材に－」

平成21年7月31日	天野佳洋教授 「世界恐慌と証券化」 川畑正文特別教授 「大阪地方裁判所保全部における事件処理の実情－DV防止法による保護命令申立事件を中心に」
平成21年9月30日	井上直哉特別教授 「大阪地裁保全部における民事保全事件の処理の実情と保全の必要性に関する最近の裁判例（名古屋高裁平成20年10月14日決定・判時2038号54頁）について」 増田勝久客員教授 「国際倒産処理の実務」
平成22年3月8日	小弓場文彦教授 「経済事犯における捜査上の問題点について」 久保井聡明客員教授 「『政策形成訴訟』について－中国残留孤児国賠訴訟を経験して」
平成22年7月30日	古倉宗治客員教授 「まちづくり法制度の最新の動向と土地利用規制のあり方」 坪井ゆづる客員教授 「地殻変動する政治」
平成23年1月20日	藤井司客員教授 「説明義務等をめぐる実状についての管見－証券取引等を中心に」 林醇教授 「離婚後の子の養育監護を巡る諸問題－親子の面会交流に関する諸外国の法制度とわが国の課題」
平成23年3月2日	渡部市郎特別教授 「裁判員制度と刑事実体法の解釈・適用について」
平成24年2月3日	吉田肇客員教授 「法律と実務のはざまで、公正かつ妥当な紛争解決と企業経営のあり方を考える。」
平成24年2月23日	林潤特別教授 「医療訴訟における期待権侵害について－最高裁平成23年2月25日判決の意義－」
平成25年3月8日	松田一弘教授 「世界の特許訴訟」
平成25年3月14日	大山隆司教授 「裁判員裁判実施状況報告書（平成24年12月）を踏まえての所感」 中田昭孝教授 「民事裁判についての雑感等」

2 特長及び課題等

以上のように、法曹養成専攻会議や教員懇談会において教員間の情報交換や相互啓発が非常に活発に行われており、教育内容・方法の一層の充実・改善を図る体制が組織的・継続的に整備されている。また、外部資金も活用した教員向けの講演会や研修、共同研究等が組織的に行われており、最新の知見や外国の状況等の把握に組織的に努め、教育内容・方法の向上が図られている。

そして、学生による授業評価の実施、教務委員会とクラス代表との会合、意見書・要望書ボックスの設置等により、法科大学院側が学生の意見を聴取するための体制が整備されており、学生のニーズを十分に把握して、日々の教育に生かす仕組みが充実している。

加えて、自己点検・評価報告書の作成、外部評価委員会の設置等により、教育内容・方法を自ら点検・評価するとともに外部からの率直な評価・助言をも受けるという体制が出来上がっている。

こういった方策によって、本法科大学院全体として、授業の内容や方法をより優れたものに行っている。例えば、各科目において、教材の内容、授業の進め方、教員の解説や双方向・多方向的討議の方法、レポート課題や小テストの内容や回数、配付プリントの内容や配付方法等につき、より効果的かつ充実したものとなるよう改善している。また、平成17年度までの授業に関する検討に基づき、平成18年度のシラバスの内容をより充実したものにするとともに、より使いやすくするため、以降、教育支援システムを利用してウェブ上でシラバスを配付することとした。さらに、第7章において詳述するように、法学未修者として入学した者に対する学習支援についても、教務委員会、教員懇談会等での検討に基づいて改善が重ねられている。

学生に対する授業に関する調査の方法自体について、平成17年度までは各学期第12週を目安に実施していたが、当該学期の授業の改善に調査の結果を生かせるようにしてほしいという学生の意見に基づいて、平成18年度には原則として第4週を目安に、平成19年度からは原則として第4週及び第12週を目安に各学期2回の調査を実施することとして改善を図っている。また、平成19年度以降、調査方法をウェブ上の教育支援システムの利用に変更したことにより、集計作業が迅速化し、教員に調査結果がより速やかに通知されることとなった。他方で、学生の回答率に漸減傾向が見られていたが、平成24年度後期より書面とウェブ（教育支援システム）を組み合わせることで実施することにより、回答率が大幅に改善された。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

（1）本法科大学院は、自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の養成を目指して、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを教育理念及び目標としている（前記「基準1-1-1に係る状況」参照）。これらの理念・目標を踏まえ、本法科大学院では、入学者選抜に関して、「公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる」というアドミッション・ポリシーを定め、これを学生募集要項に明記して入学志願者に周知している《資料6-1-1-1》。なお、学生募集要項は、ウェブサイトにもファイルを掲載している。

アドミッション・ポリシーについては、学生募集要項において、さらに具体的に次の3点を明記している。第1に、他学部出身者及び社会人を、募集総人数の3割以上合格させる方針であること。したがって、第2に、法学部の出身で社会人に該当しない者については、法学既修者枠に出願することが推奨されること《資料6-1-1-2》。第3に、合格者決定は、適性試験や論述試験（小論文試験又は法律科目試験）の成績だけでなく、学部における学業成績、学業以外の活動実績や社会人経験なども考慮要素に含めた、総合評価によることである《資料6-1-1-3》。これらの点については、広報用パンフレット《別添資料3》（以下、「パンフレット」という。）においても説明している《資料6-1-1-4》。また、第2点については、ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」や入試説明会における説明を通じて、その趣旨の周知を図っている《資料6-1-1-5》。

（2）入学志願者に対しては、ウェブサイト、パンフレット、法科大学院入試説明会といった媒体を通じて、上記の教育理念・目標やアドミッション・ポリシーとともに、入学志願の判断材料となるべき情報（教育活動や入学者選抜に関する情報）を広く提供している。【解釈指針6-1-1-1】

すなわち、ウェブサイトでは、基本理念・教育目標等（教育目標及び教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）、概要（名称、所在、標準修了年限、学位、入学定員・収容定員及び在籍者数、担当教員、入学金・授業料、学生支援等）、教育課程（目標及び基本的な考え方、授業科目の展開、授業の形式、科目履修の進行・履修登録等、成績評価及び修了・進級要件等、授業科目表、履修モデル表、エクスターンシップ実施概要）、担当教員、入学者選抜（入学者選抜について、学生募集要項、Q&A、入試説明会、障害等がある方の受験について、入学者選抜の結果、過去の入試問題等）、修了者の進路及び活動状況（修了者数、司法試験合格者、修了者の活動状況）、自己点検・評価等を公表している。

次に、パンフレット《別添資料3》では、設置者、教育目標及び教育課程編成・実施の方針、修了要件と学位、カリキュラム、施設・設備、履修モデル、学生支援、入学試験について（募集人員、出

願資格、選抜方法、試験期日、募集要項の請求方法)等を掲載している。パンフレットは、学生募集要項とともに入学志望者に配付している(平成25年度の配付数は約1500部)。

さらに、自由参加の「法科大学院入試説明会」を年間3～4回の頻度で開催して、入学を希望している者に対し、本法科大学院における教育理念・教育内容や入学者選抜の方法について説明している《資料6-1-1-6》。さらに、これらを補足する形でウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」において、より具体的な説明を行っている《資料6-1-1-7》。法科大学院説明会で寄せられた質問や、法科大学院に対して電話やメールで寄せられた質問のうち、重要と思われる事柄についてはウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」に新たな項目として付け加えることにより、志願者間で情報の不公平が生じないように配慮している。なお、ウェブサイトに入学者試験についてのQ&Aがあることは、パンフレットにおいて言及している《資料6-1-1-8》。

《資料6-1-1-1》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕の冒頭部分

「京都大学法学部・法学研究科は、これまで、わが国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた。この伝統を踏まえて、本法科大学院は、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標としている。入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」

《資料6-1-1-2》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より抜粋

「I 募集人員 160名
内 訳

法学未修者枠(3年制) 35名程度

法学既修者枠*(2年制) 125名程度

* 法学既修者枠で選抜され、入学した者は、法学既修者(法学の基礎的な学識を有すると認められる者をいう。)として法科大学院2年次に配属され、1年次に配当される法律基礎科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目)の単位を修得したものとみなされる。

法学未修者枠と法学既修者枠の双方に出願することや、一方の枠で選抜されないときに他方の枠での選抜を求める旨の出願は、認めない。

本法科大学院では、他学部出身者(大学で法律学以外の学問分野を専攻した者をいう。主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。)及び社会人(本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。)を、募集総人数の3割以上合格させる方針である。そのため、法学未修者枠は、これらのいずれにも該当しない者が合格することは極めて困難となる。法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」

《資料6-1-1-3》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より抜粋

「VI 選抜方法

1 第一段階選抜

出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、法学未修者枠については200名程度、法学既修者枠については380名程度を上限として、その合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績(第4部のものは除く。以下同じ。)を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

また、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、不合格とする。最低基準点については、適性試験管理委

員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定し、本法学大学院のホームページ上で速やかに公表する。(後略)」

2 論述試験

法学未修者枠については小論文試験、法学既修者枠については法律科目試験を行う。

- ① 小論文試験 (法学未修者枠) (中略)
- ② 法律科目試験 (法学既修者枠) (中略)

試験科目は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び商法の7科目である。

3 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類(適性試験の成績カードを除く。)の審査結果、③論述試験の成績を総合的に考慮して行うが、法学既修者枠については②及び③を重視する。また、法学既修者枠については、法律科目試験の各科目の得点のうちに満点の40%に達しないものが含まれる志願者は、最終合格することができない。(後略)」

《資料6-1-1-4》『平成24年度京都大学法科大学院パンフレット』[別添資料3]「入学試験について」の項目の冒頭部分

「入学者の選抜に当たっては、法学以外の学問分野を専攻した方や社会人も定員の3割以上を受け入れる方針を採るなど、公平性・開放性・多様性の確保を重視しています。また、入学試験の結果だけでなく、大学における成績や社会人としての実績なども幅広く考慮して合否判定を行います。」

《資料6-1-1-5》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページより「1 受け入れ方針」の部分を抜粋
ホームページ (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

1. 受け入れ方針

Q1-1 「募集要項」I末尾に「法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」とありますが、どういうことですか。

A. 法学部の出身で社会人に該当しない人でも、法学未修者枠に出願することは可能です。ただし、本法学大学院では、入学者の多様性の確保のため、他学部出身者及び社会人を募集総人数の3割以上合格させる方針です。そして、他学部出身者及び社会人を募集総人数(160名)の3割以上合格させるためには、法学未修者枠(募集人数35名程度)のほとんどすべてを、他学部出身者または社会人から合格させることになります。法学部の出身で社会人に該当しない人が法学未修者枠により合格することができるのは、法学既修者枠において多数の他学部出身者・社会人が合格した場合に限られることになり、事実上、合格が極めて困難です。法学部の出身で1年以上の社会経験のない人については、法学既修者枠に出願することが現実的と思われます。

《資料6-1-1-6》 法科大学院入試説明会開催日程(平成21年以降)

平成21年 2月17日(火)、4月4日(土)、7月18日(土)、9月19日(土)※
平成22年 2月17日(水)、4月10日(土)、7月24日(土)、7月31日(土)※
平成23年 4月9日(土)、7月2日(土)、7月9日(土)※
平成24年 4月7日(土)、7月7日(土)、7月14日(土)※
平成25年 4月6日(土)、7月6日(土)予定、7月13日(土)※予定
※無印は京都大学吉田キャンパス、※印は京都大学東京オフィス(品川)にて開催。

《資料6-1-1-7》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページ
ホームページ (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

平成25年度入学者選抜関係Q&A 平成24年6月29日現在

このQ&Aは、「平成25年度 京都大学法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項」(以下「募集要項」という。)を補足するものです。「募集要項」と併せてご覧ください。

1. 受け入れ方針

Q1-1 「募集要項」Ⅰ末尾に「法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」とありますが、どういうことですか。

A. 法学部の出身で社会人に該当しない人でも、法学未修者枠に出願することは可能です。ただし、本法科大学院では、入学者の多様性の確保のため、他学部出身者及び社会人を募集総人数の3割以上合格させる方針です。そして、他学部出身者及び社会人を募集総人数（160名）の3割以上合格させるためには、法学未修者枠（募集人数35名程度）のほとんどすべてを、他学部出身者または社会人から合格させることになります。法学部の出身で社会人に該当しない人が法学未修者枠により合格することができるのは、法学既修者枠において多数の他学部出身者・社会人が合格した場合に限られることになり、事実上、合格が極めて困難です。法学部の出身で1年以上の社会経験のない人については、法学既修者枠に出願することが現実的と思われます。

2. 出願資格・出願方法

Q2-1 現在履修している科目の単位を一定数修得すれば卒業が可能であるにもかかわらず、出願時点で卒業見込み証明書が取得できない場合（あるいは出願資格2ないし7にかかる同様の場合）でも、出願することはできますか。

A. 個別に事情を確認いたしますので、法科大学院掛に問い合わせてください。

Q2-2 大学中退者、あるいは、各種学校（学校教育法134条1項）修了者にも、出願資格はありますか。

A. 出願資格は、「募集要項」Ⅱ1～8記載のとおりです。Ⅱ1～7に該当しない人で、Ⅱ8により出願を希望する人は、出願に先立ち出願資格の審査を行いますので、出願資格の認定の申請をしてください（「募集要項」Ⅲ参照）。

Q2-3 外国人留学生にも出願資格がありますか。また、その選抜方法はどのようなものですか。

A. 外国において学校教育における16年の課程を修了した人や平成25年3月31日までに修了見込みの人には、出願資格があります。これには、例えば日本で中学校を卒業した後、外国の高校及び大学を卒業するなどして、学校教育における通算16年の課程を修了または修了見込みの人を含みます。ただし、外国人や外国学校出身者についても、特別の選抜方法はとられません。

Q2-4 出願後、資料を追加提出することができますか。

A. 出願書類は、すべて、出願時に提出する必要があります。追加提出は認められません。

Q2-5 専門的資格や外国語能力を証する書類は、コピーを提出することができますか。また、公表された著作等の提出について留意すべき点はありますか。

A. 資格等を証する書類については、原本を正しく写したものであれば、コピーを提出することも可能です。ただし、必要に応じて、入学手続等の際に原本の提示を要求することがあります。公表された著作等には様々なものがあり得ますが、大部の場合は抄録を提出することができます。日本語以外の言語で記載されたものについては、日本語訳を付けてください。

Q2-6 大学院に在籍中の場合、あるいは、大学院を修了した場合、大学院の成績証明書も提出する必要がありますか。

A. 必ず提出する必要があるのは大学の学部の成績証明書ですので、大学院の成績証明書の提出は不要です。ただし、自己評価書の記載内容に関連する学業上の能力等を示す書類として提出することは差し支えありません。

Q2-7 学士入学・3年次編入等により、複数の大学（学部）に在学したことがある場合は、成績証明書の提出をどのようにすべきですか。

A. 複数の大学（学部）に在学したことがある場合は、在学したことのあるすべての大学（学部）の成績証明書を提出してください。

Q2-8 募集要項Ⅴ1⑧の注に、「『社会人』に該当する者は、社会人としての活動経験を証する客観的資料を末尾に添付すること。」とありますが、具体的には、どのような資料を提出すればよいのですか。

A. 厳密な証拠を求める趣旨ではありませんので、当該の活動経験の存在を確認することができる何らかの客観的資料を提出してください。在職の場合であれば、在職証明書、社会保険証・社員証・給与明細書の写し等が、また、既に退職している場合であれば、退職証明書、給与振り込み記録の写し等が、考えられます。なお、当該活動の時期や性質の関係で、適切な客観的資料を提出することが困難な場合（10年以上前の在職経験であるなど）には、その旨を書面で説明することにより、客観的資料の提出に代えることができます。

Q2-9 「社会人としての活動経験を証する客観的資料」は、活動経験の期間を明らかにする資料でなければなら

ないのですか。たとえば、就業経験の場合に、当該の客観的資料によって在職期間を確認できないといけませんか。

- A. 「社会人としての活動経験を証する客観的資料」からは、活動経験の期間まで明らかなことが望まれます。必須ではありませんが、できる限り、活動期間まで確認できる客観的資料（在職期間を示した在職証明書、被保険者資格の取得時期が記載された社会保険証の写し、在職期間の始めと終わりの時点の給与振り込み記録等）を提出するようにしてください。

Q2-10 履歴書にはすべての学歴・職歴を書かなければならないのですか。

- A. これらの記載内容は出願書類の審査において考慮されますので、2013年（平成25年）4月に至る（予定を含む。）まで、空白期間がないように正確に記載しなければなりません。

3. 「他学部出身者」

Q3-1 「募集要項」Ⅰ末段の「他学部出身者（大学で法律学以外の学問分野を専攻した者をいう。主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）」に該当する場合について、具体的に説明してください。

- A. 以下のいずれかに該当する場合には、「他学部出身者」として扱われます。
- ①法学部以外の学部（ただし、法学科を除く。）の卒業または卒業見込み（下記 Q3-2、Q3-3 参照）
 - ②法学部政治系学科の卒業または卒業見込み
 - ③法学部・法学科の卒業または卒業見込みで、法学以外の科目（政治学等）に重点を置いて学修したと認められる場合（下記 Q3-4 参照）
 - ④法学研究科・法科大学院以外の大学院の修了または修了見込み

Q3-2 上記 Q3-1 の A の「①法学部以外の学部（ただし、法学科を除く。）の卒業または卒業見込み」について、具体的に説明してください。

- A. 「法学部以外の学部」には、理系学部のほか、文系他学部・総合学部が該当し、法文学部・法経学部・法政策学部等を含みます。ただし、文系他学部・総合学部の法学科（経済学部法学科、法経学部法律学科等）は、「法学部以外の学部（ただし、法学科を除く。）」に該当しません。

Q3-3 法学部と法学部以外の学部を卒業した場合（複数の学部の卒業）も、上記 Q3-1 の A の「①法学部以外の学部の卒業または卒業見込み」として扱われるのですか。

- A. 法学部を卒業後に法学部以外の学部を卒業した場合、および、法学部以外の学部を卒業後に法学部を卒業した場合のいずれも、「①法学部以外の学部の卒業または卒業見込み」に該当します。

Q3-4 上記 Q3-1 の A の「③法学部・法学科の卒業または卒業見込みで、法学以外の科目（政治学等）に重点を置いて学修したと認められる場合」について、具体的に説明してください。

- A. 法学部・法学科の卒業でも、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数の2分の1以上につき、法学以外の科目により単位を修得している場合には、「他学部出身者」として扱われます。また、法学部・法学科の卒業見込みでも、出願時までに、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数の8分の3以上につき、法学以外の科目により単位を修得している場合には、「他学部出身者」として扱われます。
- なお、これらに該当する人は、自己評価書の所定欄に、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数を記載するようにしてください。

4. 「社会人」

Q4-1 法学部の卒業生であっても、「募集要項」Ⅰ末段の「社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」として扱われるのですか。

- A. 法学部の卒業生でも、「本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者」に該当すれば、「社会人」として扱われます。

Q4-2 「社会人」には、各種試験の受験勉強をしながらアルバイトをしている人も含まれますか。

- A. 主に受験勉強をしており、その傍らアルバイトをしていたというだけでは、「主として学業以外の活動に従事した」ことにはなりませんので、「社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」に該当しません。

Q4-3 専業主婦・主夫を続けてきた人も、「社会人」として扱われるのですか。

- A. 専業主婦・主夫を続けてきた場合にも、「社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」の要件をみたすことができます。出願時に提出する自己評価書で、「主として学業以外の活動に従事」していたと認めるべき事由を具体的に記述するようにしてください。

なお、受験勉強の傍ら家事等をしていただけでは、「主として学業以外の活動に従事した」ことにならず、「社会人」に該当しません。

5. 法学未修者枠の選抜

Q5-1 法学部の卒業（見込み）の人は、法学未修者枠に出願することができないのですか。

A. 法学部の卒業（見込み）でも、法学未修者枠に出願することは可能です。ただし、本法科大学院では、社会人または他学部出身者のいずれにも該当しない人につき、法学既修者枠に出願することを推奨しています（「募集要項」Ⅰ末尾）。その趣旨・理由については、Q1-1 を参照してください。また、「社会人」および「他学部出身者」の判断基準については、Q4-1 以下および Q3-1 以下を参照してください。

6. 法学既修者枠の選抜

Q6-1 他学部出身者でも、法学既修者枠に出願することができますか。

A. 法学部・法学科において法律学を学修したのではなく、独学で法律を学んだ人でも、法学既修者枠に出願して合格することが可能です。なお、総合判定に際して、他学部出身者であることは、積極的にも消極的にも評価されません。

Q6-2 法学既修者枠の選抜において、社会人としての活動実績は、総合判定に際して積極的に評価されるのですか。

A. 本法科大学院では、「他学部出身者及び社会人を、募集総人数の3割以上合格させる方針」（「募集要項」Ⅰ末段）をとっていますので、社会人としての活動実績がある場合には、その内容・期間に応じて積極評価を与えます。また、法律事務に従事した経験には、より高い評価が与えられます。社会人に該当する人は、出願時に提出する自己評価書で、従事した活動の内容を具体的に記述するようにしてください。

Q6-3 司法書士等の法律関連業務の資格を有することは、総合判定に際して、積極的に評価されますか。

A. 単に法律関連業務の資格を有しているだけで、当該資格に基づいて実際に当該業務に従事した経験がない場合には、総合判定に際して積極的な評価を受けません。

Q6-4 旧司法試験第二次試験の短答式試験に合格した経験があることや同試験の論文式試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績等は、総合判定に際して、積極的に評価されますか。

A. 旧司法試験第二次試験の短答式試験の合格経験、同試験の論文式試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の結果等は、総合判定に際して積極的な評価を根拠づけることはできません。

Q6-5 法律科目試験につき、民事訴訟法の試験範囲は「通常訴訟の第一審手続に限る。」とありますが、複雑訴訟形態は範囲に含まれないのですか。

A. 通常訴訟とは、手形訴訟、小切手訴訟、少額訴訟、人事訴訟、行政訴訟以外の民事訴訟を指します。したがって、通常訴訟の複雑訴訟形態は試験範囲から除外されません。

7. 各種資料の考慮方法

Q7-1 適性試験の成績が著しく不振であっても合格することは可能ですか。

A. 平成24年度入試から、適性試験につき総受験者の下位から概ね15%程度を目安として最低基準点を設定し、これに達しない者については、第一段階選抜において不合格とすることになりました。

Q7-2 入学者の選抜にあたって、各試験の成績や出願書類の内容は、どのような基準や比重で考慮されるのですか。

A. 入学者の選抜は、各試験の成績や各出願書類の内容を総合的に考慮して行います（総合判定）。その基準ないし各種資料の比重について、「募集要項」Ⅵに記されている以上に詳しく示すことはできません。

Q7-3 ある年度の入学者選抜で不合格になった場合、翌年度以降の入学者選抜において不利になることはありますか。

A. ある年度の入学者選抜で不合格になったからといって、翌年度以降の入学者選抜において不利益に扱われることはありません。

8. その他

Q8-1 合格した場合、入学時期の延期は可能ですか。

A. 入学手続をしなければ、入学を辞退したものとみなされます。入学時期の延期はできません。

Q8-2 現在社会人として就業している人は、入学後は、職を辞して大学院の勉強に専念すべきですか。

A. 入学後は、学業に専念すべきですから、入学前にフルタイムで就業していた人がそのまま仕事を続けるこ

とは困難です。職を辞す必要があるかどうかは、勤務先等との関係によります。官公庁・会社に在職中等の事情により、法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる人には、入学を許可しないことがあります。

Q8-3 遠方から受験する場合に、何か注意すべき点がありますか。

A. 論述試験の実施日は観光シーズンと重なるため、京都市内の宿泊施設は早くから予約で埋まってしまいます。遠方からの受験者は、あらかじめ論述試験当日の宿泊先を手配しておくことをおすすめします。

《資料6-1-1-8》『平成24年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕「入学試験について」の項目の末尾部分

入学試験についてのQ&A 上記京都大学法科大学院HP参照

基準6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6－1－2に係る状況）

入学者選抜に関する業務については、教員9名から構成される入学者選抜委員会を設置して、同委員会が、学生募集要項・入学者選抜関係Q&Aの文面の原案作成、入学者選抜の基礎となる諸データの作成（学部における学業成績、学業以外の活動実績・社会人経験等を評価して点数化する作業を含む。）、合格者決定に関する原案の作成にあたっている。さらに、教員6名から構成される入学者選抜委員会ワーキンググループを設置して、同ワーキンググループが、入学者選抜の基礎となる諸データの作成事務を補助している。

法曹養成専攻会議では、入学者選抜委員会によって提供された原案・データを審議する形で、学生募集要項等の決定並びに第一段階選抜合格者及び最終合格者の決定を行っている（京都大学大学院法学研究科規程第3条・第4条《別添資料12－1》、法学研究科教授会規程第2条《別添資料12－2》）。

なお、小論文試験及び法律科目試験の実施については、研究科長が、各科目ごとに複数の出題・採点委員を任命して出題・採点にあわせている。

基準6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準6-1-3に係る状況）

（1）本法科大学院では、「公平性、開放性、多様性の確保」に重点を置いたアドミッション・ポリシーを定めている。この方針に照らして、入学者選抜では、京都大学法学部に在学し、又は卒業した者（いわゆる自校出身者）について優先枠を設ける等の優遇措置や、特定の大学の出身者をその他の者よりも優遇するような措置を一切講じていない《別添資料4-1「平成25年度学生募集要項」、別添資料4-2「平成24年度学生募集要項」参照》。小論文試験及び法律科目試験の採点に際しても、受験者氏名の記載部分を答案から取り除くことにより完全な匿名性を保って、公平性・開放性を確保している。

各年度における志願者総数、志願者中の自校出身者数、第一段階選抜合格者総数、第一段階選抜合格者中の自校出身者数、最終合格者総数、最終合格者中の自校出身者数は、《資料6-1-3-1》のとおりである。志願者における自校出身者の割合と最終合格者における自校出身者の割合を比較すると、後者が高くなっているが、これは、京都大学出身者は適性試験に係る能力、小論文試験又は法律科目試験に係る能力のいずれについても他校出身者と比較して相対的に高いことによるものと思われる、何らかの不当な措置によるものでないことは明らかである。【解釈指針6-1-3-1（1）】

なお、入学者選抜における公平性・開放性をより一層高める観点から、学生募集要項では、入学者選抜における審査方法（第一段階選抜及び最終合格者決定における考慮要素及びその考慮方法）についても、可能な範囲で説明している《資料6-1-3-2》。また、ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」では、入試説明会等で寄せられた重要な質問事項を取り上げて回答し、志願者間で情報面での不公平が生じないようにしている《上記資料6-1-1-7》。

（2）同じく公平性・開放性の観点から、身体等に障害のある受験者については、障害の内容・程度に応じて必要がある場合に受験上の特別の配慮を行うこととし、受験の機会を確保している《資料6-1-3-3》。また、学生募集要項、パンフレット及びウェブサイトにおいて、障害等の理由により受験上の特別の配慮を希望する者に対して、相談を受け付けている旨を告知し、事前に連絡するよう求めている《資料6-1-3-4》。【解釈指針6-1-3-1（3）】

（3）なお、本法科大学院では、入学者に対し法科大学院に対する寄附等の募集は行っていない。【解釈指針6-1-3-1（2）・該当なし】

《資料6－1－3－1》入学者選抜における自大学出身者の割合（％は総数に占める割合）

平成16年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	1039名	179名（17.2%）	78名（7.5%）
第一段階選抜合格者	317名	84名（26.5%）	33名（10.4%）
最終合格者	64名	22名（34.4%）	8名（12.5%）

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	935名	280名（29.9%）	277名（29.6%）
第一段階選抜合格者	525名	188名（35.8%）	188名（35.8%）
最終合格者	152名	92名（60.5%）	92名（60.5%）

平成17年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	281名	58名（20.6%）	26名（9.3%）
第一段階選抜合格者	248名	49名（19.8%）	23名（9.3%）
最終合格者	66名	21名（31.8%）	13名（19.7%）

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	604名	232名（38.4%）	227名（37.6%）
第一段階選抜合格者	475名	198名（41.7%）	197名（41.5%）
最終合格者	146名	95名（65.1%）	94名（64.4%）

平成18年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	372名	60名（16.1%）	30名（8.1%）
第一段階選抜合格者	265名	42名（15.9%）	25名（9.4%）
最終合格者	64名	18名（28.1%）	11名（17.2%）

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	682名	250名（36.7%）	247名（36.2%）
第一段階選抜合格者	463名	194名（41.9%）	192名（41.8%）
最終合格者	145名	92名（63.5%）	92名（63.5%）

平成19年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	423名	69名（16.3%）	31名（7.3%）
第一段階選抜合格者	260名	48名（18.5%）	23名（8.8%）
最終合格者	65名	22名（33.8%）	9名（13.8%）

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	754名	292名（38.7%）	290名（38.5%）
第一段階選抜合格者	467名	236名（50.5%）	235名（50.3%）
最終合格者	146名	99名（67.8%）	99名（67.8%）

平成 20 年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	343 名	62 名 (18.1%)	26 名 (7.6%)
第一段階選抜合格者	264 名	54 名 (20.5%)	23 名 (8.7%)
最終合格者	64 名	19 名 (29.7%)	7 名 (10.9%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	680 名	272 名 (40.0%)	268 名 (39.4%)
第一段階選抜合格者	471 名	231 名 (49.0%)	227 名 (48.2%)
最終合格者	149 名	104 名 (69.8%)	102 名 (68.5%)

平成 21 年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	239 名	33 名 (13.8%)	12 名 (5.0%)
第一段階選抜合格者	239 名	33 名 (13.8%)	12 名 (5.0%)
最終合格者	60 名	18 名 (30.0%)	4 名 (6.7%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	557 名	234 名 (42.0%)	228 名 (40.9%)
第一段階選抜合格者	465 名	216 名 (46.5%)	212 名 (45.6%)
最終合格者	153 名	104 名 (68.0%)	102 名 (66.7%)

平成 22 年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	137 名	20 名 (14.6%)	6 名 (4.4%)
第一段階選抜合格者	137 名	20 名 (14.6%)	6 名 (4.4%)
最終合格者	42 名	11 名 (26.2%)	3 名 (7.1%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	545 名	209 名 (38.3%)	205 名 (37.6%)
第一段階選抜合格者	424 名	194 名 (45.8%)	190 名 (44.8%)
最終合格者	130 名	90 名 (69.2%)	89 名 (68.5%)

平成 23 年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	128 名	13 名 (10.2%)	6 名 (4.7%)
第一段階選抜合格者	128 名	13 名 (10.2%)	6 名 (4.7%)
最終合格者	41 名	10 名 (24.4%)	6 名 (14.6%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	432 名	173 名 (40.0%)	164 名 (38.0%)
第一段階選抜合格者	391 名	170 名 (43.5%)	161 名 (41.2%)
最終合格者	129 名	91 名 (70.5%)	87 名 (67.4%)

平成 24 年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	138 名	14 名 (10.1%)	5 名 (3.6%)
第一段階選抜合格者	135 名	14 名 (10.1%)	5 名 (3.7%)
最終合格者	42 名	5 名 (11.9%)	2 名 (4.8%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	542 名	172 名 (31.7%)	167 名 (30.8%)
第一段階選抜合格者	412 名	161 名 (39.1%)	156 名 (37.9%)
最終合格者	130 名	84 名 (64.6%)	82 名 (63.1%)

平成 25 年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	102 名	8 名 (7.8%)	3 名 (2.9%)
第一段階選抜合格者	102 名	8 名 (7.8%)	3 名 (2.9%)
最終合格者	42 名	7 名 (16.7%)	2 名 (4.8%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	418 名	146 名 (34.9%)	146 名 (34.9%)
第一段階選抜合格者	388 名	144 名 (37.1%)	144 名 (37.1%)
最終合格者	130 名	72 名 (55.4%)	72 名 (55.4%)

《資料 6－1－3－2》平成 25 年度学生募集要項〔別添資料 4－1〕「Ⅵ 選抜方法」より抜粋

「Ⅵ 選抜方法

1 第一段階選抜

出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、法学未修者枠については 200 名程度、法学既修者枠については 380 名程度を上限として、その合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績（第 4 部のものは除く。以下同じ。）を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

また、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、不合格とする。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定し、本法科大学院のホームページ上で速やかに公表する。（後略）」

3 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、③論述試験の成績を総合的に考慮して行うが、法学既修者枠については②及び③を重視する。また、法学既修者枠については、法律科目試験の各科目の得点のうちに満点の 40%に達しないものが含まれる志願者は、最終合格することができない。（後略）」

《資料 6－1－3－3》身体等に障害のある受験者に対する受験上の特別措置の例

1. 車椅子での受験
2. 試験会場への車の乗り入れと駐車許可
3. サインペンの使用と解答用紙の配慮
4. 試験時間の延長（1.3 倍・1.5 倍）
5. 車椅子用トイレの近辺にある 1 階の試験室での受験
6. 車椅子で使用可能な特製机の使用
7. 試験室入口までの付添者の同伴

8. 拡大問題用紙(1.2倍)及び通常の問題用紙の配布
9. 拡大鏡等の持参使用
10. 別室受験
11. 入口に近い席への配慮
12. 保冷材(クーラーボックスに保管)の持参使用

《資料6-1-3-4》平成25年度学生募集要項〔別添資料4-1〕「Ⅳ 出願手続」より「障害等がある者の出願」の部分を抜粋

「4 障害等がある者の出願

障害等があることを理由として、受験上の特別の配慮を希望する者は、本募集要項末尾掲記の法科大学院掛に照会すること。」

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準6-1-4に係る状況）

（1）本法科大学院では、法学既修者枠と法学未修者枠を区別して、入学者選抜を行っている。志願者は、いずれか一方の枠を選択して出願しなければならない。

まず、法学既修者枠の選抜に関しては、志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、380名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績（第4部のものは除く。以下同じ。）を重視するが、学部における学業成績等、適性試験の成績以外の要素も適宜考慮することとしている。次に、最終合格者の決定については、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査による成績、③法律科目試験の成績を合算し、これらの総点の順位によって合格者を決すること、総点の算出にあたっては、②及び③の成績を重視すること、また、法律科目試験の各科目の得点のうちに満点の40%に達しないものが含まれる場合には最終合格を認めないこととしている《資料6-1-4-1》。

なお、③法律科目試験は、憲法・民法・刑法・商法の各科目については配点を100点、行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法の各科目については配点を50点とし、それぞれ、論述式の問題を出題している。その出題内容は、法学の基礎的学識のみならず、法的思考力・分析力や表現力をも問うものとなっている《資料6-1-4-2》。また、②出願書類の審査は、学部の成績証明書、自己評価書、履歴書、任意提出書類に基づき、学部における学業成績、学業以外の活動実績・社会人経験等を総合評価して点数化する方法で、公平かつ客観的に行っている。この作業は、入学者選抜委員会が担当している（「基準6-1-2に係る状況」参照）。

本法科大学院では、以上の選抜方法により、法学既修者枠の入学志願者が、法学既修者と認定するにふさわしい法学の基礎的学識や、本法科大学院での学修の前提となる判断力・思考力・分析力・表現力等を備えることを、公平かつ客観的に総合判定している。その際には、適性試験の成績（表現力については法律科目の論述式試験で十分なので第4部を除く。）も、第一段階選抜及び最終合格者決定の双方において総合判定の考慮要素の1つとしており、特に第一段階選抜においてはこれが重視される。【解釈指針6-1-4-1】

（2）次に、法学未修者枠の選抜に関しては、志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、200名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績を重視するが、学部における学業成績等、適性試験の成績以外の要素も適宜考慮することとしている。次に、最終合格者の決定については、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査による成績、③小論文試験の成績を合算し、これらの総点の順位によって合格者を決定することとしている《資料6-1-4-1》。

なお、③小論文試験は、人間や社会の在り方に関する思索を問うものとし、長文を提示して出題している。その出題内容は、受験者の読解力・思考力や創造性を判定するものとなっている《資料6-1-4-3》。また、②出願書類の審査は、既修者枠においてと同じく、学部における学業成績、学業以外の活動実績・社会人経験等を総合評価して点数化する方法で行っており、入学者選抜委員会がこの作業を担当している。

本法科大学院では、以上の選抜方法により、未修者枠の入学志願者が、本法科大学院での履修の前

提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を備えることを、公平かつ客観的に総合判定している。その際には、適性試験（表現力については小論文試験で十分なので第4部を除く。）の成績も、第一段階選抜及び最終合格者決定の双方において、総合判定の考慮要素の1つとしている。【解釈指針6-1-4-1】

（3）なお、平成24年度入学者選抜から、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として最低基準点を設定し、入学者選抜における適性試験の成績が最低基準点に達しない者は、不合格とすることとしている《資料6-1-4-1》。【解釈指針6-1-4-2】

《資料6-1-4-1》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料4-1〕より抜粋

V 出願書類

入学志願者は、次の1に掲げる書類を提出すること。これに加えて、後記2に掲げる書類を提出することもできる。

（中略）

1 必ず提出すべき書類

① 入 学 願 書	所定の用紙に本人が記入すること。
② 受 験 票 ・ 写 真 票	写真（縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向きで、出願前3ヵ月以内に単身で撮影したもの）2枚を、裏面に氏名を記入の上、所定の枠内に貼付すること。
③ 適性試験の成績証明カード	平成24年度に適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一適性試験の成績証明カードを開封せずに提出すること。 注 「第4部表現力を測る問題の解答用紙（写）」の提出は不要。
④ 履 歴 書	所定の用紙 高等学校以後（出願資格3・4に該当する場合には小学校以降）の学歴及び職歴を、2013年（平成25年）4月に至る（予定を含む。）まで、空白期間のないように、所定欄に正確に記載すること。
⑤ 電 算 処 理 原 票	所定の用紙
⑥ 成 績 証 明 書	単位を修得した科目の全体にわたるもので、出身大学長又は学部長が作成したもの。学部における学業成績を示すものを必ず提出しなければならない。
⑦ 卒業（見込）証明書	出身大学長又は学部長が作成したもの。
⑧ 自 己 評 価 書	所定の用紙 学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述し、自署すること。 注 1. 「社会人」に該当する者は、社会人としての活動経験を証する客観的資料（在職証明書、社会保険証・社員証・給与明細書の写し等）を末尾に添付すること。なお、適切な客観的資料が存在しない場合には、その理由を説明した書面（様式自由）で代えることができる。 注 2. 法学未修者枠の志願者のうち、法学部・法学科の卒業または卒業見込みで「他学部出身者」に該当する者（法学以外の科目に重点を置いて学修した者）は、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数を所定欄に記載すること。
（以下略）	（以下略）

2 その他の書類

上記のほか、学業上又は職業上の実績・能力を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば、所定の封筒（「任意提出書類用封筒」）に入れ

てそれらを提出することができる。ただし、自己評価書の記載内容に関連するものに限る。

VI 選抜方法

1 第一段階選抜

出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、法学未修者枠については 200 名程度、法学既修者枠については 380 名程度を上限として、その合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績（第 4 部のものは除く。以下同じ。）を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

また、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、不合格とする。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定し、本法学大学院のホームページ上で速やかに公表する。

(URL: <http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/entrance/minimumscore.html>)

第一段階選抜については、平成 24 年 11 月 2 日(金)以降に、合格者には受験票を、不合格者には不合格通知書を送付して通知する。

(中略)

2 論述試験

法学未修者枠については小論文試験、法学既修者枠については法律科目試験を行う。

① 小論文試験（法学未修者枠）

小論文試験の内容は、人間や社会の在り方に関する思索を問うものとし、長文を提示して出題する。

試験日時は、平成 24 年 11 月 17 日(土)午後 2 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。

② 法律科目試験（法学既修者枠）

試験科目は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び商法の 7 科目である。

配点は、次のとおりとする。

科目	配点
憲法	100 点
行政法	50 点
民法	100 点
民事訴訟法	50 点
刑法	100 点
刑事訴訟法	50 点
商法	100 点

行政法・民事訴訟法・商法の出題範囲は次のとおりとする。

行政法：行政法総論（行政救済法を含まない。）に限る。

民事訴訟法：通常訴訟の第一審手続に限る。

商法：商法、会社法、手形法、小切手法その他の商法分野に関する法令に基づいて出題するが、商法第 2 編商行為及び第 3 編海商にかかる部分を除く。

試験日時と科目は、次のとおりとする。

平成 24 年 11 月 17 日（土）	午前 10 時 00 分～午後 1 時 00 分	憲法・行政法
	午後 2 時 30 分～午後 5 時 30 分	民法・民事訴訟法
11 月 18 日（日）	午前 10 時 00 分～午後 1 時 00 分	刑法・刑事訴訟法
	午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分	商法

憲法と行政法は、同じ時間帯に試験を実施するが、出題と採点は科目ごとに行う。3 時間の試験時間を憲法と行政法にどのように配分してもよいが、前記のような配点で採点されることに留意されたい。民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法についても同様である。

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。

③ 受験上の注意事項

(中略)

法律科目試験（法学既修者枠）に際しては、六法を貸与する。

3 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、③論述試験の成績を総合的に考慮して行うが、法学既修者枠については②及び③を重視する。また、法学既修者枠については、法律科目試験の各科目の得点のうちに満点の40%に達しないものが含まれる志願者は、最終合格することができない。

平成24年12月21日(金)正午ごろに最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに、第一段階選抜の合格者全員に合否を郵便で通知する。(後略)

《資料6－1－4－2》平成25年度入学者選抜・法律科目試験の問題

憲	法 (100点)
第1問 Aは、婚姻外で子(X)をもうけた後、Yと養子縁組を行った。その後、Aは、結局生涯一度も結婚することなく、また、遺言を残さないまま死亡した。法定相続人はX、Yの2名だけであるが、遺産分割協議は難航し、Xが遺産分割審判を申し立てた。Xは、その際、民法900条4号ただし書の違憲性を主張している。 この事例における憲法上の論点について、関係する最高裁判所の判例の考え方にも触れつつ論じなさい。 第2問 日本国憲法における内閣総理大臣の地位について説明するとともに、その行政各部に対する指揮監督権（憲法72条参照）と内閣法6条に定める閣議決定要件との関係について、具体的な事例を挙げながら検討しなさい。	
行	政 法 (50点)
レストランの有名ランキングサイトでやらせ投稿業者を利用した順位操作がされていたことが判明したため、消費者庁長官は、次のようなガイドラインを作成し、定例記者会見で公表した。 「商品・サービスを提供する店舗を経営する事業者が、口コミ投稿の代行を行う事業者に依頼し、自己の供給する商品・サービスに関するサイトの口コミ情報コーナーに口コミを多数書き込ませ、口コミサイト上の評価自体を変動させて、もともと口コミサイト上で当該商品・サービスに対する好意的な評価はさほど多くなかったにもかかわらず、提供する商品・サービスの品質その他の内容について、あたかも一般消費者の多数から好意的評価を受けているかのように表示させることは、優良誤認表示（不当景品類及び不当表示防止法4条1号）に該当する。」 問1 代行業者（サイトへの投稿は全て実際に試食した各社員が行っている）に依頼して従前より高い評価を得たレストランの店主Xは、上記ガイドラインの取消しを求めることはできるか。上記ガイドラインが講学上の概念でいえば何に当たるかを示した上で、答えなさい。 問2 店主Xが措置命令（同法6条）を受けないようにするためには、上記ガイドラインの取消しを求めること以外に、どのような法的手段が考えられるか。	
民	法 (100点)
第1問 次の(1)(2)のそれぞれにおいて、2012年11月2日に、CがBに対して土地甲の明渡しを請求したとする。その場合に、Bが明渡しを拒むためにすると考えられる法的主張をあげて、そのBの主張の可否を論じなさい。 (1) 2012年8月3日に、甲を所有するAは、これをBに売り、その引渡しを済ませた。続いて、同年10月1日に、Aは、Cに対しても甲を売り（Cは、先行するAB間の売買を知らなかった）、同日、AからCへの所有権移転登記がされた。これを知ったBは、同月18日に、Aに対して、債務不履行による損害賠償を請求したが、いまだ損害賠償金の支払を受けていない。 (2) 2002年10月31日に、甲を所有するAは、これをBに売り、その引渡しを済ませた。2012年10月25日に、	

Aは、Cに対しても甲を売り（Cは、先行するA B間の売買を知らなかった）、同日、AからCへの所有権移転登記がされた。その後、Cは、Bが、2002年10月31日以来、甲の占有を継続していることを知った。

第2問

土地甲はAの所有であるところ、Aの息子Bが、無断でAの実印や甲の権利証（甲につき、登記識別情報は発行されていなかった）を持ち出して虚偽の登記申請手続を行い、登記名義をBに移した。その後まもなく、Bは、Xとの間で、甲について建物所有を目的とする賃貸借契約を締結し、甲をXに引き渡した。契約締結に際して、Bが、Bを甲の所有者とする登記事項証明書を示したため、Xは、Bを甲の所有者と信じていた。Xは、甲に家屋乙を建築して、乙について表示登記を備えた。

その後、Xは、海外勤務となり、約5年間、甲乙を不在にした。海外勤務を終えたXが甲乙に戻ったところ、大量の廃材が甲の空き地部分に投棄されていた。調査の結果、廃材は、Yが4年ほど前に投棄したものであることがわかった。

Xは、Yに対し、これらの廃材の除去を請求したい。Xの請求につき、考えうる法律構成を複数あげて、その可否を検討しなさい。

民 事 訴 訟 法 (50 点)

Xは、Yを被告として、「Yとの間で代金1000万円で甲機械を売り渡す旨の約束をした」と主張し、「YはXに対して1000万円を支払え」との判決を求めて訴えを提起した。Yは、「Xの請求を棄却する」との判決を求め、「本件売買契約の成立を否認する。仮に売買契約の成立が認められるとしても、Yは、Xに対して1500万円の貸金債権を有するので、対当額で相殺する旨の意思表示をする」と述べた。

次の各問は、それぞれ独立の問題である。

問1

Xは、「本件売買代金債権について、提訴前に、Yから300万円の弁済を受けた」と述べた。Yは、この陳述について、「Xに300万円を支払ったのは事実であるが、これは乙機械の購入代金である。甲機械の購入代金は弁済していない」と述べた。裁判所が、本件売買契約の成立を認める場合、この弁済の事実について、証拠調べをすべきか。

問2

審理の結果、裁判所は、主文を「YはXに対して700万円を支払え。Xのその余の請求を棄却する」とする判決をした。判決理由中には、甲機械の売買契約の成立は認められるが、代金額は900万円と判断されること、Yの貸金債権は相殺の時点で200万円の範囲で認められ、この200万円の債権を自働債権とし、Xの900万円の売買代金債権を受働債権とする相殺により、Xの請求は700万円の範囲で認容される旨の記述がある（前訴判決）。この前訴判決が確定した後に、YがXを被告として、前訴の自働債権と同一の貸金債権を有することを主張して、「XはYに対して1500万円を支払え」との判決を求めて訴えを提起した（後訴）。前訴確定判決の効力は後訴にどのように及ぶか。

刑 法 (100 点)

第1問

不倫関係にあった甲から「あんな奥さん、あなたが可哀想。さっさと死ねばいいのに。そしたら私たち結婚できる。」と会うたびに言われていた乙は、ある日、妻Xと口論をした際、甲の言葉を思い出し、Xの殺害を決意した。翌日、乙は、自殺を装ってXを車で10分ほどの近くにある港の岸壁から車ごと海に転落死させる計画のもと、自宅でXに睡眠薬の入った酒を飲ませて昏睡状態にすると、自分の車の後部トランクにXを運び入れ、自らの運転により港に向けて出発した。当初、乙は、1人で計画を実行するつもりであったが、運転しながら甲のためでもあるから2人でやろうと考え直し、路肩に車を停車させて携帯電話で甲を呼び出した。5分後にやってきた甲は、車に乗り込むと乙の話を聞き、「本気になってくれたのね。」と言いながら協力を承諾した。港で車を転落させるべく、乙が車を再び発進させようとしたところ、1台のトラックが運転手Aの前方不注意の過失により乙の

車に追突した。甲・乙・Aは無傷であったものの、Xは搬送先の病院で死亡が確認された。解剖の結果、追突事故の際に生じた脳挫傷がXの死因とされた。

甲・乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

第2問

甲は、A銀行の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する客のカードの暗証番号、名義人氏名、口座番号を盗撮しようと考え、ATMが6台設置されていて行員が常駐しない同銀行B支店C出張所（看守者はB支店長X）に立ち入ることを計画した。

C出張所のATMには、側面に封筒を入れておく箱が設置され、「必要な数だけお取り下さい。」と書かれていた。甲は、封筒の束に似せたビデオカメラを用意し、2012年11月9日10時にC出張所に立ち入り、1台のATMの前に行き、箱の中に150枚入っていた封筒のうち140枚を取り出して上着のポケットに入れ、代わりにビデオカメラを設置した。そして、10時10分に隣のATMの前に移動し、盗撮した映像を受信する受信機の入った紙袋を足元に置いて、盗撮用カメラを設置したATMに客を誘導するため、自分の他の銀行の口座への振込を繰り返したり、A銀行がATM画面で提供する商品の広告・説明を見たりしながら、1台のATMを占拠した。他の客がいなくなった11時30分に、甲は盗撮用カメラと受信機の入った紙袋を持って、C出張所から退去した。

この間に、数名の客がC出張所を訪れたが、順番待ちの行列ができることはなかった。また、甲はC出張所から出る際に、ポケットに封筒が入っていることに気付いたが、元に戻している間に人に見られてはいけないと思い、そのまま持ち去った。

帰宅した甲が、撮影した映像を確認したところ、画像は不鮮明で、何の情報も読み取ることができなかった。1週間後、甲は、C出張所に行ったときと同じ上着を着ようとして、ポケットに封筒が入っていることを思い出し、これらをメモ用紙として使用しようと考えて、電話機の隣に置いた。

甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

刑 事 訴 訟 法 (50 点)

XおよびYが共謀のうえ、XにおいてVを殺害したとされる殺人被疑事件の捜査の過程で、捜査機関は、Xが友人Aに対し「Yの指示を受けてVを刺し殺した」旨の告白を行う音声が録音されたICレコーダーを入手した。殺人の公訴事実で起訴されたXおよびYそれぞれの公判において（なお、XおよびYの公判は分離されている）、上記ICレコーダーを証拠とするための要件について論じなさい。

商 法 (100 点)

第1問

P株式会社（以下「P社」という）は、家電製品の販売を業とする会社であり、取締役会設置会社であるが、委員会設置会社ではない。P社の設立手続中、唯一の発起人であるAは、P社の成立を条件として、不動産業者Bから店舗建設用地（以下「本件土地」という）をP社が1億円で購入する契約（以下「本件契約」という）を締結した。その後P社は成立したが、P社の定款には、本件契約についての定めはなされておらず、本件土地の代金は支払われていない。なお、P社の成立時の純資産額は2億円であり、その後現在まで大きな変動はないものとする。

問1 Bは、P社に対して本件土地の代金の支払を請求することができるか。

問2 Bは、Aに対して本件土地の代金の支払を請求することができるか。

問3 P社成立後に代表取締役就任したAが、P社が成立して約1か月後に本件契約を追認したとすると、Bは、P社に対して本件土地の代金の支払を請求することができるか。

第2問

P株式会社（以下「P社」という）は、衣料品の販売を業とする会社であり、資産総額は約3億円、負債総額は約2億5千万円、年間の売上高は約4億円である。P社は、取締役会設置会社であるが、委員会設置会社では

ない。P社は、取締役会規程で、P社が購入する物品の代金の支払以外の目的で手形行為をするには取締役会の承認を得なければならない旨を定めている（以下「本件規程」という）。

甲は、衣料品の製造販売を業とし、10年来、P社と衣料品の取引を行ってきた個人商人である。経営難に陥った甲は、P社専務取締役Aに対して、信用あるP社が振出人となった約束手形を甲が第三者に裏書譲渡することで運転資金を獲得することとしたいので、P社名義で甲を受取人とする約束手形を振り出してもらいたい旨願い出た。Aは、代表取締役には選定されていないものの、P社代表取締役Bから手形行為をする権限を与えられており、P社の手形取引は通例AがP社代表者印を使って「P社代表取締役B」名義で行っていた。甲は、Aがこの願い出に応じて手形を振り出してくれれば、手形の満期までに手形金額相当額を必ずP社の手形決済用の銀行口座に送金し、P社やAに迷惑をかけることは決してしないと約束した（以下「本件約束」という）。

甲の倒産によりP社の取引先が連鎖倒産することを懸念したAは、この願い出に応じて、甲を受取人とする約束手形を何度か振り出してやったが、そのたびに甲は本件約束に従って満期までに手形金額をP社の口座に送金してきた。なお、これらの手形を振り出す際、AはP社取締役会の承認を得ていなかった。

上記のような約束手形の振出しと決済を繰り返すことで甲は何とか持ちこたえていたが、Aが平成24年7月1日に、手形金額100万円として甲に対して振り出し、甲が乙に裏書譲渡した約束手形（振出人は「P株式会社代表取締役B」、受取人は「甲」、満期は平成24年9月30日とされている。以下「本件手形」という）について、甲はP社の銀行口座に本件約束通りの送金をするができなかった。乙は、甲から本件手形の裏書譲渡を受ける際、本件手形の振出しがP社・甲間の商品売買の代金支払のためではなく、甲が金融を得られるようにする趣旨でなされたことは知っていたが、P社に本件規程があることや本件手形の振出しがP社取締役会の承認なしに行われたことは知らなかった。

上記の事実関係のもとで本件手形の所持人たる乙がP社に対して手形金の支払を求めてきた場合、P社は支払をしなければならないか。

《資料6－1－4－3》平成25年度入学選抜・小論文試験の問題の概要

問題文は、山内昌之『帝国とナショナリズム』（岩波現代文庫、二〇一二年）の九頁二行目から二四頁五行目までを引用した。問題文とするに際して、一部省略し、また表記を改めたところがある。

なお、問〔一〕にいう問題文の傍線部1「吉野作造による「帝国」の区別」とは、原文一三頁三行目のそれを指している。また、問〔二〕にいう問題文の傍線部2「近代の帝国」とは、原文二二頁五行目のそれを指している。

以下の問題文を読んで、次の問いに答えなさい（解答は縦書き。句読点・括弧も一字分として計算する）。

問〔一〕 傍線部1「吉野作造による「帝国」の区別」（4頁）について、吉野は「帝国」をどのように区別しているのか、六〇〇字以内で説明しなさい。（五〇点）

問〔二〕 傍線部2「近代の帝国」（10頁）はどのようなものか。かつての「帝国」のあり方と比較しながら、六〇〇字以内で説明しなさい。（五〇点）

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準6-1-5に係る状況）

（1）本法科大学院では、「公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる」というアドミッション・ポリシーを定め（「基準6-1-1に係る状況」参照）、社会人や他学部出身者を積極的に受け入れることとしている。

（2）このような方針に基づき、本法科大学院では、合格者決定にあたって、学部における学業成績以外に、学業以外の活動実績や社会人経験なども総合評価に含めることとしている。

具体的には、出願書類として、出身学部における成績証明書のほか、履歴書や自己評価書も必ず提出させることとし、自己評価書については、「学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述」することを求めている。また、これら以外に、「学業上又は職業上の実績・能力を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等」があれば、それを任意提出書類とすることを認めている《資料6-1-5-1》。

自己評価書、履歴書及び任意提出書類については、入学者選抜委員会においてきめ細かな書類審査を行い（入学者選抜委員会ワーキンググループがこの作業を補助する。）、学識及び課外活動等の実績、並びに実務経験及び社会経験等の内容を総合評価して点数化している。大学での学業成績の評価点数にこの点数を加算したものが、「②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査による成績」（「基準6-1-4に係る状況」参照）となって、合格者決定の判断基準とされる。なお、法学未修者枠の志願者に関しては、前記（1）の方針に照らして、法律の知識・能力を総合評価による点数化の対象から除外している。

本法科大学院では、以上の方法により、入学者選抜にあたって、志願者における多様な学識及び課外活動等の実績、並びに多様な実務経験及び社会経験等が十分かつ適切に評価されるように努めている。【解釈指針6-1-5-1（1）（2）】

（3）さらに、前記（1）のアドミッション・ポリシーに基づき、本法科大学院では、「他学部出身者（大学で法律学以外の学問分野を専攻した者をいう。主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）及び社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）を、募集総人数の3割以上合格させる方針」をとっており、学生募集要項にもこの方針を明記している《資料6-1-5-2》。また、具体的にどのような者が他学部出身者または社会人に該当するかについては、ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページにおいて判断基準を詳細に説明している《資料6-1-5-3》。【解釈指針6-1-5-1（3）】

実際の入学者選抜の結果《資料6-1-5-4》においては、平成16年度入学者選抜では最終合格者のうち他学部出身者・社会人が35.2%（216名のうち76名）、平成17年度入学者選抜では26.4%（212名のうち56名）、平成18年度入学者選抜では23.9%（209名のうち50名）、平成19年度入学者選抜では25.6%（211名のうち54名）、平成20年度入学者選抜では29.6%（213名のうち63名）、平成21年度入学者選抜では30.0%（213名のうち64名）、平成22年度入学者選抜では27.9%（172名のうち48名）、平成23年度入学者選抜では30.0%（170名のうち51名）、平成24年度入学者選抜

では27.9%（172名のうち48名）、平成25年度入学者選抜では25.6%（172名のうち44名）を占めている。本法科大学院は、後述（4）（5）のような各種の方策を講じ、他学部出身者・社会人が入学者の3割以上を占めるよう最大限の努力をしてきたが、それにもかかわらず3割に満たない年度があったのは、当該年度において、他学部出身者・社会人の入試成績が芳しくなく、仮に他学部出身者・社会人を3割以上合格させようとするれば、合格最低点の面で、それ以外の志願者との間に許容しがたい不公平が生じるおそれがあったことによる。【解釈指針6-1-5-1（3）】

なお、入学者を基準とした他学部出身者・社会人の比率は、平成16年度入学者選抜では32.7%（205名のうち67名）、平成17年度入学者選抜では24.1%（203名のうち49名）、平成18年度入学者選抜では23.8%（202名のうち48名）、平成19年度入学者選抜では24.6%（203名のうち50名）、平成20年度入学者選抜では28.4%（208名のうち59名）、平成21年度入学者選抜では28.2%（206名のうち58名）、平成22年度入学者選抜では26.5%（166名のうち44名）、平成23年度入学者選抜では27.7%（159名のうち44名）、平成24年度入学者選抜では27.1%（170名のうち46名）、平成25年度入学者選抜では24.7%（162名のうち40名）であり、これまで2割を下回った年度はない。【解釈指針6-1-5-1（4）・該当なし】

（4）本法科大学院では、他学部出身者・社会人が入学者の3割以上を占めることを目標に、以下の方策を講じて、実務経験・社会経験や多様な学識を有して優れた資質を備えた者が、多数、本学への入学を志願することとなるように努めてきた。【解釈指針6-1-5-1（3）】

まず、平成18年度入学者選抜まで、本法科大学院では、「社会人」の要件として「3年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有すること」を要求していたところ、平成19年度入学者選抜からは、社会人経験を有する者に対しより門戸を広げるため、「本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる」者を社会人として扱うこととした。また、平成22年度入学者選抜では、ここにいう「主として学業以外の活動に従事した経験」が就業経験に限られないことを、ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページに明記し、各種の社会経験を有する者の出願を促した（《資料6-1-5-3》の「Q4-3」参照）。

さらに、法科大学院入試説明会においても、他学部出身者や社会人に門戸が開かれていることを強くアピールするとともに、ウェブサイトにおける年間開催日程の公表、他学部掲示板でのポスター掲示、土曜日開催・東京開催など、社会人・他学部学生が参加しやすい入試説明会としている（《資料6-1-5-5》、上記資料6-1-1-6）。

（5）なお、本法科大学院では、平成22年度入学者選抜から、募集人員を200名から160名に引き下げた（法学未修者枠35名程度、法学既修者枠125名程度）。募集人員の見直しにあたっては、他学部出身者・社会人を募集総人数の3割以上合格させる方針に沿って、以下のような措置を講じている。【解釈指針6-1-5-1（3）】

第1に、法学未修者枠の募集人員を35名程度に引き下げた点は、未修者1年次の基礎科目に関して、少人数教育を促進し、教育・学習効果を一層向上させるものと期待される（「基準6-2-3に係る状況」参照）。このことは、それ自体が、他学部出身者・社会人に対するアピールとなる。

第2に、募集人員の見直しと組み合わせて、「法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する」という受入方針を定めた上、法学未修者枠の35名程度については、そのほとんどすべてを他学部出身者・社会人から合格させることとした（《資料6-1-5-6①②》）。なお、従来、法学未修者枠の入学者には、法学部の出身で社会人に該当しない者が2割から3割程度含まれていた（別紙様式2「学生数の状況」参照）。

第3に、法学既修者枠の選抜において、社会人としての活動実績を、広く、「②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査による成績」（「基準6-1-4に係る状況」（1）参照）における加点事由とみなすこととした《資料6-1-5-7》。これは、法律実務に従事した経験がある場合に限って加点事由としていた従来の取扱いを改め、社会人の出願を促すものである。

《資料6-1-5-1》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料4-1〕より抜粋

V 出願書類 入学志願者は、次の1に掲げる書類を提出すること。これに加えて、後記2に掲げる書類を提出することもできる。 （中略） 1 必ず提出すべき書類	
① 入 学 願 書	所定の用紙に本人が記入すること。
② 受 験 票 ・ 写 真 票	写真（縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向きで、出願前3ヵ月以内に単身で撮影したもの）2枚を、裏面に氏名を記入の上、所定の枠内に貼付すること。
③ 適性試験の成績証明カード	平成24年度に適性試験管理委員会が実施した法科大学院全国統一適性試験の成績証明カードを開封せずに提出すること。 注 「第4部表現力を測る問題の解答用紙（写）」の提出は不要。
④ 履 歴 書	所定の用紙 高等学校以後（出願資格3・4に該当する場合には小学校以降）の学歴及び職歴を所定欄に正確に記載すること。
⑤ 電 算 処 理 原 票	所定の用紙
⑥ 成 績 証 明 書	単位を修得した科目の全体にわたるもので、出身大学長又は学部長が作成したもの。学部における学業成績を示すものを必ず提出しなければならない。
⑦ 卒 業（見 込）証 明 書	出身大学長又は学部長が作成したもの。
⑧ 自 己 評 価 書	所定の用紙 学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述し、自署すること。 注1. 「社会人」に該当する者は、社会人としての活動経験を証する客観的資料（在職証明書、社会保険証・社員証・給与明細書の写し等）を末尾に添付すること。なお、適切な客観的資料が存在しない場合には、その理由を説明した書面（様式自由）で代えることができる。 注2. 法学未修者枠の志願者のうち、法学部・法学科の卒業または卒業見込みで「他学部出身者」に該当する者（法学以外の科目に重点を置いて学修した者）は、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数を所定欄に記載すること。
（以下略）	（以下略）
2 その他の書類 上記のほか、学業上又は職業上の実績・能力を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば、所定の封筒（「任意提出書類用封筒」）に入れてそれらを提出することができる。ただし、自己評価書の記載内容に関連するものに限る。	
VI 選抜方法 （中略） 3 最終合格者の決定・発表	

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部・学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、③論述試験の成績を総合的に考慮して行うが、法学既修者枠については②及び③を重視する。また、法学既修者枠については、法律科目試験の各科目の得点のうちに満点の40%に達しないものが含まれる志願者は、最終合格することができない。

平成24年12月21日（金）正午ごろに最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに、第一段階選抜の合格者全員に合否を郵便で通知する。（後略）

《資料6-1-5-2》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料4-1〕「I 募集人員」より抜粋

「I 募集人員 160名

内 訳

法学未修者枠（3年制） 35名程度

法学既修者枠*（2年制） 125名程度

* 法学既修者枠で選抜され、入学した者は、法学既修者（法学の基礎的な学識を有すると認められる者をいう。）として法科大学院2年次に配属され、1年次に配当される法律基礎科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）の単位を修得したものとみなされる。

法学未修者枠と法学既修者枠の双方に出願することや、一方の枠で選抜されないときに他方の枠での選抜を求める旨の出願は、認めない。

本法科大学院では、他学部出身者（大学で法律学以外の学問分野を専攻した者をいう。主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）及び社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）を、募集総人数の3割以上合格させる方針である。そのため、法学未修者枠は、これらのいずれにも該当しない者が合格することは極めて困難となる。法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」

《資料6-1-5-3》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページより「3. 他学部出身者」「4. 社会人」の部分抜粋

ホームページ (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

3. 「他学部出身者」

Q3-1 「募集要項」I 末段の「他学部出身者（大学で法律学以外の学問分野を専攻した者をいう。主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）」に該当する場合について、具体的に説明してください。

A. 以下のいずれかに該当する場合には、「他学部出身者」として扱われます。

①法学部以外の学部（ただし、法学科を除く。）の卒業または卒業見込み（下記Q3-2、Q3-3参照）

②法学部政治系学科の卒業または卒業見込み

③法学部・法学科の卒業または卒業見込みで、法学以外の科目（政治学等）に重点を置いて学修したと認められる場合（下記Q3-4参照）

④法学研究科・法科大学院以外の大学院の修了または修了見込み

Q3-2 上記Q3-1のAの「①法学部以外の学部（ただし、法学科を除く。）の卒業または卒業見込み」について、具体的に説明してください。

A. 「法学部以外の学部」には、理系学部のほか、文系他学部・総合学部が該当し、法文学部・法経学部・法政策学部等を含みます。ただし、文系他学部・総合学部の法学科（経済学部法学科、法経学部法律学科等）は、「法学部以外の学部（ただし、法学科を除く。）」に該当しません。

Q3-3 法学部と法学部以外の学部を卒業した場合（複数の学部の卒業）も、上記Q3-1のAの「①法学部以外の学部の卒業または卒業見込み」として扱われるのですか。

A. 法学部を卒業後に法学部以外の学部を卒業した場合、および、法学部以外の学部を卒業後に法学部を卒業した場合のいずれも、「①法学部以外の学部の卒業または卒業見込み」に該当します。

Q3-4 上記Q3-1のAの「③法学部・法学科の卒業または卒業見込みで、法学以外の科目（政治学等）に重点を置いて学修したと認められる場合」について、具体的に説明してください。

A. 法学部・法学科の卒業でも、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数の2分の1以上につき、法学以外の

科目により単位を修得している場合には、「他学部出身者」として扱われます。また、法学部・法学科の卒業見込みでも、出願時までに、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数の8分の3以上につき、法学以外の科目により単位を修得している場合には、「他学部出身者」として扱われます。

なお、これらに該当する人は、自己評価書の所定欄に、学部の卒業に必要な専門科目の総単位数を記載するようにしてください。

4. 「社会人」

Q4-1 法学部の卒業生であっても、「募集要項」Ⅰ末段の「社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」として扱われるのですか。

A. 法学部の卒業生でも、「本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者」に該当すれば、「社会人」として扱われます。

Q4-2 「社会人」には、各種試験の受験勉強をしながらアルバイトをしている人も含まれますか。

A. 主に受験勉強をしており、その傍らアルバイトをしていたというだけでは、「主として学業以外の活動に従事した」ことにはなりませんので、「社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」に該当しません。

Q4-3 専業主婦・主夫を続けてきた人も、「社会人」として扱われるのですか。

A. 専業主婦・主夫を続けてきた場合にも、「社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」の要件をみたすことができます。出願時に提出する自己評価書で、「主として学業以外の活動に従事」していたと認めるべき事由を具体的に記述するようにしてください。

なお、受験勉強の傍ら家事等をしていたというだけでは、「主として学業以外の活動に従事した」ことにならず、「社会人」に該当しません。

《資料6－1－5－4》入学者選抜の状況

平成16年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1974	1039	935
第一段階合格者	842	317	525
小論文・法律科目受験者	724	269	455
最終合格者数	216	64	152
入学者数	205	58	147

- ・最終合格者216名のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、76名（約35.2%）であった（入学者205名中では、67名（32.7%））。
- ・その76名のうち、社会人（同じ定義）は43名であった。
- ・なお、この定義に該当しなくても、一定期間主として学業以外の活動（いわゆるアルバイトを除く）に従事した経験を有する者を合わせると、社会人は57名であった。
- ・入学者205名の出身学部：法学・政治学系統169名（82.4%）、人文・社会科学系統18名（8.8%）、理学・工学・農学系統11名（5.4%）、医学・保健系統2名（1.0%）、教育学系統1名（0.5%）、その他・総合人間学部等4名（2.0%）

平成17年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	885	281	604
第一段階合格者	723	248	475
小論文・法律科目受験者	650	208	442
最終合格者数	212	66	146
入学者数	203	58	145

- ・最終合格者 212 名のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3 年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、56 名（約 26.4%）であった（入学者 203 名中では、49 名（24.1%））。
- ・その 56 名のうち、社会人（同じ定義）は 28 名であった。
- ・なお、この定義に該当しなくても、一定期間主として学業以外の活動（いわゆるアルバイトを除く）に従事した経験を有する者を合わせると、社会人は 37 名であった。
- ・入学者 203 名の出身学部：法学・政治学系統 174 名（85.7%）、人文・社会科学系統 20 名（9.9%）、理学・工学・農学系統 6 名（3.0%）、医学・保健系統 0 名（0.0%）、教育学系統 1 名（0.5%）、その他・総合人間学部等 2 名（1.0%）

平成 18 年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1054	372	682
第一段階合格者	728	265	463
小論文・法律科目受験者	650	237	413
最終合格者数	209	64	145
入学者数	202	61	141

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3 年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、50 名（約 23.9%）であった（入学者 202 名中では、48 名（23.8%））。
- ・その 50 名のうち、社会人（同じ定義）は 25 名であった。
- ・なお、この定義に該当しなくても、一定期間主として学業以外の活動（いわゆるアルバイトを除く）に従事した経験を有する者を合わせると、社会人は 34 名であった。
- ・入学者 202 名の出身学部：法学・政治学系統 175 名（86.2%）、人文・社会科学系統 16 名（7.9%）、理学・工学・農学系統 9 名（4.4%）、医学・保健系統 0 名（0.0%）、教育学系統 0 名（0.0%）、その他・総合人間学部等 2 名（1.0%）

平成 19 年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1177	423	754
第一段階合格者	727	260	467
小論文・法律科目受験者	673	237	436
最終合格者数	211	65	146
入学者数	203	59	144

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも 1 年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）は、54 名（約 25.6%）であった（入学者 203 名中では、50 名（24.6%））。
- ・その 54 名のうち、社会人（同じ定義）は 28 名であった。
- ・入学者 203 名の出身学部：法学・政治学系統 169 名（83.3%）、人文・社会科学系統 21 名（10.3%）、理学・工学・農学系統 5 名（2.5%）、医学・保健系統 2 名（1.0%）、教育学系統 1 名（0.5%）、その他・総合人間学部等 5 名（2.5%）

平成 20 年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1023	343	680
第一段階合格者	735	264	471
小論文・法律科目受験者	642	229	413
最終合格者数	213	64	149
入学者数	208	59	149

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも 1 年

程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。)は、63名(約29.6%)であった(入学者208名中では、59名(28.4%))。

- ・その63名のうち、社会人(同じ定義)は43名であった。
- ・入学者208名の出身学部：法学・政治学系統171名(82.2%)、人文・社会科学系統22名(10.6%)、理学・工学・農学系統12名(5.8%)、医学・保健系統0名(0.0%)、教育学系統2名(1.0%)、その他・総合人間学部等1名(0.5%)

平成21年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	796	239	557
第一段階合格者	704	239	465
小論文・法律科目受験者	625	210	415
最終合格者数	213	60	153
入学者数	206	55	151

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人(本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。)は、64名(約30.0%)であった(入学者206名中では、58名(28.2%))。
- ・その64名のうち、社会人(同じ定義)は43名であった。
- ・入学者206名の出身学部：法学・政治学系統168名(81.6%)、人文・社会科学系統17名(8.3%)、理学・工学・農学系統13名(6.3%)、医学・保健系統4名(1.9%)、教育学系統2名(1.0%)、その他・総合人間学部等2名(1.0%)

平成22年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	682	137	545
第一段階合格者	561	137	424
小論文・法律科目受験者	502	125	377
最終合格者数	172	42	130
入学者数	166	39	127

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人(本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。)は、48名(約27.9%)であった(入学者166名中では、44名(26.5%))。
- ・その48名のうち、社会人(同じ定義)は30名であった。
- ・入学者166名の出身学部：法学・政治学系統137名(82.5%)、人文・社会科学系統17名(10.2%)、理学・工学・農学系統8名(4.8%)、医学・保健系統2名(1.2%)、教育学系統0名(0.0%)、その他・総合人間学部等2名(1.2%)

平成23年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	560	128	432
第一段階合格者	519	128	391
小論文・法律科目受験者	460	114	346
最終合格者数	170	41	129
入学者数	159	33	126

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人(本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。)は、51名(30.0%)であった(入学者159名中では、44名(27.7%))。
- ・その51名のうち、社会人(同じ定義)は31名であった。
- ・入学者159名の出身学部：法学・政治学系統133名(83.6%)、人文・社会科学系統12名(7.5%)、理学・工学・農学系統7名(4.4%)、医学・保健系統1名(0.6%)、教育学系統2名(1.3%)、その他・総合人間学部等4

名 (2.5%)

平成24年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	680	138	542
第一段階合格者	547	135	412
小論文・法律科目受験者	483	119	364
最終合格者数	172	42	130
入学者数	170	40	130

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）は、48名（27.9%）であった（入学者170名中では、46名（27.1%））。
- ・その48名のうち、社会人（同じ定義）は22名であった。
- ・入学者170名の出身学部：法学・政治学系統144名（84.7%）、人文・社会科学系統12名（7.1%）、理学・工学・農学系統6名（3.5%）、医学・保健系統1名（0.6%）、教育学系統2名（1.2%）、その他・総合人間学部等5名（2.9%）

平成25年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	520	102	418
第一段階合格者	490	102	388
小論文・法律科目受験者	425	89	336
最終合格者数	172	42	130
入学者数	162	38	124

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）は、44名（25.6%）であった（入学者162名中では、40名（24.7%））。
- ・その44名のうち、社会人（同じ定義）は32名であった。
- ・入学者162名の出身学部：法学・政治学系統135名（83.3%）、人文・社会科学系統20名（12.3%）、理学・工学・農学系統1名（0.6%）、医学・保健系統2名（1.2%）、教育学系統2名（1.2%）、その他・総合人間学部等2名（1.2%）

《資料6-1-5-5》平成26年度入試説明会ポスター

**京都大学
法科大学院**

入試説明会 **- 申込不要 -**

平成25年 4月6日(土) 13:00 ~ 法経第四教室
(法科大学院法経4棟1階)

平成25年 7月6日(土) 13:00 ~ 法経第四教室
(法科大学院法経4棟1階)

平成25年 7月13日(土) 14:00 ~ 京都大学東京オフィス
(法科大学院法経4棟2階)

説明会の内容については、下記URLの入学者選抜入試説明会を参照下さい
<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>
 問合せ先 京都大学法学研究科法科大学院 075-753-3145・3146

Kyoto University Law School
京都大学法科大学院

平成26年度学生募集

■募集人員数
 法学未修者（3年制） 35名程度
 法学既修者（2年制） 125名程度

■試験日程
 平成25年 11月16日(土)
 平成25年 11月16日(土) 17日(日)
 平成25年 10月8日(水) ~ 15日(水)

■募集要項請求方法
 ・下記ホームページにアクセス
 ・インターネット
 (PC・携帯・スマートフォン)
<http://lawexam11.jp>
 ※月30日募集定数

・法科大学院法経4棟1階で募集要項を配布します。(平日9時~17時)
 ※月30日募集定数

入試説明会
 7月6日(土) 13:00 ~ (法経第四教室)
 場所 京都大学法経第四教室 (法科大学院法経4棟1階)
 7月13日(土) 14:00 ~ 16:00
 場所 京都大学東京オフィス (法科大学院法経4棟2階)
 ※東京ではインターネットで募集要項を配布します。7月13日に募集要項を配布し、7月14日に募集要項を配布します。

申込不要
 申込日 平成25年度募集要項を配布します。

お問い合わせ
 法科大学院法経4棟1階 075-753-3145・3146
lawexam11@law.kyoto-u.ac.jp
<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>

アクセスマップ（東区会館）
 法科大学院法経4棟1階 法科大学院法経4棟1階2階
 法科大学院法経4棟1階 法科大学院法経4棟1階2階

《資料6-1-5-6①》平成25年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料4-1〕「I 募集人員」より抜粋（下線部）

「I 募集人員 160名

内 訳

法学未修者枠（3年制） 35名程度

法学既修者枠*（2年制） 125名程度

* 法学既修者枠で選抜され、入学した者は、法学既修者（法学の基礎的な学識を有すると認められる者をいう。）として法科大学院2年次に配属され、1年次に配当される法律基礎科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）の単位を修得したものとみなされる。

法学未修者枠と法学既修者枠の双方に出願することや、一方の枠で選抜されないときに他方の枠での選抜を求める旨の出願は、認めない。

本法科大学院では、他学部出身者（大学で法律学以外の学問分野を専攻した者をいう。主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）及び社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）を、募集総人数の3割以上合格させる方針である。そのため、法学未修者枠は、これらのいずれにも該当しない者が合格することは極めて困難となる。法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。

《資料6-1-5-6②》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページより「1 受け入れ方針」の部分抜粋（下線部）

ホームページ（<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>）> 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

1. 受け入れ方針

Q1-1 「募集要項」I末尾に「法学部の出身で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」とありますが、どういうことですか。

A. 法学部の出身で社会人に該当しない人でも、法学未修者枠に出願することは可能です。ただし、本法科大学院では、入学者の多様性の確保のため、他学部出身者及び社会人を募集総人数の3割以上合格させる方針です。そして、他学部出身者及び社会人を募集総人数（160名）の3割以上合格させるためには、法学未修者枠（募集人数35名程度）のほとんどすべてを、他学部出身者または社会人から合格させることになります。法学部の出身で社会人に該当しない人が法学未修者枠により合格することができるのは、法学既修者枠において多数の他学部出身者・社会人が合格した場合に限られることになり、事実上、合格が極めて困難です。法学部の出身で1年以上の社会経験のない人については、法学既修者枠に出願することが現実的と思われます。

《資料6-1-5-7》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページより「6. 法学既修者枠の選抜」の一部抜粋

ホームページ（<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>）> 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

6. 法学既修者枠の選抜

Q6-2 法学既修者枠の選抜において、社会人としての活動実績は、総合判定に際して積極的に評価されるのですか。

A. 本法科大学院では、「他学部出身者及び社会人を、募集総人数の3割以上合格させる方針」（「募集要項」I末段）をとっていますので、社会人としての活動実績がある場合には、その内容・期間に応じて積極評価を与えます。また、法律事務に従事した経験には、より高い評価が与えられます。社会人に該当する人は、出願時に提出する自己評価書で、従事した活動の内容を具体的に記述するようにしてください。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準6－2－1に係る状況）

本法科大学院の収容定員は、平成25年度では480名である（平成22年度から平成24年度までの各年度の入学定員160名の総計）ところ、平成25年4月1日現在の本法科大学院の在籍者数（原級留置及び休学者を含む。）は381名である《別紙様式2「学生数の状況」参照》。このように、在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない。【解釈指針6－2－1－1】

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

本法科大学院の入学定員は、平成21年度までは200名であり、また、平成22年度以降は160名である。実際の入学者は、平成16年度205名、平成17年度203名、平成18年度202名、平成19年度203名、平成20年度208名、平成21年度206名、平成22年度166名、平成23年度159名、平成24年度170名、平成25年度162名である《別紙様式2「学生数の状況」、上記資料6－1－5－4「入学者選抜の状況」参照》。このように、入学者受入が入学定員と乖離するような状態は生じていない。

基準6－2－3：重点基準

在籍者数，入学者選抜における競争倍率，専任教員数，修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し，入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6－2－3に係る状況）

（1）本法科大学院では，平成21年度入学者選抜まで募集人員を200名としており，その内訳は，法学未修者枠60名程度，法学既修者枠140名程度であった。その後，平成22年度入学者選抜からは募集人員を160名に改め，その内訳は法学未修者枠35名程度，法学既修者枠125名程度となっている。

このような募集人員の引き下げは，自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して，優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成するという本法科大学院の基本理念・教育目標のために，討議を重視した少人数教育を徹底し，これまで以上に密度の濃い教育を行うことを狙ったものである。すなわち，引き下げ後は，いわゆる法律基本科目について，40名程度（1年次の基礎科目）または50数名程度（基幹科目）のクラス規模により，従来以上に，双方向・多方向的な密度の濃い教育が可能となる。とりわけ，法学未修者枠の募集人員を35名程度に引き下げた点は，未修者1年次の基礎科目に関して，教育・学習効果を一層向上させるものと期待される。

（2）上記のような入学定員の見直しを経た現在，本法科大学院では，在籍者数及び入学者選抜における競争倍率《別紙様式2「学生数の状況」》，専任教員数《別紙様式3「教員一覧，教員分類別内訳」》，修了者の進路及び活動状況（上記「基準1－1－2に係る状況」《資料1－1－2－6①②》参照）のいずれの点においても問題は見当たらず，入学者選抜について改善を要する状況にない。【解釈指針6－2－3－1】

2 特長及び課題等

本法科大学院は、自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の養成をめざして、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成するという教育理念・目標に照らし、「公平性、開放性、多様性の確保」というアドミッション・ポリシーを明確に定め、これをパンフレット、学生募集要項、ウェブサイト等の各種媒体を通じて広く公表し、それにふさわしい者が入学を志願するように努めている。とりわけ、アドミッション・ポリシーにおいては、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れるため、他学部出身者及び社会人を募集総人数の3割以上合格させる方針であることを明確にしている。

そして、合格者決定は、上記の教育目標及びアドミッション・ポリシーに従い、適性試験や論述試験の成績のほか、大学での学業成績、学業以外の活動実績、社会人経験・実務経験等の評価を含めたきめ細かな総合評価により行っている。また、論述試験の方式は、法学未修者枠については小論文試験、法学既修者枠については7科目の法律科目試験であり、いずれも思考力や表現力を判定するのにふさわしい出題をしている。

入学者の多様性の確保については、他学部出身者・社会人が入学者の3割を若干下回る年度もあるものの、社会人の定義を改めるなどして各種の社会経験を有する者の積極的な出願を促すとともに、社会人・他学部出身者が参加しやすい入試説明会とする等の方策を積み重ねてきた結果、ほぼ3割に近い水準を維持している。

さらに、上記の教育目標の実現のために、本法科大学院では平成22年度の入学者選抜より募集人員を引き下げ、少人数教育の徹底により教育・学習効果の一層の向上を図っている。このような措置は、他学部出身者・社会人の割合の増大にもつながるものと期待される。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

（基準7-1-1に係る状況）

（1）毎年度の初め、授業開講前の期間に履修指導の日程を設け、新入学者全員を対象として、本法科大学院の教育課程の全体像、各科目群の概要及び適切な履修の方法等に関する説明会を開催している《資料7-1-1-1「平成25年度履修指導及び開講前集中講座の概要」》。履修指導においては、本法科大学院の基本理念・教育目標を周知徹底するとともに、自主独立の精神と法曹としての知的責任感の涵養、及び自由で公正な社会の実現のために様々な分野で指導的な役割を果たす創造的な能力の修得のためには、各人の主体的な自学自習の態度が重要であることが強調されている《資料7-1-1-2「平成25年度履修指導レジュメ」》。また、学習の具体的な在り方については、各科目の授業の冒頭で担当教員から説明が行われている。このように、在学期間全体を通じ、本法科大学院の教育理念・目標に照らし適切かつ十分な指導・説明を行うことで、充実した履修の実現を図っている。【解釈指針7-1-1-1】

（2）入学の当初においては、前記のように、授業開講前に履修指導を行うとともに、法科大学院を含む大学院法学研究科の各種施設・設備、教育支援システム及び判例・法律文献情報データベースの利用方法等に関し、授業開講前の期間において新入学者全員を対象に行われる開講前集中講座の際に、学生ボランティアによる施設の現地案内等も交えつつ、教員による詳細な説明・指導を行っており、円滑な学習の開始及び遂行が可能となるよう十分に配慮している《資料7-1-1-1「平成25年度履修指導及び開講前集中講座の概要」》。なお、毎年度の初めに、新入学者を主な対象として、実務家による講演会を開催し、法曹の仕事のやりがいや学生への期待を語ってもらうことにより、学生の学習意欲を高めるよう図っている《資料7-1-1-3「法科大学院入学祝賀講演会の概要」》。

法学未修者については、履修指導において特に詳細な説明を行うとともに、開講前集中講座において、「司法制度の概要」及び「法情報調査1」の履修を義務付けるなど、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行えるよう、特段の配慮をしている《資料7-1-1-1「平成25年度履修指導及び開講前集中講座の概要」》。また、平成18年度からは、法科大学院を修了した助教及び教育補助スタッフによる学習支援体制が整備され（詳細は、後記（4）を参照）、1年次に配当される法律基本科目について学習補助が行われており、さらに、平成21年度からは、担任制度を導入し（詳細は、後記（5）を参照）、法学未修者からの学習全般に関する相談に応じる体制を整えている。【解釈指針7-1-1-2】

（3）客員教授及び非常勤講師以外の全授業担当者は、授業を担当する学期に適宜オフィスアワーを設けることとし、個別科目に関する学生からの質問・学習相談に対応している。毎学期、授業開講前に、オフィスアワーに関する諸事項（特定の曜日・時間帯を設定する方式か、又は、面会依頼を随時受け付ける方式か、及び、研究室等の面会場所）を担当教員に調査した上、これを取りまとめて一覧

揭示し、もって学生に対し利用方法を周知している《別添資料14「オフィスアワーに関する学生向け告知」》。

個別科目に関する以外の学習全般の相談については、法科大学院掛において、窓口で又はメールにより学生から申し出を受け、教務主任又は教務委員が面談をするなどして適宜対応する体制を整備している《資料7-1-1-4「学習相談に関する学生向け告知」》。また、1年次及び2年次の法学未修者については、担任である教員が、学生から直接又は法科大学院掛を通じて学習全般に関する相談の申し出を受けた場合に、面談を行うなど適宜対応しているほか、グループ面談による学習状況等の聴取も行っている（詳細は、後記（5）を参照）。

成績が不良な者に対しては、毎学期、教務委員会又は（1年次及び2年次の法学未修者の場合は）担任委員会から呼出しをかけ、教務主任、又は担任である教員が分担して、対象者の学習状況を聴取し、助言を与え、さらに教務委員会・担任委員会において報告することなども行っている《資料7-1-1-5「成績不良者に対する学習指導」》。

なお、これらの学生との面談のためには、教員研究室、特別教授共同研究室、法曹養成専攻長室が利用されるほか、一度に多数の学生と面談する場合には、面談室、演習室、多目的室が利用されることもある。

また、学生から広く学習、授業、施設・設備等種々の事項にわたって意見・要望を汲み上げるため、事務室内に「意見書・要望書ボックス」を設置しており、さらに、メールでも意見・要望を受け付けている。寄せられた意見・要望については、その性質・内容に応じ、可能なものは事務室で対応するほか、法曹養成専攻長又は教務主任が適切な措置をとり、あるいは、授業担当教員に伝達して適宜の対応を依頼するなどしている《資料7-1-1-6「意見書・要望書ボックスの利用状況」、資料7-1-1-7「法科大学院に対する意見・要望等に関する学生向け告知」》。

【解釈指針7-1-1-1， 解釈指針7-1-1-3】

（4）本法科大学院では、平成18年度より、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフ（身分は時間雇用職員。平成21年度までは教務補佐員。）として採用し法科大学院の教育を補助させる制度を導入している《別添資料9「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」》。

平成20年度までは、これらの教育補助スタッフ（2名～6名）が、法科大学院を修了して採用された助教（2名～6名）とともに未修者教育の補助に当たり、1年次（未修者のみ）配当の基礎科目の授業に出席し、授業終了後、学生からの質問・相談等に応じた。平成19年度からは2年次に配当される基幹科目の一部について、法学未修者に限り、質問・相談等を受け付けることとした。

平成21年度は、学習支援の方法が変更され、1年次の法学未修者を1グループ10名強で5グループに編成し、各グループの行う学習会に教育補助スタッフ4名と助教7名を合わせた11名が補助者として加わる体制とした。

さらに、平成22年度以降は、学習支援を現在の方法に変更し、1年次の法学未修者については、基礎科目の授業で学習した知識の定着をはかるために行われる小テストの問題作成、試験実施、採点・記録、答案返却・解説を各科目の教員の協力の下に行うこと、2年次前期の法学未修者については、学習相談に応じることとした。平成22年度には、4月に4名、10月に1名の教育補助スタッフを採用し、助教8名を合わせた13名が、平成23年度には、4月に6名、10月に1名の教育補助スタッフを採用し、助教3名を合わせた10名が学習支援に当たり、平成24年度には、4月に6名、10月に3名を教育補助スタッフに採用して学習支援に当たらせた。平成25年度も、4月に6名の教育補助ス

ップを採用して、法学未修者に対する学習支援を実施している。

また、平成 25 年 4 月からは、法科大学院を修了して採用された助教のみならず、法科大学院を修了した後博士後期課程を経て採用された助教についても、法学未修者の学習支援にあたることとされた。【解釈指針 7-1-1-4】

(5) 本法科大学院では、平成 21 年度より、次のような 1・2 年次の法学未修者を対象とする担任制度を導入して、学生からの学習全般に関する相談に対応し、また、学生の学習状況等を把握するための体制を整えている。

1・2 年次の法学未修者（原級留置者を含む）を、1 年次は 2 グループ、2 年次は 3 グループの計 5 グループに編成し（各グループ 20 名程度）、担任委員である教員を各グループごとに 1 名、担任として配置する。各担任は、担当するグループの学生から、直接又は法科大学院掛を通じて、個別に学習全般に関する相談の申し出を受けた場合、面談を行うなどして適宜対応する。また、毎年 4 月頃、担当するグループの学生とグループ面談を行い、学習状況等を聴取するほか、一般的な相談を受ける。さらに、毎学期、担当するグループの学生のうち、成績が不良な者に対して面談を行い、対象者の学習状況を聴取し、助言を与える（前記（3）参照）。

各担任は、担任委員会において、これらの学生との面談、学習指導等について報告し、担任委員会では、これを受けて協議するほか、未修者教育の改善のために必要な事項を検討し、教務委員会等の関連する委員会に報告する。

《資料 7-1-1-1》平成 25 年度履修指導及び開講前集中講座の概要

(1) 履修指導

- ・日程：4 月 1 日
- ・内容：①本法科大学院の教育理念・目標の説明
②教育課程、適切な履修及び学習方法の説明
③司法試験の概要の説明
④履修登録・施設利用等の説明
⑤環境配慮行動の啓発活動（環境安全衛生部より説明）
- ・担当者：酒巻匡（教授）、笠井正俊（教授）
- ・対象者：平成 25 年度新入学者全員

(2) 開講前集中講座（『平成 25 年度開講前集中講座予定表』（別添資料 1-4））

※以下のうち、②「法情報調査 1」、③「法情報調査 2」、④「判例の読み方」については、前記「基準 2-1-6 に係る状況」で詳しく説明した。

①「司法制度の概要」

- ・日程：4 月 2 日（火）2・3・4 時限目
- ・内容：日本の司法制度に関する基礎的な知識の習得を目的として、裁判所と検察庁の各組織と担い手、弁護士と弁護士会、法曹養成の仕組み、司法上の手続等について、制度改革の動向にも触れつつ解説する。
- ・担当者：林 醇（教授）
- ・対象者：新入学者のうち法学未修者を対象とし、出席を義務付けている。

②「法情報調査 1」

- ・日程：4 月 3 日（水）1 時限目
- ・内容：法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。
- ・担当者：堀江慎司（教授）
- ・対象：新入学者のうち法学未修者を対象とし、出席を義務付けている。

③「法情報調査2」

- ・ 日程：4月2日（火）1・2時限目（法学既修者）、4月3日（水）2時限目（法学未修者）
- ・ 内容：法科大学院学習室、法学部図書館、および教育支援システム「Westlaw Japan Academic Suite」（ウェストロー・ジャパン社）について、それぞれの利用方法を説明する。
- ・ 担当者：堀江慎司（教授）
- ・ 対象：新入学者全員を対象とし、出席を義務付けている。

④-1「判例の読み方」

- ・ 日程：4月4日（木）2時限目
- ・ 内容：「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎的な事項を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。
- ・ 担当者：安田拓人（教授）
- ・ 対象者：新入学者のうち法学未修者を対象とし、出席を義務付けている。

④-2「判例分析の方法」

- ・ 日時：4月3日（水）2時限目
- ・ 内容：「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎的な事項を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。
- ・ 担当者：安田拓人（教授）
- ・ 対象者：新入学者のうち法学既修者を対象とし、出席を義務付けている。

《資料7-1-1-2》平成25年度履修指導レジュメ

平成25年度法科大学院履修指導

平成25年4月1日実施

【 】は便覧の頁数

1. 基本理念・教育目標 【2～3頁】

2. 教育課程の概要 【4～14頁】

（1）科目編成の基本的な考え方 【4頁（進級要件・修了要件につき、12～13頁）】

（2）科目履修の進行 【5頁～6頁】

① 履修指導と開講前集中講座 ② 1年次の履修

（a）基礎科目（内容、授業の形式【8頁】、出席要件【9頁】）（b）選択科目Ⅰ

③ 2年次の履修

（a）基幹科目（内容、授業の形式【8頁】、出席要件【9頁】）（b）選択科目Ⅰ・選択科目Ⅱ（c）実務選択科目

④ 3年次の履修

（a）基幹科目（b）選択科目Ⅰ・選択科目Ⅱ（c）実務選択科目

（3）履修登録【既配付の「平成25年度履修登録について【前期・通年】」参照】

（a）日時・方法

（b）登録単位数の上限【5～6頁】（c）人数制限科目と受講の決定

（d）履修登録の修正・変更（e）法政理論専攻・公共政策教育部の科目の履修【4頁】

（f）リサーチ・ペーパーの作成【7頁】

（4）成績評価・追試験等【10～12頁】

① 成績評価の方法【試験：37～39頁】 ② 成績評価の基準・評点平均

③ 単位認定辞退 ④ 追試験【40頁】

⑤ 成績評価に関する問い合わせ ⑥ 再履修

（5）筆記試験問題・講評及び参考解答の開示【12頁】

（6）入学前の既修得単位【12頁】

（7）進級要件・修了要件【12～13頁】

① 進級要件と原級留置・在学年限	② 修了要件	③ 原級留置の場合の単位取扱い
(8) 到達目標 【6頁】		
(9) 修了後について 【6～7頁】		
3. その他		
(1) 授業の進め方等		
① 教 材	② 座席指定	
③ 開講日時・休講・補講	④ オフィスアワー 【9頁】	
⑤ 授業に関する調査 【9～10頁】	⑥ 暴風警報の発令、交通機関の不通等の場合 【36頁】	
(2) 担任制・学習支援		
① 担任制	② 助教及び教育補助スタッフによる学習支援 【9頁】	
(3) 施設関係		
① Westlaw Japan Academic Suite 【35頁】	② 情報機器	
③ 学習室・自習室 【33頁・69頁】	④ 多目的室 【69頁】	
(4) 共同生活関係		
① クラスの運営	② 懇親会	③ 有信会・法学会 【45頁】

《資料7－1－1－3》法科大学院入学祝賀講演会の概要（平成21年度以降）

平成21年度
・ 日時：平成21年4月4日
・ 講演者：古田佑紀最高裁判所判事
・ 演題：「法律の姿あれこれ」
平成22年度
・ 日時：平成22年4月10日
・ 講演者：二本松利忠京都家庭裁判所長
・ 演題：「法曹を目指す皆さんに一先輩から送る言葉」
平成23年度
・ 日時：平成23年4月9日
・ 講演者：松本芳希京都地方裁判所長
・ 演題：「法律実務家と事件との出会い」
平成24年度
・ 日時：平成24年4月7日
・ 講演者：佐々木茂美大阪高等裁判所長官
・ 演題：「法曹を志す皆さんへ」
平成25年度
・ 日時：平成25年4月6日
・ 講演者：宮崎誠弁護士（大阪弁護士会所属、元日本弁護士連合会会長）
・ 演題：「弁護士からみた司法制度改革」

《資料7－1－1－4》学習相談に関する学生向け告知（『平成25年度 便覧』〔別添資料1－1〕9頁より「教育課程の概要」の「(7) 学習相談」の部分を抜粋）

(7) 学習相談
法科大学院における学習全般について相談を希望する場合は、法科大学院掛まで、窓口又はメール（氏名とともに「学習相談希望」と書くこと。）にて、申し出ること。おって、相談の日時・場所等を指定する。ただし、個別科目についての質問・相談は、各担当教員のオフィス・アワー等を利用すること。

《資料7-1-1-5》成績不良者に対する学習指導

1. 教務委員会において、毎学期、次の基準に該当する者を呼び出し、教務主任が学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言を行う。

○対象者：2年次既修者及び3年次生のうち、原級留置となった者又は前学期までの評点平均が2.2以下の者。ただし、休学中の者を除く。

2. 担任委員会において、毎学期、次の基準に該当する者を呼び出し、担任委員が分担して、学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言等を行う。

○対象者：1年次生及び2年次未修者のうち原級留置となった者、2年次未修者のうち前学期までの評点平均（基礎科目を除く）が2.2以下の者。ただし、休学中の者を除く。

＊なお、平成25年度前期は、1につき5名（3年次未修者4名、3年次既修者1名）、2につき12名（1年次生5名、2年次未修者7名）が対象となった。

《資料7-1-1-6》意見書・要望書ボックスの利用状況

意見書・要望書提出件数（延べ数）

平成16年度	約75件
平成17年度	約65件
平成18年度	8件
平成19年度	3件
平成20年度	4件
平成21年度	5件
平成22年度	7件
平成23年度	8件
平成24年度	3件

《資料7-1-1-7》法科大学院に対する意見・要望等に関する学生向け告知（履修指導時に配付している「法科大学院事務の案内」より）

法科大学院事務の案内

事務

法科大学院の教務事務については、法科大学院掛が担当しています。

場所：法経本館1階中央西側

開室時間：（授業期間） 9時～17時

（授業期間外） 9時～12時、13時～17時

[中略]

法科大学院への質問・要望等

- ・法科大学院掛カウンター設置のボックスに所定用紙に記入のうえ投函
- ・Eメール（法科大学院掛：ls032@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）に送信

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

学生の経済的支援に関しては、本法科大学院パンフレット及び法科大学院ウェブサイト、京都大学ウェブサイト及び学生便覧等において、日本学生支援機構奨学金について紹介しており、毎年、多数の本法科大学院学生が同奨学金の申し込みを行っている（なお、本法科大学院において、一定の基準に従い、採用候補者の推薦を行っている）《資料7-2-1-1「学生支援制度の紹介の例」、資料7-2-1-2「日本学生支援機構奨学金の採用実績」》。また、法科大学院パンフレット及び法科大学院ウェブサイト、京都大学ウェブサイト及び学生便覧等において、京都大学における入学料・授業料免除及び徴収猶予の制度を紹介しており、これについても相当数の学生が出願している《資料7-2-1-3「京都大学における入学料・授業料免除等の制度概要」、資料7-2-1-4「入学料免除及び授業料免除等の実績」》。さらに、三井住友銀行と提携した教育ローン（京都大学法科大学院教育ローン）が設けられており、学生は優遇利率での貸付が受けられ、これも学生に周知されている《資料7-2-1-1「学生支援制度の紹介の例」》。また、法学既修者については、法科大学院の課程が教育訓練給付指定講座であり、雇用保険被保険者は一定の要件を満たせば給付金を受けられる。【解釈指針7-2-1-1】

学生の健康相談に関しては、京都大学保健診療所において、各科の専門医により、学生の傷病診療及び心身の健康相談が行われている《資料7-2-1-5「京都大学保健診療所の概要」》。また、総合的な相談機関としては、京都大学カウンセリングセンターが設置されており、学生相談、心理相談の専門スタッフによって、学生の修学上又は生活上の悩み等についての相談が行われている《資料7-2-1-6「京都大学カウンセリングセンターの概要」》。保健診療所、カウンセリングセンターについては、京都大学ウェブサイト及び学生便覧等において紹介されている。

各種のハラスメントに係る相談に関しては、《資料7-2-1-7「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」》に従い、法学研究科内に部局人権委員会（研究科長・事務長・教職員で構成される）及び相談窓口（人権委員会委員以外の教職員を相談員とする）を設置し、同相談窓口がハラスメント相談に対応することとしているほか、全学レベルで京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程に従い、人権委員会及び相談窓口も設けられている《資料7-2-1-8「京都大学におけるハラスメント相談と対応のための体制図」》。【基準7-2-1-2】

《資料7-2-1-1》学生支援制度の紹介の例（平成24年度京都大学法科大学院パンフレット〔別添資料3〕から抜粋）

◆奨学金

日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金（無利子貸与）月額5万円、8万8千円

第二種奨学金（有利子貸与）月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から希望により選択

○15万円の貸与月額を選択した者に限り、希望により4万円（月額19万円）又は7万円（月額22万円）の増額貸与を受けることができます。）

※第一種奨学金及び第二種奨学金の併用貸与あり

○入学時特別増額貸与奨学金 10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円（入学時特別増額貸与奨学金のみの受取不可）

◆入学科・授業料免除及び徴収猶予

経済的理由により入学科・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、免除又は徴収猶予が認められます。

◆京都大学法科大学院教育ローン

京都大学法科大学院の学生（合格者を含む）または学生の親、または配偶者で定められた条件を充足する場合、申し込むことができます。

提携銀行三井住友銀行（京都支店）

《資料 7-2-1-2》日本学生支援機構奨学金の採用実績（在学生。平成 20 年度以降）

○申込数及び採用数

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第一種	第二種	第一種	第一種	第二種
申込数	106	51	70	70	53	70	70	53	79	26
採用数	78	51	70	70	53	70	70	53	77	26

（延べ数）

○入学時特別増額貸与

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入学時特別増額貸与者数	9	8	4	8	6

《資料 7-2-1-3》京都大学における入学科・授業料免除等の制度概要（大学院生の場合）（京都大学ウェブサイトから抜粋（ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>）＞教育＞学生生活＞授業料・免除・奨学金））

○入学科免除

入学科の納付が困難な学生（非正規生を除く）に対して、次のいずれかに該当する場合は、選考の上、入学科の全額又は半額の免除を受けることができます。ただし、出願後に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

- 1) 経済的理由によって入学科の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- 2) 入学前 1 年以内において、出願者の学資を主として負担する方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、または出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学科の納付が著しく困難であると認められる場合。
- 3) 2) に準ずる場合で総長が相当と認める事由がある場合。
- 4) 総長が指定する大規模災害により学資負担者が被災し、入学科の納入が著しく困難であると認められる場合。

○入学科徴収猶予

入学科の納付が納付期限までに困難な学生（非正規生を除く）に対して、次のいずれかに該当する場合は、選考のうえ、入学科の徴収猶予を受けることができます。ただし、出願後に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

- 1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- 2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡し、または出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。
- 3) その他やむを得ない事情により納付期限までに入学科の納付が困難と認められる場合。

○授業料免除

授業料の納付が困難な大学院生（正規生のみ）に対して、次のいずれかに該当する場合は、選考の上、授

業料の全額または半額の免除を受けることができます。

ただし、出願期より前の授業料が未納の者、当該期分または当該年度の授業料を既に納入した者、出願時または出願期開始前6ヶ月以内に懲戒処分を受けた者・処分中の者は出願資格がありません。また、出願後に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

- 1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- 2) 授業料の納付期限前6ヶ月以内（入学した日の属する期分の授業料免除の場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、または出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- 3) 2) に準ずる場合であって総長が相当と認める事由がある場合。
- 4) 総長が指定する大規模災害により学資負担者が被災し、授業料の納入が著しく困難であると認められる場合。

《資料7-2-1-4》入学料免除及び授業料免除等の実績（在学生。平成20年度以降）

○入学料免除・徴収猶予

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出願者	44	44	33	34	32
全額免除	0	0	0	0	1
半額免除	27	13	18	17	18
免除不許可	17	31	15	17	13
徴収猶予許可	39	29	29	25	25
徴収猶予不許可	5	15	4	9	6

○授業料免除

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
出願者	92	93	85	69	64	77	76	71
全額免除	46	31	19	28	31	46	29	31
半額免除	32	44	51	18	19	23	37	36
不許可	14	18	15	23	14	8	10	4

	平成24年度	
	前期	後期
出願者	81	83
全額免除	28	28
半額免除	41	49
不許可	12	6

《資料7-2-1-5》京都大学保健診療所の概要（京都大学ウェブサイト（ホームページ）
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>）＞教育＞学生生活＞健康管理・保険）、保健診療所ウェブサイト
<http://www.kyoto-u.ac.jp/health/>）等による）

○業務内容：（1）健康相談並びに疾病、障害等の診療，（2）学外への就職健康診断，（3）電気生理学的，血液生化学検査などの種々の医学的検査，（4）医学部附属病院一般病院，診療所への精密検査の依頼，紹介や入院斡旋など，（5）各種診断書の発行，（6）健康診断の事後措置並びに保健管理業務に必要な情報の提供，（7）海外研修・調査研究時の保健相談

○診療科名：内科，眼科，皮膚科，耳鼻咽喉科，スポーツ整形外科，神経科，歯科

○診療受付時間：午前10時～12時30分／午後2時～4時30分（本部診療所）

○休診日：土曜日，日曜日，国民の祝日及び年末年始（12月28日～1月3日）

なお，臨時休診日（定期健康診断実施日等）は，その都度受付の掲示板に掲示。

○料金：学生の健康相談・精神衛生相談及び正課中における傷害についての初診時の料金は無料。傷病診療（薬価，検査科，処置料その他の経費）は実費。

《資料7-2-1-6》京都大学カウンセリングセンターの概要（京都大学学生便覧，同センターウェブサイト（<http://www.kyoto-u.ac.jp/counseling/>）等による）

○業務内容：修学上あるいは学生生活上の悩み，さまざまな人間関係の悩みなどの相談に対して，学生相談，心理相談の専門スタッフが応じている。

○スタッフ：心理学（臨床心理学，相談心理学，青年心理学など）を専門とするスタッフ（センター長（教授），カウンセラー10名（教授2名，准教授1名，講師2名，非常勤講師5名））

○相談申込方法：直接来室のほか，電話，手紙，ファックス，電子メール。

○受付時間：原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで。

《資料7-2-1-7》京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン

1. 責 務

京都大学法学研究科・法学部（以下「本研究科等」という）は，教育・研究にかかわる者全てについて，基本的人権が尊重され，安全かつ快適に就学・就労が可能となるような環境を保障します。

このために，本研究科等は京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）を定め，ハラスメントを事前に防止し，また，本研究科等の構成員及び関係者でハラスメントの被害にあった者を保護・救済し，迅速，適正かつ公正な措置をとることとします。

2. 適用範囲

本ガイドラインの適用については，次のように定めます。

- （1）本研究科等構成員（教職員及び学生等）並びに本研究科等関係者に適用されます。
- （2）本研究科等の施設の内外において，また，就学・就労時間の内外でなされた行為について，適用されます。
- （3）本研究科等構成員ないし関係者とそれ以外の者がハラスメントの当事者（ハラスメントの加害者または被害者。以下「当事者」という）である場合，当事者及びその関係人は，本ガイドラインに基づいて相談することができます。
- （4）当事者の一部ないし全部が本研究科等を離れた場合でも，また，ハラスメントの被害が収束した場合でも，当事者及びその関係人は，本ガイドラインに基づいて相談することができます。

3. 京都大学ハラスメント防止・対策ガイドラインとの関係

本ガイドラインの適用に関しては，ここに規定するほか，京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン（以下「本学ガイドライン」という）を準用することとします。

4. ハラスメントの定義

- （1）本ガイドラインにおいて，ハラスメントとは，教育・研究にかかる就学・就労の場において生じている力関係の不当な利用による，あるいは，教育・研究にかかる就学・就労の環境を悪化させることによる，相手の人格権侵害を指します。ハラスメントの態様には，組織的になされる場合や，間接的になされる場合（例えば，インターネット上での誹謗・中傷など）も含まれます。

- （2）具体的には，ハラスメントは次の①～③ないしそれらの複合形態として現れますが，これらに限定されるわけではありません。

① セクシャル・ハラスメント

就学・就労の場において，相手を不快にさせる性的な言動によって，相手の人格権を侵害すること。性的な要求や言動の受容を就学・就労活動の条件や評価の基準とすること（対価型），性的な要求や言動によって教育・研究にかかる就学・就労の環境を悪化させること（環境型）が典型例です。

② アカデミック・ハラスメント

教育・研究にかかる就学・就労の場における力関係を不当に利用し，教育・研究における不利益扱いしないし妨害行為，身体的・精神的暴力，誹謗・中傷，研究成果の搾取などを行って，教育・研究にかか

る相手の意欲及び環境を著しく損ない、人格権を侵害すること。

③ パワー・ハラスメント

以上のほか、就学・就労の場における力関係を不当に利用し、就学・就労における不利益扱いないし妨害行為、身体的・精神的暴力、誹謗・中傷などを行って、相手の意欲及び環境を著しく損ない、人格権を侵害すること。

(3) ハラスメントにあたるかどうかは、加害者の意図・認識にかかわらず、原則として被害者の判断・認識に基づいて判断されます。

5. ハラスメントの防止・対策組織

(1) 本研究科等は、本学ガイドラインに基づいて、次の組織を置きます。

① 人権委員会

② 相談窓口

(2) 人権委員会は、研究科長、事務長、及び教職員で構成されます。また、ハラスメント問題に関する専門家に助言を求めることがあります。

(3) 人権委員会委員以外の教職員が相談窓口の相談員を担当し、副研究科長がその長となります。

(4) 相談員は、相談者の立場に立って相談者を援助します。さらに事案の解決のために必要な場合には、人権委員会に対して、調査・解決の手続を依頼します。

(5) 人権委員会は、調査・解決の手続を依頼された場合、事案ごとに委員を選任して、調査・解決委員会を設置します。また、人権委員会に対応することが困難な場合には、ハラスメント専門委員会に調査・調停の手続を依頼します。

※長文であるので、以下は項目名のみを示す。

6. 相 談

7. 調査・解決の手続

8. 調査・解決手続の結果の報告

9. プライバシーの保護

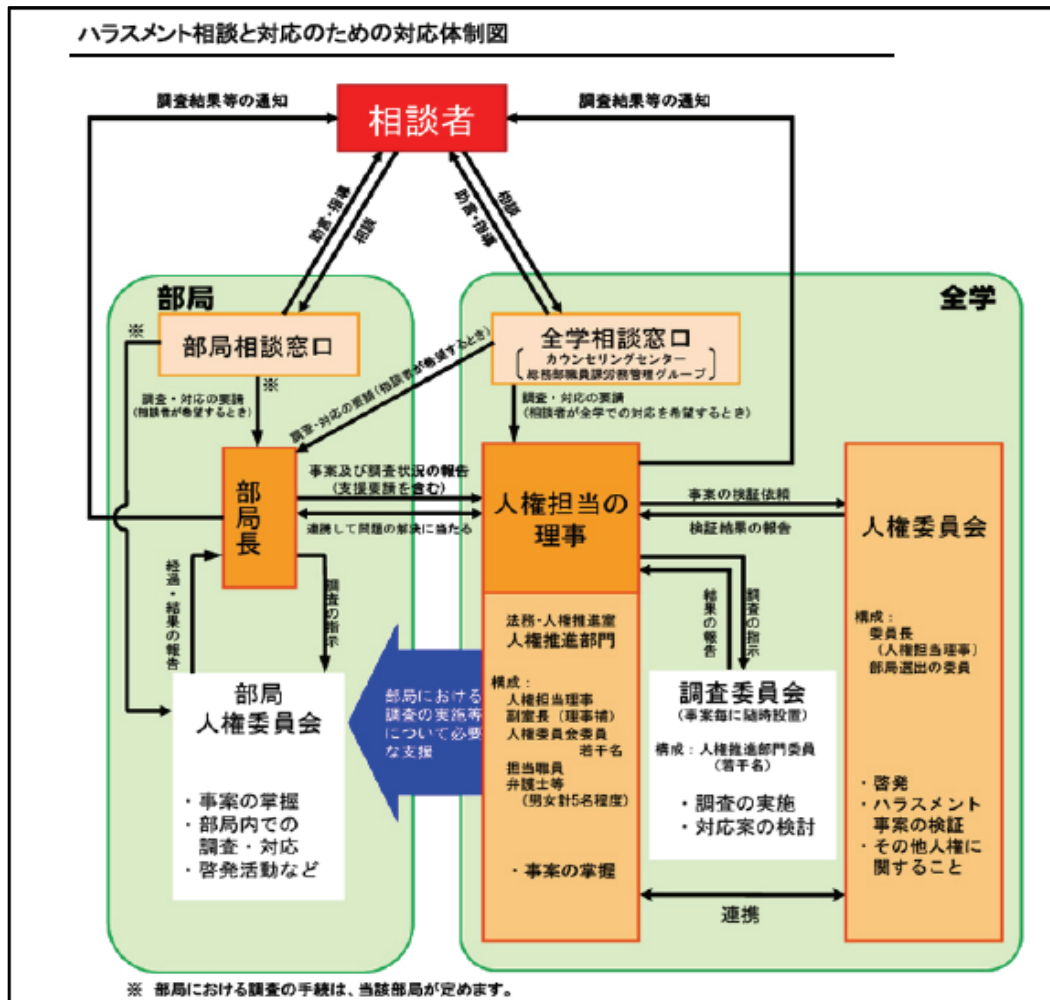
10. 不利益扱いの禁止

11. 予防、啓蒙、広報

12. 定期的な見直し

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料7-2-1-8》京都大学におけるハラスメント相談と対応のための体制図
 (http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/human_rights/harassment/taiseizu.htm) より)



7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

まず、入学試験において、身体等に障害のある受験者については、障害の内容・程度に応じて必要がある場合には、受験上の特別の配慮を行っている《資料 7-3-1-1 「身体に障害のある受験者に対する受験上の特別措置の例」》。また、法科大学院パンフレット、学生募集要項及び法科大学院ウェブサイトにおいて、障害等を理由とした受験上の特別の配慮を希望する者に対して、相談を受け付けている旨を告知し、事前に連絡するよう求めている《資料 7-3-1-2 「平成 25 年度学生募集要項より抜粋」》。

身体に障害のある学生の修学のため、スロープ、エレベータ、専用トイレ等の基本的な設備を、法科大学院関係施設のある各建物に設置しており、さらに、毎年度の特別予算措置等により、必要な施設・設備の整備充足に努めている。また、障害があるなどの理由により修学上の悩みや相談ごとをかかえる学生のため、京都大学障害学生支援室が設けられている《資料 7-3-1-3 「身体に障害のある学生に配慮した施設・設備の例」、資料 7-3-1-4 「身体に障害のある学生のための特別予算措置」》。

身体に障害のある学生に対しては、授業及び定期試験等に際し、当該学生の障害の内容・程度に応じて、特別の配慮を行っている《資料 7-3-1-5 「授業及び定期試験に際しての、身体に障害のある学生への特別措置の例」》。

《資料 7-3-1-1》身体等に障害のある受験者に対する受験上の特別措置の例

1. 車椅子での受験
2. 試験会場への車の乗り入れと駐車許可
3. サインペンの使用と解答用紙の配慮
4. 試験時間の延長 (1.3 倍・1.5 倍)
5. 車椅子用トイレの近辺にある 1 階の試験室での受験
6. 車椅子で使用可能な特製机の使用
7. 試験室入口までの付添者の同伴
8. 拡大問題用紙 (1.2 倍) 及び通常の問題用紙の配布
9. 拡大鏡等の持参使用
10. 別室受験
11. 入口に近い席への配慮
12. 保冷材 (クーラーボックスに保管) の持参使用

《資料 7-3-1-2》平成 25 年度学生募集要項より抜粋

4 障害等がある者の出願

障害等があることを理由として、受験上の特別の配慮を希望する者は、本募集要項末尾掲記の法科大学院掛に照会すること。

《資料7-3-1-3》身体に障害のある学生に配慮した施設・設備の例

- 法科大学院関係施設のある各建物にスロープ、エレベータ、身体障害者用トイレ等を設置している。
- 法科大学院学習室地下書庫内に事務室に通じるインターホンを設置している。
- 教室内に車いすで利用できる特別製の机を配置している。
- 専用休養室（身体障害者用ベッド、車いす用机、冷蔵庫、洗面台、湯沸かし器、エアコン等）を設置している。
- 身体障害者用の駐車スペースを確保している。

《資料7-3-1-4》身体に障害のある学生のための特別予算措置

障害学生学習支援経費として、毎年度、京都大学障害学生支援室長より、謝金・物品の購入希望等についての照会があり、これに対して法学研究科から物品の購入等を要求している。

○これまでの実績

平成16年度： 26,000円 インターホンの設置

平成17年度： 2,085,000円 身体障害者用扉の設置等（法経本館改修工事に伴い、専用休養室を移設するため）

平成22年度： 242,309円 パソコン、ワープロソフト、電子辞典、プリンタ、スタンド

《資料7-3-1-5》授業及び定期試験に際しての、身体に障害のある学生への特別措置の例

（授業関係）

○授業時には車いす用の特別製の机を用意した。また、教室が各建物に分散して配置されていることとの関係上、車いすを使用する学生の教室移動に配慮するため、当該学生が履修登録した科目については、教室の変更等の措置をとったものもある。

○障害によりペンによる筆記が困難なため、黒板に記載された図・表についてカメラによる撮影を許可した。

（定期試験関係）

○身体に障害のある学生につき、筆記速度等の制約があることから、別室で試験を実施した上、試験時間を通常の1.3倍（通常110分のところを140分）とした。また、授業時に使用している車いす用の特別製の机を、試験においても使用した。

○1時間50分の間ペンによる筆記を続けることが困難であり、かつ、症状の悪化を招き、追試験までに治癒する見込みがない旨の診断書が提出された者について、パソコンによる受験の特例措置を認めた。

○障害により長時間にわたる連続的な筆記に困難があるため、別室で試験を実施した上、パソコンを使用した答案作成、試験時間の1.5倍（通常110分のところを165分）延長、試験時間中の服薬を認めた。

○発達障害により「試験時間の延長などの配慮が望ましい」とする医師の診断書が提出された者について、別室での試験を実施した上、試験時間の約1.15倍（通常110分のところを125分）に延長する特別措置を認めた。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院学生は、その大半が法律実務家になることを目指していると思われるが、そのような学生に対して法律実務家としてのキャリアの実際を知る機会を与えることをも一つの目的として、定期的に著名な実務家を招いて講演会を開催している《上記資料 7-1-1-3 参照》。加えて、学生便覧に司法試験や国家公務員採用総合職試験の概要を記載するなど《別添資料 1-1『平成 25 年度 便覧』46～58 頁》、情報を提供している。さらに、研究者を志望する学生のため、学生便覧に法曹養成専攻から法政理論専攻博士後期課程への進学試験要項を記載する《別添資料 1-1『平成 25 年度 便覧』59～61 頁》とともに、法政理論専攻博士後期課程への進学説明会を開催している《資料 7-4-1-1「法科大学院生向け助教及び法政理論専攻博士後期課程進学説明会の概要」》。

そのほか、京都大学における一般的な就職相談機関として、京都大学キャリアサポートセンターが設置されており、就職ガイダンスの企画・実施、就職資料の収集・保存、就職相談等が行われている《資料 7-4-1-2「京都大学キャリアサポートセンターの概要」》。

《資料 7-4-1-1》法科大学院生向け助教及び法政理論専攻博士後期課程進学説明会の概要（平成 21 年度以降）

実施日		説明教員	内容
平成 21 年度	6 月 4 日	洲崎大学院教務主任、山本克己教授、寺田教授、岡村忠教授、笠井教授、中西（康）教授、安田教授、堀江教授、木村准教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度について概括的に説明した上で、各分野の教員より、担当分野の研究、研究テーマの動向等について、説明を行った。
平成 22 年度	6 月 17 日	洲崎大学院教務主任、寺田教授、高山教授、中西康教授、堀江教授、西内准教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度について概括的に説明した上で、各分野の教員より、担当分野の研究、研究テーマの動向等について、説明を行った。
平成 23 年度	6 月 23 日	山本敬三大学院教務主任、高木教授、木南教授、松岡教授、岡村忠生教授、前田教授、塩見教授、横山教授、笠井教授、酒井教授、毛利教授、高山教授、中西康教授、堀江教授、南准教授、山下准教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度（文部科学省の特別経費「法科大学院制度下における実定法学後継者（法科大学院教員）養成のための全国的拠点の形成」により新たに導入された「特定研究学生」制度を含む）について概括的に説明した上で、各分野の教員より、担当分野の研究、研究テーマの動向等について、説明を行った。

平成 24 年度	6月7日	山本敬三大学院教務主任，高木教授，木南教授，北村教授，笠井教授，毛利教授，山田教授，高山教授，堀江教授，佐々木准教授，長野准教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度（文部科学省の特別経費「法科大学院制度下における実定法学後継者（法科大学院教員）養成のための全国的拠点の形成」により新たに導入された「特定研究学生」制度を含む）について概括的に説明した上で，各分野の教員より，担当分野の研究，研究テーマの動向等について，説明を行った。
平成 25 年度	5月30日	塩見教務主任，木南教授，酒巻教授，岡村教授，山本敬三教授，毛利教授，山田教授，高山教授，中西康教授，仲野教授，齊藤教授，佐々木准教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度（文部科学省の特別経費「法科大学院制度下における実定法学後継者（法科大学院教員）養成のための全国的拠点の形成」により新たに導入された「特定研究学生」制度を含む）について概括的に説明した上で，各分野の教員より，担当分野の研究，研究テーマの動向等について，説明を行った。

《資料7-4-1-2》京都大学キャリアサポートセンターの概要（京都大学学生便覧，京都大学ウェブサイト（ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>）>教育>就職情報・キャリア支援）等による）

- 業務内容：学生の就職活動を支援することを目的として，求人票等の就職関連情報・資料を収集し提供するほか，就職ガイダンス，企業ガイダンス，国家公務員各府省業務説明会等を開催する。また，就職相談室を設け，就職や進路に関する相談に対応する。
- 利用時間：平日午前9時～午後5時（吉田キャンパス）
- 施設内容：情報検索用パソコン，複写機，求人情報個別ファイル（求人票，募集要項，企業案内等のファイル），就職関連図書・雑誌（会社四季報等），面接ビデオ・企業セミナービデオ等
- 就職相談室：キャリアサポートセンターのスタッフ，就職情報企業の相談員が対応。月曜から金曜の午後2時～午後5時。1人1回20分程度（予約制）。

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、学生の入学直後、授業開講前の期間に、履修指導の機会を持ち、本法科大学院の教育理念・目標に基づく適切な履修方法等に関して十分に指導・説明するとともに、法情報調査の方法、司法制度の仕組みや判例の読み方等について集中講座を開くなど、学生が課程の履修に専念できるよう懇切丁寧なガイダンスを実施している。

また、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィスアワーの定め、メールアドレスの公開、学生、特に成績不良者との個別面談の機会の設定、意見書・要望書ボックスの設置等の手厚い措置を講じており、学生が学習に困難を感じたときには、個別の教員が相談に乗るのみならず、法曹養成専攻長や教務委員会・担任委員会を中心として組織的にその解決にあたる体制が整備されている。そして、上記「基準5-1-1に係る状況」において述べたように、法曹養成専攻会議や教員懇談会の場において、又は、個々の教員間の伝達により、これらの学生の声が教員の間で共有される仕組みとなっており、学生のニーズを踏まえた教育内容・方法の充実・改善につながっている。特に、法学未修者として入学した者に対する学習支援については、教務委員会、教員懇談会等での検討に基づき、法科大学院教育補助スタッフ、助教等による学習支援体制を整備・拡充してきており、現在では、1年次の基礎科目の授業において、学習した知識の定着をはかるための小テストの出題、採点、解説等を教員と教育補助スタッフとの協力の下に実施している。

このように、学生の声が教員側に届き、教員間でもそのような声に真剣に対応する体制を整えていることから、本法科大学院では、学生が学習の効果を高度に実現するための環境が実現されているといえる。

また、各種奨学金による学生支援やハラスメントについての相談体制も充実しており、障害のある学生が不自由を感じずに学習に専念できるようにする具体的な手当ても講じている。

さらに、実務家による講演会は、普段の授業で接する実務家教員以外の実務家の話を聴き、修了後のキャリア決定のための参考としつつ、学習へのモチベーションを高めるといふ、学生にとって有意義な機会となっている。

以上のように、本法科大学院の学生支援体制は万全であり、学生が課程の学習に専念できるものとなっている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の一専攻（法曹養成専攻）として設置されており、平成25年度における収容定員は480名であるところ（平成23年度から平成25年度までの各年度の入学定員160名の総計）、教育上必要な教員として、平成25年度は、専任教員38名（みなし専任教員5名を含む）、兼任教員17名、兼任教員44名の合計99名を置いている《資料8-1-1-1「平成25年度教員一覧」、別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」参照》。

本法科大学院においては、第2章で述べたとおり、教育目標を実現するために必要となる数多くの科目を開講しているが、「基準8-2-3に係る状況」で詳述するとおり、教育上主要と認められる科目のほとんどが専任教員により担当されている。また、「基準8-3-1に係る状況」で述べるとおり、これらの専任教員の授業負担も適切な範囲にとどまっている。

これらの教員は、いずれも、担当する授業科目に関し高度の教育能力を有しており、本法科大学院には、その種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていると評価できる。

《資料8－1－1－1》平成25年度教員一覧

教員分類	教員氏名	職名
専	笠井 正俊	教授
専	酒井 啓亘	教授
専	酒巻 匡	教授
専	佐久間 毅	教授
専	塩見 淳	教授
専	潮見 佳男	教授
専	洲崎 博史	教授
専	曾我部 真裕	教授
専	高木 光	教授
専	高山 佳奈子	教授
専	服部 高宏	教授
専	堀江 慎司	教授
専	前田 雅弘	教授
専	松岡 久和	教授
専	毛利 透	教授
専	山田 文	教授
専	山本 克己	教授
専	山本 敬三	教授
専・他	伊藤 孝夫	教授
専・他	岡村 忠生	教授
専・他	川濱 昇	教授
専・他	木南 敦	教授
専・他	中西 康	教授
専・他	橋本 佳幸	教授
専・他	濱本 正太郎	教授
専・他	村中 孝史	教授
専・他	横山 美夏	教授
専・他	奈良岡 聰智	准教授
実・専	天野 佳洋	教授
実・専	佐々木 茂美	教授
実・専	西村 朗太	教授
実・専	林 醇	教授
実・専	若原 正樹	教授
実・み	印藤 弘二	特別教授
実・み	加藤 陽	特別教授

教員分類	教員氏名	職名
実・み	高橋 司	特別教授
実・み	豊田 幸宏	特別教授
実・み	森鍵 一	特別教授
兼担	秋月 謙吾	教授
兼担	稲森 公嘉	教授
兼担	大石 眞	教授
兼担	亀本 洋	教授
兼担	北村 雅史	教授
兼担	齊藤 真紀	教授
兼担	寺田 浩明	教授
兼担	土井 真一	教授
兼担	仲野 武志	教授
兼担	船越 資晶	教授
兼担	安田 拓人	教授
兼担	山本 豊	教授
兼担	愛知 靖之	准教授
兼担	原田 大樹	准教授
兼担	増田 史子	准教授
兼担	小畑 史子	人間・環境学研究科教授
兼担	小西 敦	公共政策教育部特別教授
兼任	松本 展幸	特別教授
兼任	秋田 真志	客員教授
兼任	飯島 奈絵	客員教授
兼任	織田 貴昭	客員教授
兼任	鎌田 幸夫	客員教授
兼任	長澤 哲也	客員教授
兼任	森 恵一	客員教授
兼任	有吉 尚哉	非常勤講師
兼任	井奥 圭介	非常勤講師
兼任	池上 哲朗	非常勤講師
兼任	石綿 学	非常勤講師
兼任	伊藤 哲哉	非常勤講師
兼任	犬島 伸能	非常勤講師
兼任	岩佐 嘉彦	非常勤講師
兼任	大場 めぐみ	非常勤講師

教員分類	教員氏名	職名
兼任	勝丸 充啓	非常勤講師
兼任	加藤 進一郎	非常勤講師
兼任	北村 豊	非常勤講師
兼任	久保井 聡明	非常勤講師
兼任	桑山 斉	非常勤講師
兼任	古倉 宗治	非常勤講師
兼任	小林 章博	非常勤講師
兼任	真田 尚美	非常勤講師
兼任	島村 健	非常勤講師
兼任	武井 一浩	非常勤講師
兼任	竹林 竜太郎	非常勤講師
兼任	橘 幸信	非常勤講師
兼任	棚橋 元	非常勤講師
兼任	中務 尚子	非常勤講師
兼任	西出 智幸	非常勤講師
兼任	花水 康	非常勤講師
兼任	平尾 嘉晃	非常勤講師
兼任	平野 恵稔	非常勤講師
兼任	藤川 義人	非常勤講師
兼任	藤本 一郎	非常勤講師
兼任	藤原 総一郎	非常勤講師
兼任	増田 勝久	非常勤講師
兼任	村上 創	非常勤講師
兼任	守矢 健一	非常勤講師
兼任	安田 貴彦	非常勤講師
兼任	幸長 裕美	非常勤講師
兼任	吉田 肇	非常勤講師
兼任	吉村 良一	非常勤講師
兼任	渡辺 徹	非常勤講師

基準 8-1-2：重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

(1) 本法科大学院の専任教員は、その多くが設置申請時又は補正申請時における教員審査において「判定 P 可」の評価を得た者であって、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる。

研究者教員については、その多くが、既に平成 14 年度に大学評価・学位授与機構が実施した法学研究科に対する研究評価において非常に高い評価を得ているとともに、平成 20 年度に同機構が実施した法科大学院認証評価の際の教員評価において、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められている。さらに、多くの研究者教員が平成 16 年度から 19 年度に実施された 21 世紀 COE プログラム「21 世紀型法秩序形成プログラム」や、平成 19 年度から 5 年間の計画で実施された学術創成研究プログラム「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成－自由と共同性の法システム」に参画するなど、わが国における最高水準の研究業績を示している《資料 8-1-2-1「COE 参加教員リスト一覧」、資料 8-1-2-2「学術創成参加教員リスト一覧」参照》。

また、実務家教員についても、各分野で豊かな経験と高度の見識・技能を有することで、高い評価を得ている教員であり、本法科大学院への着任以前に教育経験を有する者が多いことから、高度の実務的技能を教授する能力においても、優れている。

このように、教育・研究・実務の各面において非常に高い水準の業績を有する専任教員により教育が担われている点が、本法科大学院の優れた点であると考えられる。

(2) なお、本法科大学院に必要とされる専任教員数は 32 名であるところ（「基準 8-2-1 に係る状況」(1) 参照）、本法科大学院に配置されている 38 名の専任教員（平成 25 年 4 月 1 日現在）のうち、10 名は、本研究科法政理論専攻修士課程の専任教員数に含まれているが、他の 28 名は本法科大学院に限り専任教員として取り扱われている。また、研究者教員である 28 名が、本研究科法政理論専攻博士後期課程の専任教員数にも含まれている。【解釈指針 8-1-2-1】【解釈指針 8-1-2-2】

《資料 8-1-2-1》「COE 参加教員リスト一覧」

教員氏名	職名	教員氏名	職名	教員氏名	職名
秋月 謙吾	教授	潮見 佳男	教授	真淵 勝	教授
浅田 正彦	教授	新川 敏光	教授	村中 孝史	教授
位田 隆一*	教授	鈴木 基史	教授	毛利 透	教授
伊藤 之雄	教授	高山 佳奈子	教授	森本 滋*	教授
大石 眞	教授	寺田 浩明	教授	山本 克己	教授
岡村 忠生	教授	土井 真一	教授	山本 敬三	教授

小野 紀明	教授	中西 寛	教授	横山 美夏	教授
亀本 洋	教授	服部 高宏	教授	稲森 公嘉**	准教授
川濱 昇	教授	船越 資晶	教授	齊藤 真紀**	准教授
木南 敦	教授	前田 雅弘	教授		
櫻田 嘉章*	教授	待鳥 聡史	教授		

*印の教員は退職済 **印の職名は当時

《資料8－1－2－2》「学術創成参加教員リスト一覧」

教員氏名	職名
川濱 昇	教授
木南 敦	教授
佐久間 毅	教授
新川 敏光	教授
高木 光	教授
高山 佳奈子	教授
土井 真一	教授
服部 高宏	教授
前田 雅弘	教授
村中 孝史	教授
森本 滋*	教授
山本 敬三	教授
齊藤 真紀	准教授**

*印の教員は退職済 **印の職名は当時

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の専攻として設置されていることから、法学研究科専任教員としての採用及び昇任の審査及び決定は人事研究科教授会において審査を行い、また、法曹養成専攻にその専任教員として配置する際には人事法曹養成専攻会議において審査を行う。みなし専任たる法科大学院特別教授及び特別准教授の採用並びに非常勤講師の採用は、人事法曹養成専攻会議において決定する。

以上につき、《別添資料 1 5 「教員の任用に関する手続」》参照。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

（1）本法科大学院の平成25年度における収容定員は480名である（平成23年度から平成25年度までの各年度の入学定員160名の総計）ことから、必要とされる専任教員数は32名であるところ、これを6名上回る38名の専任教員（みなし専任教員5名を含む。）を配置しており（平成25年4月1日現在。以下同じ）、多様な法分野に対応できる充実した教育体制となっている。専任教員38名のうち、10名は、本研究科法政理論専攻修士課程の専任教員数にも含まれているが、他の28名は本法科大学院に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】

（2）また、専任教員38名のうち37名が教授（研究者教員27名、実務家教員5名、みなし専任教員（法科大学院特別教授）5名）であり、必要とされる専任教員数を教授で満たしている。これは、研究、実務及び教育の各面において豊富な経験を有する教員が責任をもって教育にあたっていることを示すものであり、本法科大学院の教員体制の優れた点であると考えられる。【解釈指針8-2-1-2】

（3）さらに、本法科大学院においては、「基準8-2-2に係る状況」で詳述するとおり、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の全分野について、いずれも当該科目を適切に指導できる教授が専任教員として配置されているほか、本法科大学院では基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に鍛錬した上で、先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図ることを教育の基本理念・目標としていることから、基礎法学・隣接科目の教育を軽視することなく、法史学、外国法、政治学の各分野に専任教員を置くとともに、展開・先端科目についても、税法、経済法、労働法、国際公法及び国際私法など、学問分野として確立し基幹的役割を果たす科目を中心に専任教員をバランスよく配置しており、その教育理念・目標に照らして適切な専任教員配置をしていることが、本法科大学院の優れた点であると考えられる。【解釈指針8-2-1-3】

以上につき、《資料8-2-1-1「平成25年度授業科目担当教員一覧」、別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」、別紙様式4「科目別専任教員数一覧」》参照。

《資料8-2-1-1》平成25年度授業科目担当教員一覧

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
法律基本科目	憲法	統治の基本構造	2	大石 眞	教授	兼任
	憲法	人権の基礎理論	2	毛利 透	教授	専
	行政法	行政法の基礎	2	仲野 武志	教授	兼任
	刑法	刑法の基礎1	2	塩見 淳	教授	専
	刑法	刑法の基礎2	2	塩見 淳	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法の基礎	2	酒巻 匡	教授	専
	民法（財産法）	財産法の基礎1	4	佐久間 毅	教授	専
	民法（財産法）	財産法の基礎1	4	山本 敬三	教授	専
	民法（財産法）	財産法の基礎2	4	橋本 佳幸	教授	専・他
	民法（家族法）	家族法の基礎	2	佐久間 毅	教授	専
	商法（会社法・会社法以外）	商法の基礎	4	齊藤 真紀	教授	兼任
	民事訴訟法	民事訴訟法の基礎	2	山本 克己	教授	専
	行政法	公法総合1-①	2	仲野 武志	教授	兼任
	行政法	公法総合1-②	2	仲野 武志	教授	兼任
	行政法	公法総合1-③	2	原田 大樹	准教授	兼任
	公法系	公法総合2-①	2	曾我部 真裕	教授	専
	公法系	公法総合2-①	2	高木 光	教授	専
	公法系	公法総合2-②	2	原田 大樹	准教授	兼任
	公法系	公法総合2-②	2	土井 真一	教授	兼任
	公法系	公法総合2-③	2	仲野 武志	教授	兼任
	公法系	公法総合2-③	2	毛利 透	教授	専
	憲法	公法総合3-①	2	毛利 透	教授	専
	憲法	公法総合3-②	2	曾我部 真裕	教授	専
	憲法	公法総合3-③	2	土井 真一	教授	兼任
	刑法	刑法総合1-①	2	安田 拓人	教授	兼任
	刑法	刑法総合1-②	2	塩見 淳	教授	専
	刑法	刑法総合1-③	2	高山 佳奈子	教授	専
	刑法	刑法総合2-①	2	高山 佳奈子	教授	専
	刑法	刑法総合2-②	2	安田 拓人	教授	兼任
	刑法	刑法総合2-③	2	塩見 淳	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合1-①	2	堀江 慎司	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合1-②	2	堀江 慎司	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合1-③	2	堀江 慎司	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合2-①	2	酒巻 匡	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合2-②	2	酒巻 匡	教授	専
	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合2-③	2	酒巻 匡	教授	専
	民法（財産法）	民法総合1-①	2	山本 敬三	教授	専
	民法（財産法）	民法総合1-②	2	佐久間 毅	教授	専
	民法（財産法）	民法総合1-③	2	佐久間 毅	教授	専
	民法（財産法）	民法総合2-①	2	山本 豊	教授	兼任
	民法（財産法）	民法総合2-②	2	山本 豊	教授	兼任
	民法（財産法）	民法総合2-③	2	潮見 佳男	教授	専
	民法（財産法）	民法総合3-①	2	松岡 久和	教授	専
	民法（財産法）	民法総合3-②	2	橋本 佳幸	教授	専・他
	民法（財産法）	民法総合3-③	2	橋本 佳幸	教授	専・他
	商法（会社法・会社法以外）	商法総合1-①	2	洲崎 博史	教授	専
	商法（会社法・会社法以外）	商法総合1-②	2	前田 雅弘	教授	専
	商法（会社法・会社法以外）	商法総合1-③	2	北村 雅史	教授	兼任
	商法（会社法）	商法総合2-①	2	北村 雅史	教授	兼任

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
	商法（会社法）	商法総合2-②	2	洲崎 博史	教授	専
	商法（会社法）	商法総合2-③	2	前田 雅弘	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-①	2	山本 克己	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-②	2	笠井 正俊	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-③	2	山田 文	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合2-①	2	笠井 正俊	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合2-②	2	山田 文	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合2-③	2	山本 克己	教授	専
法律実務基礎科目（必修）	法律実務	民事法文書作成	2	山本 克己	教授	専
	法律実務	民事法文書作成	2	橋本 佳幸	教授	専・他
	法律実務	民事法文書作成	2	齊藤 真紀	教授	兼担
	法律実務（裁）	刑事訴訟実務の基礎①	2	加藤 陽	特別教授	実・み
	法律実務（検）	刑事訴訟実務の基礎②	2	西村 朗太	教授	実・専
	法律実務（裁）	刑事訴訟実務の基礎③	2	若原 正樹	教授	実・専
	法律実務（裁）	民事訴訟実務の基礎①	2	佐々木 茂美	教授	実・専
	法律実務（裁）	民事訴訟実務の基礎②	2	林 醇	教授	実・専
	法律実務（裁）	民事訴訟実務の基礎③	2	森鍵 一	特別教授	実・み
	法律実務	法曹倫理	2	山田 文	教授	専
	法律実務（弁）	法曹倫理①	2	桑山 斉	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	法曹倫理②	2	高橋 司	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	法曹倫理③	2	印藤 弘二	特別教授	実・み
法律実務基礎科目（選択必修）	法律実務（弁）	弁護士実務の基礎1-①	2	高橋 司	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	弁護士実務の基礎1-②	2	久保井 聡明	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	弁護士実務の基礎1-③	2	村上 創	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	弁護士実務の基礎2-①	2	豊田 幸宏	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	弁護士実務の基礎2-②	2	池上 哲朗	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	弁護士実務の基礎2-③	2	平尾 嘉晃	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	刑事弁護実務演習	2	岩佐 嘉彦	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	刑事弁護実務演習	2	秋田 真志	客員教授	兼任
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習①	2	豊田 幸宏	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習②	2	豊田 幸宏	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習③	2	高橋 司	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習④	2	印藤 弘二	特別教授	実・み
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習⑤	2	西出 智幸	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習⑥	2	大場 めぐみ	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習⑦	2	飯島 奈絵	客員教授	兼任
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習⑧	2	中務 尚子	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習⑨	2	真田 尚美	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	民事弁護実務演習⑩	2	小林 章博	非常勤講師	兼任
	法律実務（検）	検察実務演習①	2	西村 朗太	教授	実・専
	法律実務（検）	検察実務演習②	2	西村 朗太	教授	実・専
	法律実務（裁）	刑事裁判演習①	2	若原 正樹	教授	実・専
	法律実務（裁）	刑事裁判演習②	2	加藤 陽	特別教授	実・み
	法律実務（裁）	民事裁判演習①	2	佐々木 茂美	教授	実・専
	法律実務（裁）	民事裁判演習②	2	林 醇	教授	実・専
	法律実務（裁）	民事裁判演習③	2	森鍵 一	特別教授	実・み
	法律実務（裁）	刑事模擬裁判①	2	若原 正樹	教授	実・専
	法律実務（裁）	刑事模擬裁判②	2	加藤 陽	特別教授	実・み
	法律実務（裁）	民事模擬裁判	2	森鍵 一	特別教授	実・み
	法律実務	エクスターンシップ	2	横山 美夏	教授	専・他

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
	法律実務	エクスターンシップ	2	潮見 佳男	教授	専
	法律実務	エクスターンシップ	2	山田 文	教授	専
	法律実務	エクスターンシップ	2	前田 雅弘	教授	専
	法律実務	エクスターンシップ	2	堀江 慎司	教授	専
基礎法学・隣接科目		法解釈学の歴史と方法	2	亀本 洋	教授	兼任
		法政策分析	2	船越 資晶	教授	兼任
		近代日本の社会変動と法 1	2	伊藤 孝夫	教授	専・他
		近代日本の社会変動と法 2	2	伊藤 孝夫	教授	専・他
		西洋法史	2	守矢 健一	非常勤講師	兼任
		伝統中国の法と裁判	2	寺田 浩明	教授	兼任
		アメリカ法 A	2	木南 敦	教授	専・他
		現代ドイツ法政理論	2	服部 高宏	教授	専
		フランス法	2	横山 美夏	教授	専・他
		E U 法	2	中西 康	教授	専・他
		E U 法	2	濱本 正太郎	教授	専・他
		日本政治外交史	2	奈良岡 聰智	准教授	専・他
		地方自治体における政策形成	2	秋月 謙吾	教授	兼任
		都市・地域計画	2	古倉 宗治	非常勤講師	兼任
展開・先端科目	その他	生命倫理と法	2	服部 高宏	教授	専
	その他	情報法	2	仲野 武志	教授	兼任
	その他	情報法	2	毛利 透	教授	専
	その他	憲法理論と憲法史	2	土井 真一	教授	兼任
	その他	現代立法論	2	橘 幸信	非常勤講師	兼任
	その他	地方自治法制	2	小西 敦	公共政策教育部特別教授	兼任
	その他	現代の行政法制	2	原田 大樹	准教授	兼任
	環境法	環境政策と法	2	島村 健	非常勤講師	兼任
	環境法	環境法	2	吉村 良一	非常勤講師	兼任
	租税法	税法 1	2	岡村 忠生	教授	専・他
	租税法	税法 2	2	岡村 忠生	教授	専・他
	国際関係法	国際法 1	2	酒井 啓亘	教授	専
	国際関係法	国際法 2	2	酒井 啓亘	教授	専
	国際関係法	国際法特講	2	濱本 正太郎	教授	専・他
	その他	経済刑法	2	西村 朗太	教授	実・専
	その他	刑事司法・警察行政	2	安田 貴彦	非常勤講師	兼任
	その他	刑事司法・警察行政	2	勝丸 充啓	非常勤講師	兼任
	その他	消費者法	2	加藤 進一郎	非常勤講師	兼任
	その他	現代契約法	2	山本 豊	教授	兼任
	その他	医療訴訟の現状と課題	2	松本 展幸	特別教授	兼任
	その他	現代商取引法	2	齊藤 真紀	教授	兼任
	その他	保険法	2	洲崎 博史	教授	専
	その他	金融サービス規制法	2	伊藤 哲哉	非常勤講師	兼任
	その他	金融サービス規制法	2	花水 康	非常勤講師	兼任
	その他	企業・金融取引と私法法制	2	犬島 伸能	非常勤講師	兼任
	その他	企業・金融取引と私法法制	2	藤原 総一郎	非常勤講師	兼任
	経済法	経済法 1	2	川濱 昇	教授	専・他
	経済法	経済法 2	2	川濱 昇	教授	専・他
	経済法	競争政策と法	2	川濱 昇	教授	専・他
	知的財産法	知的財産法 1	2	愛知 靖之	准教授	兼任
	知的財産法	知的財産法 2	2	愛知 靖之	准教授	兼任

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
	倒産法	倒産処理法 1	2	笠井 正俊	教授	専
	倒産法	倒産処理法 2	2	山本 克己	教授	専
	その他	民事執行・保全法	2	笠井 正俊	教授	専
	その他	A D R と法	2	山田 文	教授	専
	国際関係法	国際私法 1	2	中西 康	教授	専・他
	国際関係法	国際私法 2	2	中西 康	教授	専・他
	国際関係法	国際民事手続法	2	中西 康	教授	専・他
	国際関係法	国際取引法	2	増田 史子	准教授	兼任
	労働法	労働法 1	2	村中 孝史	教授	専・他
	労働法	労働法 2	2	村中 孝史	教授	専・他
	その他	社会保障法	2	稲森 公嘉	教授	兼任
	その他	労災補償と労働者福祉	2	小畑 史子	人間・環境学研究科教授	兼任
	労働法	労使関係と法	2	鎌田 幸夫	客員教授	兼任
	その他	企業法務 1	2	天野 佳洋	教授	実・専
	その他	企業法務 2	2	織田 貴昭	客員教授	兼任
	その他	ファイナンスの法と理論	2	武井 一浩	非常勤講師	兼任
	その他	ファイナンスの法と理論	2	有吉 尚哉	非常勤講師	兼任
	その他	M&A 法制	2	石綿 学	非常勤講師	兼任
	その他	M&A 法制	2	棚橋 元	非常勤講師	兼任
	その他	信託法	2	天野 佳洋	教授	実・専
	環境法	環境法事例演習	2	井奥 圭介	非常勤講師	兼任
	租税法	税法事例演習	2	北村 豊	非常勤講師	兼任
	その他	債権回収事例演習	2	天野 佳洋	教授	実・専
	その他	会社法事例演習	2	渡辺 徹	非常勤講師	兼任
	知的財産法	知的財産法事例演習①	2	藤川 義人	非常勤講師	兼任
	知的財産法	知的財産法事例演習②	2	平野 恵穂	非常勤講師	兼任
	倒産法	倒産処理法事例演習①	2	森 恵一	客員教授	兼任
	倒産法	倒産処理法事例演習②	2	増田 勝久	非常勤講師	兼任
	倒産法	倒産処理法事例演習③	2	印藤 弘二	特別教授	実・み
	労働法	労働法事例演習①	2	吉田 肇	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法事例演習②	2	幸長 裕美	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法事例演習③	2	竹林 竜太郎	非常勤講師	兼任
	経済法	経済法事例演習	2	長澤 哲也	客員教授	兼任
	その他	渉外契約演習	2	藤本 一郎	非常勤講師	兼任
	その他	行政法理論演習	2	高木 光	教授	専
	その他	刑法理論演習	2	高山 佳奈子	教授	専
	その他	民法理論演習	2	山本 敬三	教授	専
	その他	商法理論演習	2	北村 雅史	教授	兼任
	租税法	税法理論演習	2	岡村 忠生	教授	専・他
	その他	民事訴訟法理論演習	2	山田 文	教授	専
	経済法	経済法理論演習	2	川濱 昇	教授	専・他
	国際関係法	国際私法理論演習	2	中西 康	教授	専・他
	労働法	労働法理論演習	2	村中 孝史	教授	専・他

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2に係る状況）

本法科大学院では、法律基本科目について、憲法 2 名，行政法 1 名，民法 5 名，商法 2 名，民事訴訟法 3 名，刑法 2 名，刑事訴訟法 2 名の専任教員が配置されている。これらの専任教員 17 名のうち 12 名は、設置認可申請時又は補正申請時の教員判定において「判定 P 可」を得ており、また、上記のうち 16 名が、平成 20 年度に大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価の際の教員評価において、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められている。その後も、教員組織調査に係る資料（教員業績調書）及び本研究科の自己点検評価書《別添資料 1 9－2『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第 10 号（2011）』》において示されているように、各分野において最高水準の研究業績を収め、かつ、教育経験を積んでおり、本法科大学院においては、すべての法律基本科目について適切に指導できる専任教員をバランスよく配置している。

また、本法科大学院の入学定員が 160 名であることから、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専任教員が必要とされるが、本法科大学院においては、公法系 3 名，刑事法系 4 名，民法に関する分野 5 名，商法に関する分野 2 名，民事訴訟法に関する分野 3 名の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれている。【解釈指針 8－2－2－1】

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

(1) 各科目における専任教員数については《資料 8-2-3-1》のとおりである。これらのうち、法律基本科目について科目別配置のバランスが適正であることは前記「基準 8-2-2 に係る状況」のとおりである。そして、基礎法学・隣接科目については、法史学、外国法、政治学など主な分野ごとに専任教員を置き、展開・先端科目についても、税法、経済法、労働法、国際公法及び国際私法など、学問分野として確立し基幹的役割を果たす科目について専任教員を配置しており、原理的な思考を重視しつつ、社会の多様な分野で指導的な役割を果たす法曹を育成するという本法科大学院の教育理念・目標に照らして、優れてバランスのよい専任教員の配置となっている。また専任教員の年齢については、60 歳代 4 名、50 歳代 19 名、40 歳代 12 名、30 歳代 3 名と、バランスのとれた構成となっている。

以上のように、本法科大学院では、科目別配置及び年齢構成の上で、専任教員の適正なバランスを図っている《別紙様式 3「教員一覧，教員分類別内訳」，別紙様式 4「科目別専任教員数一覧」参照》。

【解釈指針 8-2-3-1】

(2) 本法科大学院は、基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に鍛錬した上で、先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図ることを教育の基本理念・目標としていることから、法律基本科目及び法律実務基礎科目のうち、すべての法曹にとって必要な技能を養成し及び責任感を涵養する上で特に重要と考えられる科目を、教育上主要と認められる科目とし、これらの科目を基礎科目及び基幹科目に分類した上で、必修科目としている。

必修科目たる基礎科目及び基幹科目は、平成 22 年度には、29 科目・64 クラスが開講されたが、26 科目について専任教員が配置され、52 クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率約 81.3%）。平成 23 年度には、29 科目・63 クラスのうち、27 科目について専任教員が配置され、53 クラスが専任教員により担当されている（専任教員担当比率約 84.1%）。平成 24 年度には、29 科目・63 クラスのうち、26 科目について専任教員が配置され、49 クラスが専任教員により担当されている（専任教員担当比率約 77.8%）。平成 25 年度には、29 科目・63 クラスのうち、26 科目について専任教員が配置され、49 クラスが専任教員により担当されている（専任教員担当比率約 77.8%）。したがって、いずれの年度においても、その必修科目の授業の 7 割以上が、専任教員によって担当され、教育上主要と認められる科目について、原則として専任教員を配置している《別紙様式 1「開設授業科目一覧」》。

より具体的には、

①基礎科目について、平成 22 年度には、11 科目・11 クラスが開講されたが、そのうち 8 科目・8 クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率 72.7%）。平成 23 年度には、11 科目・11 クラスのうち 9 科目・9 クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率 81.8%）。平成 24 年度には、11 科目・11 クラスのうち 8 科目・8 クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率 72.7%）。平成 25 年度には、11 科目・11 クラスのうち 8 科目・8 クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率 72.7%）。

②基幹科目については、平成22年度には、18科目・53クラスが開講されたが、全科目について専任教員が配置され、44クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率約81.1%）。平成23年度には、18科目・52クラスのうち、全科目について専任教員が配置され、44クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率約84.6%）。平成24年度には、18科目・52クラスのうち、全科目について専任教員が配置され、41クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率78.8%）。平成25年度には、18科目・52クラスのうち、17科目について専任教員が配置され、41クラスが専任教員によって担当されている（専任教員担当比率78.8%）。

なお、基幹科目のうち、公法総合2はリレー授業、民法法文書作成は複数教員の共同授業となっているが、いずれも、専任教員が、兼任教員と十分に意思疎通を図りつつ、各科目の内容の決定、運営、成績評価等について責任をもって行っている。

《資料8－2－3－1》平成25年度 科目別年代別専任教員数

		法律基本科目	法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・ 先端科目
教授	60代	0	3	0	1
	50代	10	6	4	8
	40代	6	6	2	9
	30代	1	1	1	0
合計		17	16	7	18

※延べ人数

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

(1) 本法科大学院について基準 8-2-1 が定める専任教員の数は 32 名であるところ、本法科大学院には、その 2 割 (7 名) を超える 10 名の実務家専任教員がいる。すなわち、5 名の専任教員 (教授 5 名) 並びに 5 名のみなし専任教員が、いずれも 10 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者に該当する《別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」参照》。また、これらの実務家専任教員は、長年の実務経験と直接関連する授業科目を担当している《別紙様式 1 「開設授業科目一覧」参照》。【解釈指針 8-2-4-1】

(2) 本法科大学院の場合、必要とされる実務家教員 7 名のうち、少なくとも 2 名は「みなし専任」以外の専任教員でなければならないが、上記のとおり、本法科大学院には「みなし専任」以外の 5 名の専任教員がいる。また、みなし専任教員 5 名は、いずれも、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、法曹養成専攻会議の構成員であるなど (後記「基準 9-1-1 に係る状況」2 参照) 教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。【解釈指針 8-2-4-2】

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

本法科大学院について基準 8－2－4 が定める実務系専任教員の数は7名であるところ、本法科大学院には、10年以上の実務経験を有する専任教員が10名いる（専任教員である教授5名、みなし専任教員5名）。そして、そのうち法曹としての実務の経験を有する者は9名であり、3分の2を超えている《別紙様式3「教員一覧，教員分類別内訳」参照》。

8－3 教員の教育研究環境

基準8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準8－3－1に係る状況）

専任教員及び兼任教員は、そのうち研究者教員が法政理論専攻（博士課程）において原則として8単位分の授業を行っているほか、多くの者が法学部や公共政策大学院においても授業を負担しているが、法学研究科・法学部及び公共政策大学院における負担の総計が原則として18単位を超えることがないように配慮している。

他研究科・学部及び他大学等における授業負担を含む教員の授業負担は、《別紙様式3「教員一覧，教員分類別内訳」》のとおりである。ここに記載されているように、専任教員の平成25年度の授業負担は、38名のうち27名が年間20単位以下であり、これを超える11名についても30単位以下となっている。【解釈指針8－3－1－1】

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2に係る状況）

法学研究科では、特別研究期間の制度を設けており、10年に1度の頻度で、1年間にわたり授業や管理業務の負担を免除して研究に専念することを認めている《別添資料16「特別研究期間に関する規程」》。これまでの実績として、1名が平成19年度に半年間、1名が平成22年度に半年間、特別研究期間を取得した。

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3に係る状況）

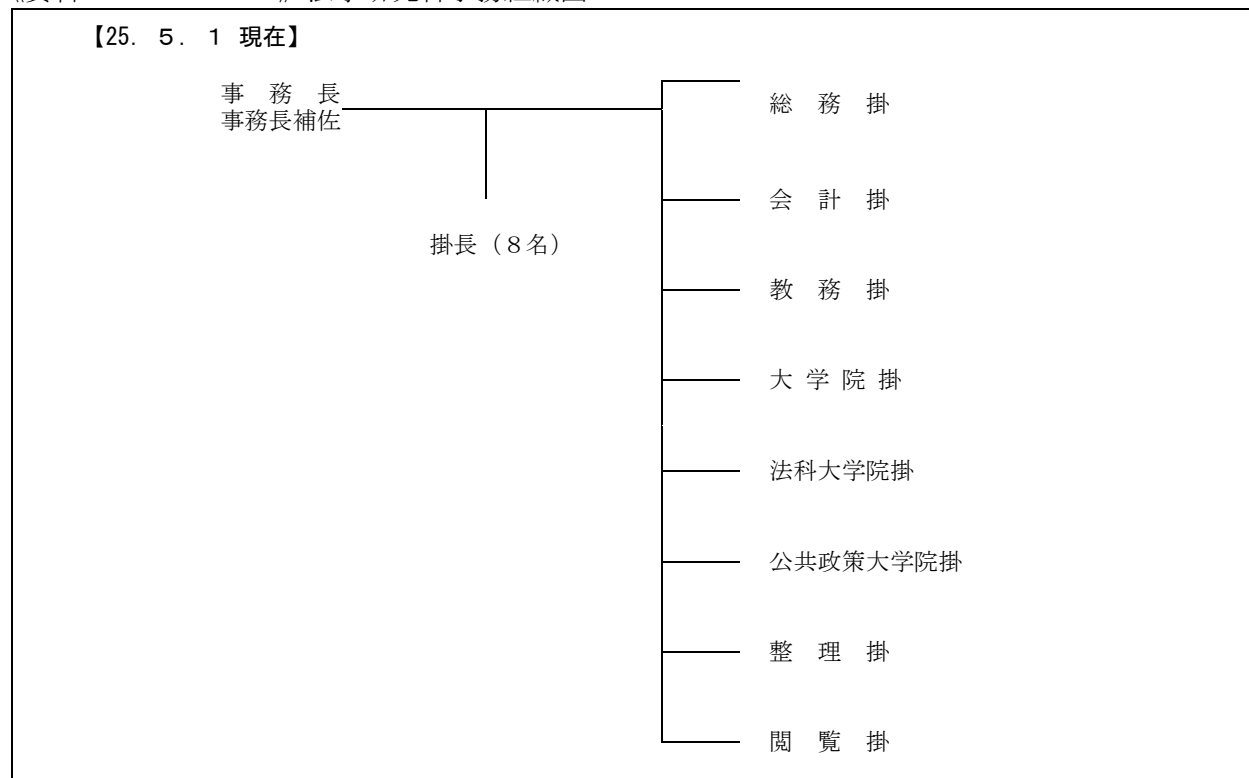
法学研究科における事務組織は、《資料 8－3－3－1》のとおりである。法科大学院の教育については、法科大学院掛の職員（2名）及び時間雇用職員（3名）の5名が、教材の作成、シラバスの作成、試験問題の作成、試験の実施、時間割の作成、エクスターンシップの実施などについて、教員の業務を補助している。また、図書の発注・受入れ、整理、閲覧、貸付は整理掛及び閲覧掛の職員（4名）、時間雇用職員（8名）及び派遣職員（1名）が行っており、それぞれ教員の教育・研究を支えている。

職員は、いずれも国家公務員採用試験又は近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験に合格した者の中から本学に採用されたものであり、法科大学院の教育・研究を支えるのにふさわしい資質・能力・資格と意欲を持った者といえる。また、図書系職員にあつては2名を除き、司書の資格を有している。

時間雇用職員は、法学研究科において、書面審査及び面接審査を通じて、定員内職員の業務を補佐しうるだけの能力があると認めたくて採用している。図書館に配属されている時間雇用職員は、1名を除き、司書の資格を有している。

職員については、大学全体として学内外において様々な研修を行っているほか、法科大学院に関する業務については、法科大学院掛の職員が法曹養成専攻会議及び教員懇談会（FDの会議）に同席するなどしており、必要な情報ないし知識を得ている。また、大学外で開催される研修会への派遣を行うなどして、能力の向上に努めている。

《資料 8－3－3－1》法学研究科事務組織図



2 特長及び課題等

本法科大学院の教員組織は、理論的・実務的に極めて高度の能力を有する多数の教員が、多様な専門的法分野にわたって展開する充実した体制となっている。研究者教員が専攻する法分野は、法律基本科目に該当する分野、基礎法学・隣接科目の分野、先端的・応用的法領域のいずれにもバランスよく及んでおり、各分野において最高水準の研究業績を収め、かつ、豊かな教育経験を有している。また、実務家教員は、いずれも実務家として豊富な経験を有し、高い評価を得ている者ばかりであり、その教育経験も充実している。このような教員組織は、基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に鍛錬した上で、先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図り、社会で指導的な役割を果たす法曹を養成することを教育の基本理念・目標としている本法科大学院において、その理念・目標を実現するために極めて適切なものとなっている。

加えて、必要とされる専任教員数すべてが教授で満たされており、これは、研究、実務及び教育の各面において豊富な経験を有する教員が責任をもって教育にあたっていることを示すものであるが、これと同時に、年齢構成のバランスの良さも実現しており、充実した教育が施されていることが示されている。

また、各教員の授業負担が適度な範囲に抑えられており、特別研究期間の制度とも併せて、各教員が教育においてその能力を十全に発揮できるよう、適切な配慮がされている。

さらに、本法科大学院では、事務組織においても優秀な職員が配置され、日々の充実した教育を支えている。

このように、本法科大学院の教員組織を始めとする教育体制は極めて優れたものとなっている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専攻の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）法科大学院の運営体制の概要

本法科大学院は、法学研究科における一専攻（法曹養成専攻）として設置されている。法学研究科の運営に関する事項は法学研究科教授会で決定するが、法科大学院の運営に関する事項は原則として法曹養成専攻会議において審議し決定する（法学研究科教授会規程《別添資料12-2》第2条第2項）。したがって、①開講科目、配当年次といった教育課程に関わる事項、②クラス編成、授業形式といった教育方法に関する事項、③成績評価に関する事項、④修了認定に関する事項、⑤入学試験の実施方法、合格者の決定といった入学者選抜に関する事項については専攻会議において審議・決定し、研究科教授会において報告する。さらに、⑥専任教員の配置や特別教授・准教授及び非常勤講師の採用など人事に関する事項は、教授（任期を付して任用された教授を除く）のみで構成される会議（人事法曹養成専攻会議）で審議する。このように、本法科大学院では、「法科大学院の運営に関する会議」として法曹養成専攻会議を設置し、同会議において「法科大学院の運営に関する重要事項」を審議する体制が整えられている。【解釈指針9-1-1-1】

また、研究科全体とも関連のある事項については、専攻会議において事前審議し、研究科教授会において最終的に決定することとしているが、その場合でも、研究科教授会は専攻会議の決定を尊重するものとしている（法曹養成専攻案件に関する内規《別添資料12-3》第5条）。たとえば、専攻長の選出、専攻への教員の配置、学生の懲戒などがこれに該当する。なお、課程修了による法務博士の学位の授与は、京都大学学位規程第9条に基づき、専攻会議において事前審議し、研究科教授会で最終決定している。このように、本法科大学院では、法科大学院の運営の独自性を担保するため、法曹養成専攻会議における審議が尊重される体制が整えられている。【解釈指針9-1-1-3】

（2）法曹養成専攻会議

法曹養成専攻会議（京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程《別添資料12-4》第6条）は専任の教授及び准教授（みなし専任たる法科大学院特別教授及び准教授を含む。）のほか、法曹養成専攻を兼担する他専攻の法学系講座の教授及び准教授並びに公共政策連携研究部の法学系教授及び准教授によって構成されている（法曹養成専攻会議規程《別添資料13-1》第2条第1項）。【解釈指針9-1-1-2】

法曹養成専攻会議の開催実績は、《資料9-1-1-1「法曹養成専攻会議の開催期日一覧」》のとおりである。

《資料9-1-1-1》法曹養成専攻会議の開催期日一覧（平成20年以降）

平成20年	1月17日, 2月7日, 3月7日, 3月13日, 4月24日, 5月22日, 6月19日, 7月10日, 9月11日, 10月16日, 10月22日, 11月6日, 11月13日, 12月18日
平成21年	1月15日, 2月5日, 2月19日, 3月9日, 3月26日, 4月23日, 5月21日, 6月11日, 7月9日, 9月10日, 10月1日, 10月22日, 11月5日, 11月12日, 12月17日
平成22年	1月14日, 2月4日, 2月18日, 3月9日, 3月25日, 4月8日（人事専攻会議のみ）, 4月22日, 5月20日, 6月10日, 7月8日, 9月9日, 10月7日, 10月21日, 11月11日, 12月2日, 12月16日
平成23年	1月13日, 1月27日, 2月3日, 2月17日, 3月9日, 3月17日, 4月14日, 4月28日, 5月19日, 6月9日（人事専攻会議のみ）, 7月14日, 9月8日, 10月6日, 10月20日, 11月10日, 12月15日
平成24年	1月12日, 2月2日, 2月16日（人事専攻会議のみ）, 3月8日, 3月22日, 4月26日, 5月7日, 6月14日, 7月12日, 11月1日, 11月8日, 12月20日
平成25年	1月10日, 2月7日, 3月9日, 3月21日, 5月16日

（3）法曹養成専攻長

法曹養成専攻には専攻長（法科大学院長）を置くこととされており（京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程《別添資料12-4》第5条）、人事法曹養成専攻会議における選挙により候補者を選出し、人事研究科教授会において決定する（法曹養成専攻長及び副専攻長に関する申し合わせ《別添資料13-2》第1条第2項、法曹養成専攻長選出手続《別添資料13-3》）。人事研究科教授会での決定に際しては、投票によることなく法曹養成専攻会議の選出した候補者を承認する取扱いをしている。任期は2年であり、専攻長は専攻の業務をつかさどる。専攻長は教授たる法科大学院専任教員から選ぶが、研究科長が専攻長を兼ねることはできないこととしており（同規程第5条）、専攻の独立性に配慮している。現在の専攻長は、酒巻匡教授である。

（4）副専攻長

専攻長を補佐するために副専攻長を置いている（「法曹養成専攻長及び副専攻長に関する申し合わせ」《別添資料13-2》第1条第1項）。副専攻長は専攻長の業務を助け、また、専攻長に事故あるとき又は専攻長が欠けたときは、その職務を代行する。副専攻長の任期は、専攻長のそれに従うこととされている。現在の副専攻長は、洲崎博史教授である。

（5）委員会

専攻には以下の委員会を置いている《資料9-1-1-2》。

各委員会はそれぞれ右に記載のと通りの事項に関して検討を行い、又は業務を行っている。各委員会には主任を置き、議論のとりまとめや、業務の統括を行っている。

平成25年度の主任は、次のとおりである。

制度委員会	（主任：笠井正俊教授）	規程の制定・改廃に関する事項
人事委員会	（主任：専攻長）	教員人事に関する事項
財政検討委員会	（主任：佐久間毅教授）	財政に関する事項

教務委員会	(主任：笠井正俊教授)	教務全般に関する事項
臨床教育実施委員会	(主任：横山美夏教授)	臨床系科目の実施に関する事項
入学者選抜委員会	(主任：前田雅弘教授)	入学者選抜に関する事項
施設・設備・情報委員会	(主任：服部高宏教授)	施設や図書に関する事項
評価・広報委員会	(主任：橋本佳幸教授)	自己点検・評価や広報活動に関する事項
担任委員会	(主任：毛利透教授)	未修学生の学習・生活指導に関する事項
電子データ処理委員会	(主任：岡村忠生教授)	教務事務の電子データ化に関する事項
実務基礎教育・理論教育連携委員会	(主任：教務主任)	実務基礎教育と理論教育の連携に関する事項
修了者の進路動向把握に係る委員会	(主任：評価・広報委員会主任)	修了者の進路に関する事項

《資料9-1-1-2》法曹養成専攻会議の下に置かれている委員会一覧

制度委員会
 人事委員会
 財政検討委員会
 教務委員会
 入学者選抜委員会
 施設・設備・情報委員会
 評価・広報委員会
 (以上につき、平成16年1月8日法曹養成専攻準備会議決定)
 臨床教育実施委員会
 (平成18年3月16日法曹養成専攻会議決定)
 担任委員会
 (平成21年3月9日法曹養成専攻会議決定)
 電子データ処理委員会
 (平成21年4月23日法曹養成専攻会議決定)
 実務基礎教育・理論教育連携委員会
 (平成24年4月26日法曹養成専攻会議決定)
 修了者の進路動向把握に係る委員会
 (平成24年4月26日法曹養成専攻会議決定)

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2に係る状況）

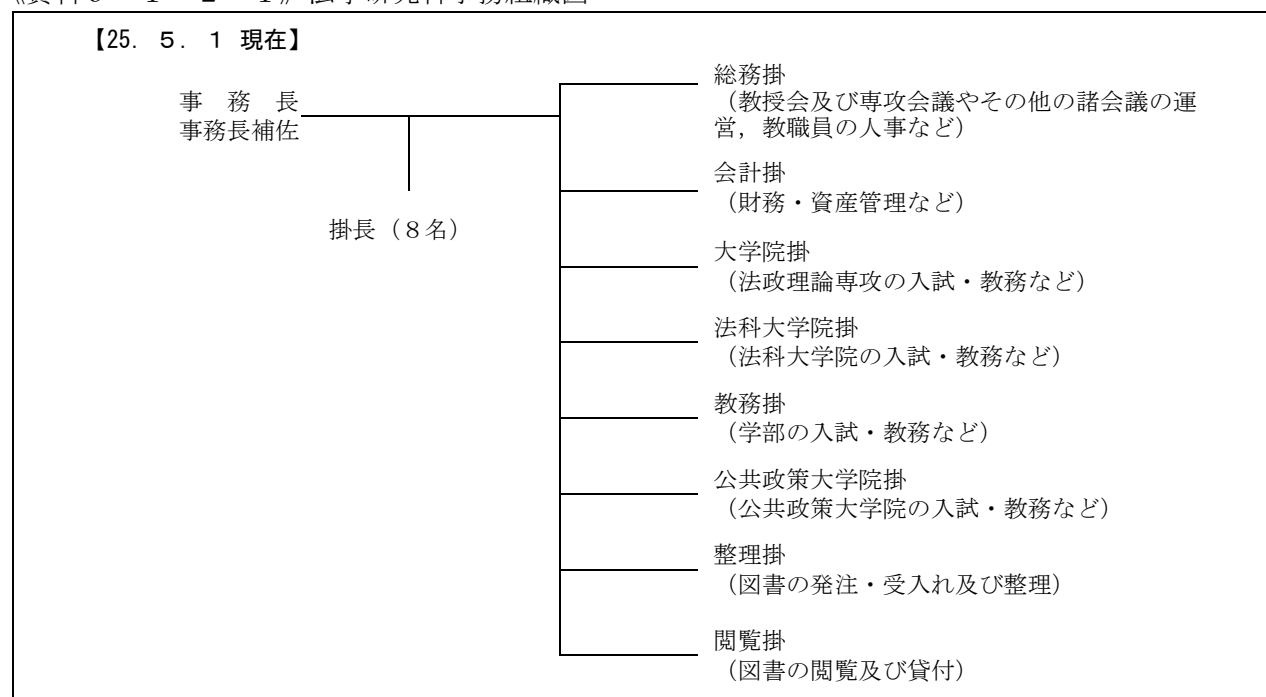
法科大学院の事務は、法学研究科事務部が事務を処理している。法学研究科事務部は、法学研究科事務長が統括し、掛長を置き、それぞれが事務長の命を受けて事務を分掌している《資料 9－1－2－1》。

教授会及び専攻会議やその他の諸会議の運営、教職員の人事などに関しては総務掛（職員 2 名、時間雇用職員 2 名）が、財務・資産管理などに関しては会計掛（職員 3 名、時間雇用職員 2 名及び派遣職員 1 名）が、法科大学院の入試・教務などに関しては法科大学院掛（職員 2 名及び時間雇用職員 3 名）が、法政理論専攻の入試・教務などに関しては大学院掛（職員 2 名及び時間雇用職員 1 名）が、学部の入試・教務などに関しては教務掛（職員 2 名及び時間雇用職員 2 名）が、図書の発注・受入れ及び整理については整理掛（職員 2 名及び時間雇用職員 5 名）が、図書の閲覧及び貸付については閲覧掛（職員 2 名、時間雇用職員 4 名及び派遣職員 1 名）が分掌している。

法科大学院の管理運営も、法学研究科の事務部が上記の業務分担に従って行っている。したがって、専攻会議の開催手続や議事録の作成、教員の人事管理などを総務掛が担当し、法科大学院に関する予算の計画や執行については会計掛が、入試・教務及び学生に関する施設運営については法科大学院掛が担当している。

職員については、国家公務員採用試験又は近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験に合格した者の中から京都大学に採用されたものであり、上記業務を行うのにふさわしい資質・能力・資格と意欲をもった者といえる。

《資料 9－1－2－1》法学研究科事務組織図



基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準 9－1－3 に係る状況）

本法科大学院は法学研究科の一専攻として設置されているので、大学本部からは、研究科全体として運営費交付金の配分を受ける。その配分にあたっては、教員数及び学生定員数が基礎となっているが、そこには法科大学院の学生収容定員数及び専任教員数に係る教育・研究経費が積算されている。配分された運営費交付金は、学部や他専攻と共通する経費に関しては研究科全体として経理し、教務や入学者選抜など、法科大学院が独自に使用する経費に関しては、法曹養成専攻財政検討委員会において協議して特別な予算（法科大学院経費）を組んでいる。平成 24 年度の法科大学院経費は約 1,838 万円であり、学生便覧・教材等の印刷費、入学試験事務費、非常勤職員の賃金などに支出した（《別添資料 17 「平成 24 年度予算・決算及び平成 25 年度予算」》）。

京都大学では、専任教員の人件費に関しては物件費とは区別して管理しており、大学本部が法学研究科に配当した教員ポストの数の範囲内において、法学研究科は《別紙様式 3 「教員一覧，教員分類別内訳」》に記載された教員を法科大学院に配置している。これら専任教員の人件費はすべて大学本部で一括して管理している。なお、法科大学院の設置に伴い、京都大学は教授 8 名分の給与に相当する運営交付金の増額を受けたため、法学研究科はその範囲内において実務家の専任教員を任用するとともに、みなし専任たる特別教授・准教授を任用している。

法科大学院の財政に関しては、法曹養成専攻の財政検討委員会において検討し、その結果に基づいて専攻会議で審議しているが、必要となる財源の確保については、研究科を通じて大学の事務本部（財務部）と協議し、大学内部で措置できない場合には概算要求することとなる。法科大学院と財務部との間で定期的な協議の場があるわけではないが、問題が生じる都度、協議することとなる。

また、専攻長は評議員として、全学の教育研究評議会における発言の機会を有しており（《別添資料 12－5 「評議員に関する申し合わせ」》）、同会議において全学的な理解を得る努力を行うことができる。

このように、本法科大学院では、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設け、法科大学院の運営に必要な経費を負担している。【解釈指針 9－1－3－1】

2 特長及び課題等

本法科大学院の管理運営体制は、法学研究科から独立性を有する法曹養成専攻会議，専攻長，副専攻長，各委員会という組織で成り立っており，法科大学院を管理運営するための適切な体制が整えられている。法曹養成専攻会議は，夏期を除いてほぼ毎月1回行われており，専任教員（みなし専任教員を含む）及び兼任教員が管理運営に責任を持つための実質的な場が確保されている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 法科大学院専用の教育施設として、以下のものが用意されており、本法科大学院で提供される授業を支障なく、効果的に実施することができる体制が整備されている《別添資料18-1「法学研究科主要施設」、別添資料18-2「法学研究科建物見取り図」参照》。【解釈指針10-1-1-1】

なお、以下において、教室・演習室名の「法経」とは法経本館に、「北館」とは法経北館に、「法科」とは法科大学院棟（総合研究2号館）に、教室・演習室が所在していることを意味している。一部の教室・演習室には身体障害者専用席を設けており、また、各建物の入口にスロープを設けるなどして、車椅子を使用する学生にも対応できる体制を整えている。

① 教室

教室として、次の6室が用意されている。教室は、法科第三教室を除いて、すべてマルチメディア対応となっている。

法経第九教室	159 m ²	定員	85名（うち身体障害者専用席1）
法経第十教室	165 m ²	定員	84名
法経第十一教室	120 m ²	定員	72名
法科第一教室	168 m ²	定員	105名（うち身体障害者専用席1）
法科第二教室	168 m ²	定員	108名
法科第三教室	84 m ²	定員	68名（うち身体障害者専用席1）

以上のうち前3者が主としてクラス授業に、後3者が主としてそれ以外の授業のうち受講登録者が中程度から多数のものに当てられている（受講登録者が少数の授業は演習室で実施している）。

このようにクラス授業を3クラス平行して実施することが可能な施設が整えられている。1学年の定員が160名であるから、同一の必修科目を同じ時間帯に実施する場合でも、50名強のクラスによる双方向形式の授業が可能な設備が用意されていることになる。

他方、法科第一教室・第二教室・第三教室と演習室を受講登録者数に応じて使い分けることにより、柔軟に授業を実施する体制が整えられている。一部の授業については、法学部等の教室を借用して実施しているものがある。このように他学部等の教室を利用している授業は、第3年次配当の必修科目である民事法文書作成のほか、平成23年度においては前期8科目（信託法、現代商取引法、倒産処理法1、現代ドイツ法政理論、M&A法制、民事訴訟実務の基礎①、労働法1、法の経済分析）、後期5科目（経済刑法、倒産処理法2、近代日本の社会変動と法1、生命倫理と法、企業法務2）、平成24

年度においては前期7科目（信託法，倒産処理法1，現代ドイツ法政理論，M&A法制，民事訴訟実務の基礎①，労働法1，企業法務1），後期6科目（現代商取引法，倒産処理法2，民事執行・保全法，近代日本の社会変動と法1，生命倫理と法，企業法務2）であり，平成25年度においては前期7科目（信託法，倒産処理法1，M&A法制，民事訴訟実務の基礎①，労働法1，企業法務1，現代ドイツ法政理論），後期5科目（予定。現代商取引法，民事執行・保全法，近代日本の社会変動と法1，企業法務2，労働法2）である。

② 演習室

演習室として，次の6室が用意されている。

法科第1演習室	86 m ²	定員 36名
法科第3演習室	56 m ²	定員 26名（うち身体障害者専用席1）
法科第4演習室	55 m ²	定員 26名（うち身体障害者専用席1）
法科第5演習室	56 m ²	定員 26名（うち身体障害者専用席1）
法科第6演習室	28 m ²	定員 12名
法科第7演習室	28 m ²	定員 12名

以上の6つの演習室によって，演習形式の授業と受講登録者が少数である講義形式の授業のすべてをまかなう体制ができている。

なお，平成19年度以降，全学的な面積再配分の結果，これらの演習室の一部が，法学部と法学研究科法政理論専攻の授業のためにも利用されている。具体的には，平成23年度には，法学部が後期1科目，法政理論専攻が通年4科目，前期・後期各6科目で使用した。平成24年度には，法政理論専攻が通年12科目，前期5科目，後期7科目で使用した。平成25年度には，法政理論専攻が通年11科目，前期8科目，後期5科目（予定）で使用する。法政理論専攻の使用数が多めであるが，これは，同専攻において従来の通年4単位授業から前期・後期各2単位授業への移行が進んだことによる。もっとも，演習室使用の優先権はあくまでも法科大学院にあり，また，上記科目には法科大学院との共通科目も含まれており，以上の利用は，法科大学院の授業に差し支えない範囲のものとなっている。

③ 実習室

実習室として，次が用意されている。

模擬法廷	85 m ²	裁判官・当事者席 11，傍聴席 36
------	-------------------	--------------------

（2）設備及び機器の整備状況については以下の通りである《資料10-1-1-1「講義室等設備機器一覧」》。

まず，情報検索のハード面において，教員研究室，特別教授共同研究室及び法学研究科事務室には，学内LANが敷設され，かつ，それに接続したパーソナル・コンピュータ（PC）が設置されており，教員及び事務職員はそれを用いてインターネットを経由した情報検索をすることができる。また，学習室内には学内LANに接続された学生用のPCが，5台設置され，学生はそれにログインすることによって，インターネットを通じた情報検索をすることができる。更に，学習室・自習室に無線LANが敷設されており，教員・学生は無線LANに対応したノート型PCを持ち込むことによって，デスクを離れることなく，インターネットを通じた情報検索をすることができる（ノート型PCを利用するための電気コンセントが各デスクに設置されている）。情報検索室には，学内LANにアクセスで

きる情報コンセント10口が設置されている。

つぎに、コンテンツの面では、教員（みなし専任教員・非常勤講師を含む）と学生の全員に、ウエストロー・ジャパン株式会社が提供する法情報総合オンラインサービスのユーザーIDを無償で提供している《資料10-1-1-2「電子リソース利用規程」》。それ以外に、専任教員については、第一法規株式会社が提供する法情報総合データベースと、株式会社LICが提供する法律雑誌検索・閲覧システム（主要法律雑誌DVD）を、教員研究室のPCを通じてオンラインで利用できる環境が整備されている。

また、前記（1）で述べたように、法科第一教室・法科第二教室・法経第九教室・法経第十教室・法経第十一教室は、マルチメディア対応となっており（具体的には、PC、ビデオ再生装置、DVD再生装置、書画カメラ、プロジェクターとスクリーンが各室に設置されているほか、前2者には、プラズマディスプレイが設置されている）、様々なメディアを利用した授業が可能となっている。

以上のように、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。【解釈指針10-1-1-1】

《資料10-1-1-1》京都大学法科大学院 講義室等設備機器一覧

講義室			
講義室名	設置場所	設備名称	構成内訳
法科第一教室	法科大学院棟 2階	マルチメディアAVシステム一式 (法科第二教室連携システム)	操作卓・操作作用制御パソコン・DVDプレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン・プラズマディスプレイ2台
		黒板投影カメラシステム一式	CCTVカメラ(マルチメディアAVシステムと連携)
法科第二教室	法科大学院棟 3階	マルチメディアAVシステム一式 (法科第一教室連携システム)	操作卓・操作作用制御パソコン・DVDプレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン・プラズマディスプレイ2台
法経第九教室	法経本館 2階	マルチメディアAVシステム一式	操作卓・操作作用制御パソコン・DVDプレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン3台
法経第十教室	法経本館 2階	マルチメディアAVシステム一式	操作卓・操作作用制御パソコン・DVDプレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン3台
法経第十一教室	法経本館 1階	マルチメディアAVシステム一式 (ネットワーク対応型)	操作卓・操作作用制御パソコン・DVDプレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン1・電動カーテン・学生用LAN
模擬法廷室	法科大学院棟 2階	模擬法廷一式(単独・合議式対応型)	模擬法廷・音響システム・移動式撮影カメラ
専用学生学習自習室			
講義室名	設置場所	設備名称	構成内訳

(法科大学院生 専用) 学習室	法科大学院棟 1階	Web版法情報検索システム(判例 検索システム)	ネットワークパソコン
		法情報検索システム(主要法律 雑誌検索システム)	外付けハードディスク
		専用基本図書設備(法科大学院 生専用図書室)	判例集等基本図書・法律図書・法律雑誌

《資料10-1-1-2》電子リソース利用規程

第1条 (利用者の義務)

1. 法曹養成専攻の学生は、Westlaw Japan Academic Suite のサービス(以下「サービス」という。)に関して、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 本学より貸与されたユーザーID及びパスワード(以下「自己のID及びパスワード」という。)を他人に譲渡若しくは貸与すること、又はその他の方法でサービスを他人のために自ら使用すること若しくは他人に使用させること
 - (2) 非商業目的の法学教育又は学術研究以外の目的でサービスを使用すること
 - (3) サービスの使用により入手したコンテンツにつき、法学教育目的又は学術研究のための個人的な使用目的以外の目的で、複製その他の利用を行うこと
 - (4) サービスの使用により入手したコンテンツを他人に提供し、出版物等に転載し、又は当該コンテンツの複製物を他人に貸与若しくは譲渡すること
 - (5) サービスを使用して、不正アクセス行為、ハッキング若しくはクラッキング行為、若しくはコンテンツの不正ダウンロード行為(本サービスの使用目的に照らして明らかに異常と認められる分量又は頻度のコンテンツのダウンロード等をいう。)をすること又は他人にさせること
 - (6) その他 Westlaw Japan Academic Suite 利用規約においてユーザーが禁じられている行為
2. 法曹養成専攻の学生は、自己のID及びパスワードを他人に盗まれたこと又は自己のID及びパスワードを用いて他人がサービスを使用したことを知ったときは、法曹養成専攻長に速やかに届け出なければならない。

第2条 (違反に対する制裁)

法曹養成専攻の学生が前条第1項各号に該当する行為をしたとき又は同条第2項に定める届出を怠ったときは、法曹養成専攻長は、その学生に対するIDの貸与を取り消すことができる。

(出典：大学院法学研究科規程集)

(3) 学生の自習スペースとしては、次のものが用意されている《資料10-1-1-3「法曹養成専攻学習室利用規程」、資料10-1-1-4「法曹養成専攻自習室利用規程」》。

学習室	635 m ²	定員 340 名
自習室(北)	167 m ²	定員 115 名
自習室(南)	58 m ²	定員 31 名

この3室に実質的な学生定員355名を超える総計486席のキャレル・デスクが用意されており、十分な自習スペースが確保できている。

学習室・自習室の開室時間は、原則として、午前9時～午後11時45分であり、土曜日、日曜日及び国民の祝日、並びに授業休止期間中の平日のうち一部の日は、午前9時～午後10時である。このように、利用時間も十分に確保されている。

学習室(法科大学院棟1階)は地階にある開架資料室と学習室内に設置された階段を通じてシームレスに接続しており、学生は資料室に配架された書籍・雑誌・判例集を学習室内で自由に閲覧することができる(図書については、後記(4)参照)。また、学習室・開架資料室内には、コピー機が複

数台設置されており、学生は必要な資料を室外に持ち出すことなく複写をとることもできる。これに対して、自習室2室（法科大学院棟2階）は開架資料室とは接続されていないが、学習室と近接しているため、開架資料室の利用に不便はない。資料を頻繁に必要とするかどうかによって、使い分けが行われている。

以上のように、自習室については、学生にとって十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。また、その配置・使用方法等において、学生が資料室に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能としている。

【解釈指針10-1-1-2】

このほか、法科大学院棟地階に、学生用ロッカールームを設け、学生各人に1つのロッカーを与えている。

また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室（定員10～20名前後）が12室設置されており、学生は自主的な勉強会などのためにこれを利用できる。多目的室は全学共同利用施設であるが、その管理主体は法学研究科であり、《資料10-1-1-5「法学研究科の管理に係る多目的室利用規程」》に基づいて、その貸出しを行っている。このため、多目的室は、主として法科大学院の学生の自主的な勉強会などに利用されている。

《資料10-1-1-3》法曹養成専攻学習室利用規程

第1条（管理）

法曹養成専攻学習室（以下「学習室」という。）は、大学院法学研究科が管理する。

大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委员会主任（以下「施設主任」という。）に、学習室の管理の実施を委ねる。

第2条（入室・利用）

学習室に入室できる者は、法学研究科の教員及び法曹養成専攻の学生とする。

法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の日からその後の最初の5月末日までの間、法曹養成専攻の学生とみなす。

法曹養成専攻の学生は、学習室を学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（図書）

学習室を利用する法曹養成専攻の学生（以下「利用者」という。）は、学習室に備え置かれた図書（以下「図書」という。）を閲覧することができる。

利用者は、学習室外に図書を帯出してはならない。

利用者は、学習に必要な範囲内で、学習室に設置された複写機を用いて、図書を複写することができる。ただし、複写に係る著作権については、利用者が一切の責任を負う。

第4条（コンピュータ）

利用者は、学習室に設置されたパーソナル・コンピュータを利用できるほか、学習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。

パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第5条（休室）

学習室の休室日は次のとおりとする。

1. 12月28日より翌年1月5日まで
2. その他、施設主任が指定する日

第6条（開室時間）

学習室は午前9時に開き午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律で定める休日を含む）、並びに授業休止期間中の平日のうち施設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第7条（図書の紛失等）

図書を汚損、破損等した者は、ただちにその旨を図書主任に届け出なければならない。

図書主任は、図書を汚損、破損等した者に対して、代本の提供その他の適当な措置を求めることができる。

第8条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程に違反した利用者に対して、学習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料10-1-1-4》法曹養成専攻自習室利用規程

第1条（管理）

法曹養成専攻自習室（以下「自習室」という。）は、大学院法学研究科が管理する。

大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委员会主任（以下「施設主任」という。）に、自習室の管理の実施を委ねる。

第2条（入室・利用）

自習室に入室できる者は、法曹養成専攻の学生とする。

法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の日からその後の最初の5月末日までの間、法曹養成専攻の学生とみなす。

自習室は、学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（コンピュータ）

自習室を利用する法曹養成専攻の学生は、自習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。

パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第4条（休室）

自習室の休室日は次のとおりとする。

1. 12月28日より翌年1月5日まで
2. その他、施設主任が指定する日

第5条（開室時間）

自習室は午前9時に開き、午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律で定める休日を含む）、並びに授業休止期間中の平日のうち施設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第6条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程に違反した法曹養成専攻の学生に対して、自習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料10-1-1-5》法学研究科の管理に係る多目的室利用規程

第1条（目的）

この規程は、法学研究科の管理に係る総合研究2号館の多目的室（以下「多目的室」という。）の利用等について定める。

第2条（管理）

法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委员会主任（以下「施設主任」という。）に、多目的室の管理の実施を委ねる。

第3条（利用資格・利用目的）

- 1 京都大学の学生及び教員は、多目的室を利用することができる。
- 2 京都大学の学生は、多目的室を学習以外の目的で利用してはならない。

第4条（利用の申請・許可）

- 1 多目的室の利用を希望する者は、施設主任に利用の申請を行い、許可を得なければならない。
- 2 多目的室の利用を希望する者が複数ある場合には、原則として、申請順により許可する。
- 3 利用申請の受付は、法学研究科法科大学院掛で行う。

第5条（利用ができる日時）

多目的室は、次の日を除いて、午前9時から午後5時まで、利用することができる。

- (1) 12月28日より翌年1月5日まで
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律で定める休日を含む。）
- (3) その他、施設主任が指定する日

第 6 条 (利用者の義務)

- 1 多目的室を利用する者（以下「利用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって利用しなければならず、利用終了後は多目的室を原状に復さなければならない。
- 2 利用者は、多目的室内で飲食及び喫煙してはならない。
- 3 利用者は、多目的室の利用前及び利用後に、法学研究科法科大学院掛に連絡しなければならない。
- 4 利用者が本規程に違反するなど不適切な利用を行っていると思われる場合には、施設主任は、利用の許可を取り消し、又は将来の利用を禁止することができる。

(出典：大学院法学研究科規程集)

(4) 法科大学院の教員・学生が利用できる学内の図書施設の状況は、次の通りである。

①図書施設とその蔵書 法科大学院の教員・学生が利用できる学内の図書施設として、開架資料室、法学部図書室、京都大学附属図書館がある。

まず、上記(3)で述べたように、学習室には開架資料室が付設されている。この開架資料室には、公式判例集がすべて配架されているほか、日本の法律・判例雑誌の主要なものがバックナンバーを含めて揃えられている《別添資料 8-1「資料室判例集雑誌一覧」》。また、現行法の学習に必要な日本の法律基本図書も配架されている《別添資料 8-2「資料室図書一覧」》。開架資料室の蔵書は、教員・学生が学習室内で自由に閲覧できる。ただし、貸出しは一切行っていない《上記資料 10-1-1-3「法曹養成専攻学習室利用規程」参照》。

次に、法学部図書室があり、外国文献を含む膨大な数の法律専門図書・雑誌が所蔵されている。開架資料室にはない専門図書・専門雑誌は、法学部図書室で閲覧することができる。また、教員・学生は、法学部図書室の図書の貸出しを受けることもできる《別添資料 8-3「京都大学法学部図書室利用案内」》。

法学部図書室には、膨大な数の内外の公式判例集、主要な法律・判例雑誌と法律専門図書が揃えられている（蔵書数は、和書約 30 万 8 千冊、洋書約 39 万 6 千冊の合計約 70 万 4 千冊である。なお、製本された雑誌を 1 冊と数えている）。

教員の研究のためには、主として法学部図書室の蔵書が用いられているが、質量ともにほぼ必要十分な蔵書が備えられている。学生の学習のためには、基本的な図書・資料は開架資料室の蔵書で十分満たすことができるが、より突っ込んだ学習を希望する学生は、法学部図書室の蔵書を利用することによって、その必要を満たすことができる。開架資料室と法学部図書室を併用することにより、学生は、図書資料の利用の面では、日本でも有数の恵まれた環境に置かれている。

法学部図書室の蔵書のうち開架コーナーに配架された図書・雑誌・判例集は、教員・学生が開架コーナー内で自由に閲覧できるほか、当日限りの一時貸しを受けることもできる。また、それ以外の図書・雑誌・判例集を配架している書庫内にも、教員及び学生は入室でき、かつ、図書の貸出しを受けることができる。教員と学生が借り出すことができる図書の冊数と貸出期間は次のとおりである（法学部図書規程《資料 10-1-1-6》第 9 条）。

専任教員	300 冊以内	2 年以内
非常勤講師（みなし専任を含む）	30 冊以内	1 年以内
学生	20 冊以内	2 週間以内

教員と学生は、書庫内の雑誌・判例集についても、当日限りの一時貸しを受けることができる。

開架資料室、法学部図書館のほかに、京都大学附属図書館があり、相当数の法律専門図書・雑誌を所蔵している。教員・学生は、附属図書館の蔵書を閲覧し、また、その貸出しを受けることができる。

②図書施設の管理及び維持 学習室付設の開架資料室の管理・運営は、法科大学院の専任教員数名からなる法曹養成専攻施設・設備・情報委員会が担当しており、また、蔵書の選書については、同委員会主任である専任教員1名が各専攻分野の希望を集約する形でその任に当たっている。

法学部図書室の管理・運営は、法学研究科の専任教員数名からなる法学研究科図書委員会が担当しており、また、蔵書の選書については、同委員会が各専攻分野の希望を集約する形でその任に当たっている。

開架資料室と法学部図書室のいずれにおいても、以上のような体制の下、継続的に蔵書の充実に努めている。

③ 図書施設の設備及び機器 法学部図書室の蔵書を含む京都大学全体の蔵書は、附属図書館が提供する京都大学蔵書検索システム（KULINE）によってオンライン検索が可能である。教員・学生は、前記（2）で述べた方法で学内から、あるいは、各人が適宜用意した方法で学外から、インターネットに接続することによって、KULINEを利用することができる。また、法学部図書室にはKULINEによる検索専用のPCが数台設置されている。

開架資料室と法学部図書室、学習室のいずれにおいても、複写機が複数設置されており、教員と学生が資料の複写をとることができる。

以上のように、図書施設には、本法科大学院の規模に応じた、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されている。【解釈指針10-1-1-3】

《資料10-1-1-6》法学部図書規程

第1章 通 則

第1条 （図書の管理）

法学部所属の図書は法学部において管理する。

第2条 （図書の分類）

法学部において管理する図書は次の6種に分け、図書主任がこれを指定する。

1. 一般図書 2. 専用図書 3. 貴重図書 4. 特別図書 5. 基本図書
6. 法科大学院図書

第3条 （一般図書等）

一般図書、貴重図書及び特別図書は法学部図書室の書庫において保管する。

第4条 （専用図書）

専用図書は各教員研究室において保管する。

専用図書は当該教員の申出により一般図書に編入することができる。

第5条 （基本図書）

基本図書は法学部閲覧室において保管する。

第5条の2 （法科大学院図書）

法科大学院図書は法学研究科法曹養成専攻学習室において保管する。

法科大学院図書の利用については別に定める。

第6条 （図書の利用資格）

法学部所属の図書は、この規程の定めるところにより何人も利用することができる。

法学部所属の図書の利用資格区分は次のとおりとする。

1. 大学院法学研究科の教授、准教授、専任講師及び非常勤講師、法学部非常勤講師並びに法科大学院特別教授・准教授
2. 大学院法学研究科の助教、研究員、学生、研修員、研究生、科目等履修生、聴講生及び京都大学通則第44条により本研究科において研究指導を受けることを許可された者
3. 大学院法学研究科・法学部の元教授・助教授・准教授

4. 大学院法学研究科の招へい外国人学者、招へい外国人共同研究者及び附属法政実務交流センター協力研究員
5. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生
6. 大学院法学研究科以外の本学教員（助手を除く）
7. 大学院法学研究科以外の本学大学院学生
8. 法学部以外の本学学部学生
9. 本学職員及び本学助手
10. 学外者で、所属機関の長の依頼状を提出し図書主任の許可を得た者、その他特に図書主任の許可を得た者
11. 第1号から第10号に該当しない者

第7条 （図書室の休室）

図書室の休室日は次のとおりとする。

1. 日曜日、国民の祝日及び本学創立記念日
2. 毎月1日の午前中及び15日（1日及び15日が土曜日、日曜日の場合にはその直後の月曜日、祝日の場合にはその翌日）
3. 学部入学試験期間
4. 1月1日より1月5日まで、3月31日より4月3日まで及び12月27日から12月31日まで
5. その他図書主任の指定する日

第8条 （図書室の開閉時刻）

図書室は午前9時に開き午後8時に閉じる。ただし、土曜日は午後5時に閉じる。

第2章 図書の貸出

第9条 （大学院法学研究科・法学部関係者の借受冊数・期間）

大学院法学研究科・法学部関係者が借り受けることができる一般図書（雑誌類を除く）及び特別図書の合計冊数及び借受期間は次のとおりとする。

- | | | |
|--|--------|-------|
| 1. 教授、准教授及び専任講師 | 300冊以内 | 2年以内 |
| 2. 非常勤講師及び法科大学院特別教授・准教授 | 30冊以内 | 1年以内 |
| 3. 助教、研究員、法学研究科学生（法曹養成専攻を除く）及び京都大学通則第44条により本研究科において研究指導を受けることを許可された者 | 100冊以内 | 1年以内 |
| 3の2. 法学研究科学生（法曹養成専攻） | 20冊以内 | 2週間以内 |
| 4. 研修員 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 5. 研究生 | 30冊以内 | 6月以内 |
| 6. 法学研究科の科目等履修生及び聴講生 | 10冊以内 | 3月以内 |
| 7. 元教授・助教授・准教授 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 8. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生 | 5冊以内 | 1週間以内 |
| 9. 招へい外国人学者及び招へい外国人共同研究者 | 20冊以内 | 6月以内 |
| 10. 附属法政実務交流センター協力研究員 | 30冊以内 | 6月以内 |
| 11. 職員及び助手 | 10冊以内 | 1月以内 |

第10条 （本学関係者の借受冊数・期間）

前条に掲げる者以外の本学関係者が借り受けることができる一般図書（雑誌類を除く）及び特別図書の合計冊数及び借受期間は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-------|
| 1. 大学院公共政策連携研究部及び大学院経済学研究科の教員（助手を除く） | 50冊以内 | 6月以内 |
| 2. 大学院公共政策研究部及び大学院経済学研究科の学生 | 30冊以内 | 3月以内 |
| 3. 第1号に掲げる者以外の本学教員（助手を除く） | 30冊以内 | 6月以内 |
| 4. 第2号に掲げる者以外の本学大学院学生 | 5冊以内 | 1月以内 |
| 5. 本学学部学生 | 3冊以内 | 1週間以内 |
| 6. 本学職員及び本学助手 | 5冊以内 | 1月以内 |

第11条 （学外者の借受冊数・期間）

第6条第2項第10号に掲げる者が借り受けることができる一般図書（雑誌類を除く）及び特別図書の合計冊数は3冊以内とし、その借受期間は1月以内とする。

第12条 (借受中図書の一時的利用)

第6条第2項第1号から第4号に掲げる者は、他人の借受期間中の図書(専用図書を除く)について、借受者に支障のないかぎり所定の手続を経て当日に限り一時的利用することができる。

第13条 (返却請求等)

図書主任は、必要のある場合、借受期間中の図書の返却を求めまたは点検をすることができる。

第14条 (身分の喪失等)

第9条及び第10条に掲げる者が借受期間中にその身分を失いまたは1年以上の休職もしくは出張をする場合には、その2週間前までに借り受けた図書を返却しなければならない。

専用図書については、借受者がその身分を失う場合にのみ前項の規定を適用する。

第15条 (雑誌類の一時的貸出)

第6条第2項第1号から第10号に掲げる者は、雑誌類を当日中にかぎりこれを借り受けることができる。

第16条 (貸出禁止図書)

辞書、事典、文献目録、法令集、判例集、年鑑、基本図書、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、新着図書(雑誌類を除く)その他図書主任が指定する図書は、第6条第2項第1号から第10号に掲げる者への一時的貸出の場合を除き、貸出を行わない。ただし、外国の法令集及び判例集については、大学院法学研究科の教員(助手を除く)及び学生(法曹養成専攻を除く)は30冊を限度としてその翌日まで借り受けることができる。

前項ただし書の図書で図書主任が特に指定するものについては、大学院法学研究科の教員(助手を除く)及び学生(法曹養成専攻を除く)にかぎり第9条に定める借受冊数の範囲内で3ヶ月を限度として借り受けることができる。ただし、学外に帯出することはできない。

第3章 図書の閲覧 [省略]

第4章 図書の検索 [省略]

第5章 雑 則 [省略]

(出典：大学院法学研究科規程集)

(5) 学習室付設の開架資料室は、貸出しを行わない開架式の図書施設であるため、特に職員を配置してはいないが、法学部図書室には、司書資格を有し、かつ、法情報調査に関する基本的な素養を有する職員が多数配置されている。すなわち、常勤職員は4名のうち2名が司書資格を有しており、非常勤職員8名のうち7名が司書資格を有している。以上のように、図書施設には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員を適切に配置している。また、図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている。【解釈指針10-1-1-4】

(6) 常勤専任教員については、各人1室の研究室が与えられている(研究室の規模は21㎡～32㎡)《別添資料18-3「法学研究科研究室等配置図」参照》。【解釈指針10-1-1-5】

みなし専任教員(特別教授)のための共同研究室は、次のとおりである(いずれも法科大学院棟に設置)。共同研究室内に各人に専用のデスクが用意されており、ディスカッションを通じた講義の準備を行うための十分な体制が整えられている。

特別教授共同研究室1 55㎡ デスク数6

特別教授共同研究室2 39㎡ デスク数4

このほか、法経本館1階の法学研究科事務室の並びに設置された教員懇談室(82㎡)を非常勤講師にも開放して、事務室(法科大学院掛)と連携した教材の準備や専任教員との打ち合わせをするための便宜を図っている。教員懇談室には、デスク・椅子2セット、応接セット1セット、会議用テーブル(6人用)1セット、書類棚5台、ロッカー9名分、テレビ2台、コピー機1台、リソグラフ1台、

シュレッダー 1 台、電話、情報コンセントが設置されており、非常勤講師の準備に必要な時間帯は利用可能である。

また、法科大学院棟においても、2 階に、コピー機を設置した教材準備室 (27 m²) を配置している。

以上のように、常勤専任教員には各人 1 室の研究室が与えられ、また、非常勤教員についても、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができる教員室を確保しており、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。また、各教員が授業等の準備を行うことができるだけの十分なスペースが確保されている。【解釈指針 10－1－1－5】

(7) 教員と学生の面談は、教員研究室、特別教授共同研究室ないし法曹養成専攻長室で実施されることが多いものの、必要が認められるときには、面談室、演習室や多目的室の利用が可能であり、その数も十分にある。したがって、教員が学生と面談をすることができるスペースは十分に確保されている。【解釈指針 10－1－1－6】

(8) 上記 (1) 及び (3) に述べた教育施設 (多目的室を除く) と (6) に述べた特別教授共同研究室は、法科大学院専用の施設である。

(6) に述べた教員研究室の管理主体は、法科大学院 (法曹養成専攻) の上部組織である法学研究科であるから、法科大学院の意向が反映される仕組みが取られている。

(4) に述べた図書施設のうち、学習室付設の開架資料室は、法科大学院専用である。また、法学部図書室は、法科大学院 (法曹養成専攻) の上部組織である法学研究科が管理運営しており、法科大学院の意向が反映される仕組みがとられている。

以上のように、法科大学院が利用する各施設 (図書館を含む) は、法科大学院の専用であるか、法科大学院が管理に参画するものであり、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。【解釈指針 10－1－1－7】

2 特長及び課題等

本法科大学院は、専用の教室、学習室、自習室等を備え、多くの専用の蔵書を有するばかりでなく、学生は、わが国でも屈指の法学・政治学関係の蔵書の質と量を有する法学部図書室やわが国有数の大学図書館である京都大学附属図書館の利用が可能である。

また、教員による教育・研究と学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器が確保されている。

ただし、本法科大学院の教育理念・目標をより高度に実現するという観点から、更に充実した教育を実施し、かつ、研究の成果を高めるためには、インターネットの環境やコンテンツの充実を含め、施設、設備及び機器のより一層の拡充を図り、学生の学習や教員の教育・研究に係る環境をより優れたものとするべく、今後も施設、設備等の整備を進めていくことが望ましいと考えている。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1 に係る状況）

法学研究科に評価委員会を置くとともに、法曹養成専攻に、自己点検・評価及び広報に関する検討及び実施を担当する委員会として、評価・広報委員会を設置し、自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、かつ、その結果を活用して教育活動や管理運営の改善を図っている。

特に、法曹養成専攻の評価・広報委員会と関係各委員会との協力の下に、平成 22 年度からは毎年度、『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』（別添資料 19-1）（以下『自己点検・評価報告書』ともいう）を作成し、公表することとした。

そこでは、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院評価基準（平成 22 年 9 月改定版）に準拠した自己点検・評価項目を設定している。すなわち、その評価項目は、教育の理念及び目標、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜等、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等、自己点検及び評価等である。これらのうち、「入学者選抜等」には学生の在籍状況を含み、「教育の理念及び目標」には修了者の進路及び活動状況を含む。【解釈指針 11-1-1-1】

自己点検・評価の結果については、上記『自己点検・評価報告書』を全教員に配付し、本法科大学院の現状と課題について認識を共有するとともに、法曹養成専攻会議とその下に置かれた各種委員会（制度委員会、人事委員会、財政検討委員会、教務委員会、担任委員会、臨床教育実施委員会、実務基礎教育・理論教育連携委員会、入学者選抜委員会、施設・設備・情報委員会、電子データ処理委員会及び修了者の進路動向把握に係る委員会並びに『自己点検・評価報告書』の作成担当委員会である評価・広報委員会）が相互に密接な連絡をとりつつ、自己点検及び評価の結果を適切かつ迅速に活用して、法科大学院の教育活動や管理運営の改善に取り組んでいる。【解釈指針 11-1-1-2】

とりわけ、法曹養成専攻会議や法科大学院教員懇談会（詳細については前記「基準 5-1-1 に係る状況」を参照）の場で、自己点検・評価の結果を踏まえて教員間で意見を交換する体制が整えられている。また、『自己点検・評価報告書』は、後記「基準 11-1-2 に係る状況」でも述べるように外部評価委員会に提示することとしており、これに基づいて外部評価委員会から受けた意見や助言をカリキュラムの改善等のために役立てている。

そして、前記「基準 5-1-1 に係る状況」において記載した教員研修の多くのものが自己点検・評価の結果を活用する機会ともなっている。特に、法科大学院教員懇談会（過去 5 年間では平成 20 年 10 月 30 日、同年 11 月 20 日、平成 21 年 5 月 7 日、同年 10 月 29 日、平成 22 年 1 月 21 日、同年

11月25日、平成23年10月27日、平成24年5月10日、同年11月22日に開催）は、授業の実情（教員各自の工夫、学生の反応、学生の成績の状況等）、入学者選抜の状況、これらに関する問題点と改善方策等について、教員の間で忌憚なく意見を交換し、より充実した教育の実現に向けた協議を行うものであって、本法科大学院における教育活動、管理運営等の改善のために重要な意味を持つものである。

また、研究科全体としても自己点検・評価に取り組み、『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書』を平成6年からおおむね2年に1号発行しており、最新号は第10号（2011）《別添資料19-2》である。同書の中には独立した法曹養成専攻の項を設けて法科大学院における教育活動、学生の受入れ等に関する自己点検・評価の結果を総括的に記載している。また、専門職学位課程である法科大学院を法曹養成専攻として内包する大学院法学研究科について、現状、理念及び課題を明らかにするほか、法科大学院の教育内容と相互に密接に関連する大学院法学研究科の研究活動、人員配置、管理運営、財政、施設設備及び教育研究関連施設等について詳細に公表している。さらに、同書の教員の個人活動に関する記載も、各教員の法科大学院における教育実績を記すとともに、各教員が法科大学院教育に資する研究や著作に取り組んでいることを示している。

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置して、毎年、同委員会を開催し、法科大学院がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。そして、その目的を達成するため、『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』を外部評価委員会に提示し、忌憚のない意見や助言を受けることとしている。また、平成 22 年度からは、各外部評価委員による評価書が作成されることとなり、その評価書は全教員に配付して評価結果についての認識を共有し、教育活動や管理運営の改善に役立てている《別添資料 1 9 - 1『平成 24 年度京都大学法科大学院 自己点検・評価報告書 外部評価委員会委員評価書』》。

これにより、本法科大学院による自己点検・評価については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む外部の有識者による検証が行われている《資料 1 1 - 1 - 2 - 1 ①～⑤》。【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】

《資料 1 1 - 1 - 2 - 1 ①》法曹養成専攻（法科大学院）外部評価委員会規程

第1条 法学研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）に、外部評価委員会を置く。

第2条 外部評価委員会は、委員10名程度で組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員は、国立大学法人京都大学の職員以外の者で、法曹養成教育に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、法科大学院長が委嘱する。

第3条 外部評価委員会は、法科大学院がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、法科大学院長の諮問に応じて、法科大学院の運営に関する重要事項を審議し、法科大学院長に対して助言を行う。

第4条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

第5条 外部評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

第7条 注科大学院長及び法科大学院の職員は、委員長の許可を得て、外部評価委員会の会議に出席して説明し又は意見を述べることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の議事の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が定める。

附則

この規程は、平成 16 年 6 月 24 日から施行する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料 1 1 - 1 - 2 - 1 ②》外部評価委員会委員名簿（平成 20 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日）

荒巻禎一氏	前京都府知事・弁護士
井上正仁氏	東京大学教授・刑事訴訟法
金谷利廣氏	元最高裁判所判事
久保井一匡氏	元日本弁護士連合会会長・弁護士
佐々木茂夫氏	前大阪高等検察庁検事長・弁護士
鈴木茂嗣氏	京都大学名誉教授・刑事訴訟法
高橋温氏	住友信託銀行会長

塚本美彌子氏	弁護士
村上正紀氏	京都大学名誉教授・立命館大学副総長
吉田修氏	京都大学名誉教授・奈良県立医科大学特別顧問

《資料 1 1 - 1 - 2 - 1 ③》外部評価委員会委員名簿（平成 22 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日）

井上正仁氏	東京大学教授・刑事訴訟法
大谷種臣氏	前大阪高等裁判所部総括判事・弁護士
小原正敏氏	弁護士
木村宏氏	日本たばこ産業株式会社社長
佐々木茂夫氏	前大阪高等検察庁検事長・弁護士

《資料 1 1 - 1 - 2 - 1 ④》外部評価委員会委員名簿（平成 24 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日）

太田茂氏	早稲田大学教授・元京都地方検察庁検事正・弁護士
大谷種臣氏	元大阪高等裁判所部総括判事・弁護士
小原正敏氏	弁護士
木村宏氏	日本たばこ産業株式会社取締役会長
山口厚氏	東京大学教授・刑法

《資料 1 1 - 1 - 2 - 1 ⑤》外部評価委員会開催状況（平成 20 年度以降）

第 5 回	平成 20 年 10 月 29 日開催。8 名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、入学者選抜、教務関連の状況、授業評価、新司法試験等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第 6 回	平成 21 年 12 月 8 日開催。10 名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、吉田修委員長の議事進行のもと、法科大学院の運営状況（全般的状況、入学者選抜、教務関連の状況、新司法試験等）に関し、意見が交わされたほか、特に「法科大学院修了後の新司法試験不合格者問題」について立ち入った審議が行われた。
第 7 回	平成 22 年 12 月 9 日開催。5 名の全委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、入学者選抜、教務関連の状況、新司法試験等）に関し、活発な意見交換が行われた。また、この回（平成 22 年 4 月 1 日からの任期の外部評価委員）からは、各委員に評価書を作成していただくこととなり、評価書も公表することとされた。
第 8 回	平成 23 年 12 月 7 日開催。5 名の全委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム、学業成績、新司法試験、修了者職域問題等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第 9 回	平成 24 年 12 月 12 日開催。5 名の全委員が出席。委員から前回出された意見を踏まえ、今回は、授業参観の後、施設見学に代えて在学生との面談が実施され、委員が在学生 3 名から法科大学院での教育内容・学習状況について意見を聴取した。引き続き、法科大学院の運営状況（全般的状況、国際化への対応、未修者教育の課題、実務基礎教育のあり方、予備試験の受験状況、修了者職域問題等）に関し、活発な意見交換が行われた。

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

法科大学院の教育活動等の状況については、次のような媒体を用いて、積極的に情報を提供している。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

① 京都大学法科大学院ウェブサイト (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>)。随時更新して、情報を提供している。

主な具体的項目として、基本理念・教育目標等（教育目標及び教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）、概要（名称、所在、標準修了年限、学位、入学定員・収容定員及び在籍者数、担当教員、入学金・授業料、学生支援等）、教育課程（目標及び基本的な考え方、授業科目の展開、授業の形式、科目履修の進行・履修登録等、成績評価及び修了・進級要件等、授業科目表、履修モデル表、エクスターンシップ実施概要）、担当教員、入学者選抜（入学者選抜について、学生募集要項、Q & A、入試説明会、障害等がある方の受験について、入学者選抜の結果、過去の入試問題等）、修了者の進路及び活動状況（修了者数、司法試験合格者、修了者の活動状況）、自己点検・評価等がある。

このうち、「担当教員」の項では、各教員がその担当する専門分野について教育上の経歴・経験や指導能力を有することを示す資料として、非常勤教員を含む全教員につき、担当科目、主要研究テーマ、学歴・学位、職歴、最近 5 年間の主要研究業績を掲載している。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】

② 『大学院法学研究科法曹養成専攻パンフレット』《別添資料 3》。毎年度情報を更新して、学内及び学外に広く配付している。すなわち、学生募集要項とともに、入学志望者、他大学等に配付している（平成 24 年度の配付数は約 1600 部）。

主な具体的項目として、設置者、教育目標及び教育課程編成・実施の方針、修了要件と学位、カリキュラム、施設・設備、履修モデル、学生支援、入学試験について（募集人員、出願資格、選抜方法、試験期日、募集要項の請求方法）等がある。

③ 『学生募集要項』《別添資料 4 - 1, 4 - 2》。各年度の入学者選抜のために発行し、アドミッション・ポリシーや入学者選抜の方法等を記載し、入学志望者に配付している。

④ 『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』《別添資料 1 9 - 1》。平成 22 年度以降は毎年作成して、①京都大学法科大学院ウェブサイトの「自己点検・評価」の項に掲載し、上記「基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況」で述べた自己点検・評価の結果を公表している。

⑤ 『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書第 10 号（2011）』《別添資料 1 9 - 2》。平成 6 年以来発行されてきているもので、今後もおおむね 2 年に 1 号のペースで発行を継続する。

⑥ 法科大学院説明会。本法科大学院の教育内容や入学者選抜方法については、法科大学院説明会を開催して口頭での説明・広報も行っている。過去 5 年間における説明会開催日は、平成 20 年 2 月 18 日、4 月 12 日、7 月 19 日、平成 21 年 2 月 17 日、4 月 4 日、7 月 18 日、9 月 19 日※、平成 22 年 2 月 17 日、4 月 10 日、7 月 24 日、7 月 31 日※、平成 23 年 4 月 9 日、7 月 2 日、7 月 9 日※、平

成24年4月7日，7月7日，7月14日※，平成25年4月6日，7月6日（予定），7月13日※（予定）である（場所は，※は京都大学東京オフィス（品川），それ以外は京都大学吉田キャンパス内である）。

基準 1 1－2－2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 1 1－2－2 に係る状況）

評価の基礎となる情報については、前記「基準 1 1－1－1 に係る状況」において挙げた各委員会が所管に応じて調査及び収集を行っている。そして、関係資料等については、法学研究科の事務部において、書類や情報を保管している。

これらの情報には、基準 1 1－2－1 にいう法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、並びに基準 1 1－1－1 に係る『自己点検・評価報告書』（自己点検及び評価の結果に関する文書）を含む。【解釈指針 1 1－2－2－1】

また、認証評価の際に用いる情報については、本法科大学院の運用として、評価を受けた年から最低限 5 年間、法学研究科の事務室、倉庫及び金庫において、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状況で本法科大学院が責任をもって保管することとしている。【解釈指針 1 1－2－2－2】

2 特長及び課題等

本法科大学院では、従来から評価・広報委員会が自己点検・評価の活動に従事し、各種委員会と連携しつつ、教育活動や入学者選抜方法等の改善を図ってきたところである。その取組みを一層充実させるため、平成 22 年度より毎年度『京都大学法科大学院自己点検・評価報告書』を作成することとし、かつ、これを外部評価委員会に提示して、各外部評価委員に評価書を作成していただくこととした。そして、これらを全教員に配付して法曹養成専攻会議や各委員会での議論に供することによって、教育の内容や方法の改善を図っている。

また、ウェブサイトでは『自己点検・評価報告書』のほか、本法科大学院に関する各種の情報を積極的に発信、公表している。その他、パンフレット、募集要項、説明会等の媒体をも利用して、広報を活発に行っている。

＜別紙様式一覧＞

別紙様式 1	開設授業科目一覧
別紙様式 2	学生数の状況
別紙様式 3	教員一覧，教員分類別内訳
別紙様式 4	科目別専任教員数一覧

＜別添資料一覧＞

別添資料 1－1	平成 25 年度 便覧	※学生便覧及び履修要項
別添資料 1－2	平成 25 年度 シラバス	
別添資料 1－3	平成 25 年度 授業時間割表	
別添資料 1－4	平成 25 年度 開講前集中講座予定表	
別添資料 1－5	平成 24 年度 便覧	※学生便覧及び履修要項
別添資料 1－6	平成 24 年度 シラバス	
別添資料 2－1	平成 24 年度 科目別評価割合	※成績分布データ
別添資料 2－2	平成 24 年度 科目別評価割合	※成績分布データ (学生公表用 別添資料 2－1 から履修者数が 5 名以下の科目を除く。)
別添資料 3	平成 24 年度 京都大学法科大学院	パンフレット
別添資料 4－1	平成 25 年度 学生募集要項	
別添資料 4－2	平成 24 年度 学生募集要項	
別添資料 5	法曹養成専攻履修規程	
別添資料 6－1	平成 25 年度学科目連携教員担当表	
別添資料 6－2	平成 25 年度エクスターンシップ派遣先事務所	
別添資料 6－3	平成 24 年度 休講・補講一覧	
別添資料 7－1	平成 24 年度 期末試験時間割	
別添資料 7－2	平成 24 年度 期末試験問題	
別添資料 8－1	法科大学院資料室判例集雑誌一覧	
別添資料 8－2	法科大学院資料室図書一覧	
別添資料 8－3	京都大学法学部図書室利用案内	大学院学生用 2013 年
別添資料 9	法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ	
別添資料 10－1	法曹養成専攻（法科大学院）の教務事項についての申し合わせ（抜粋）	
別添資料 10－2	平成 25 年度 教務事項に関する手引き（教員向け資料）	
別添資料 11－1	授業に関する調査の結果	
別添資料 11－2	授業に関する調査の回答率	
別添資料 11－3	平成 24 年度エクスターンシップ研修先機関アンケート集計結果	

- 別添資料 1 2 - 1 京都大学大学院法学研究科規程
- 別添資料 1 2 - 2 法学研究科教授会規程
- 別添資料 1 2 - 3 法曹養成専攻案件に関する内規
- 別添資料 1 2 - 4 京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程
- 別添資料 1 2 - 5 評議員に関する申し合わせ
- 別添資料 1 3 - 1 法曹養成専攻会議規程
- 別添資料 1 3 - 2 法曹養成専攻長及び副専攻長に関する申し合わせ
- 別添資料 1 3 - 3 法曹養成専攻長選出手続
- 別添資料 1 4 オフィスアワーに関する学生向け告知(学生向け掲示文書。平成 25 年度前期分)
- 別添資料 1 5 教員の任用に関する手続
- 別添資料 1 6 特別研究期間に関する規程
- 別添資料 1 7 平成 24 年度予算・決算及び平成 25 年度予算
- 別添資料 1 8 - 1 法学研究科主要施設
- 別添資料 1 8 - 2 法学研究科建物見取り図
- 別添資料 1 8 - 3 法学研究科研究室等配置図
- 別添資料 1 9 - 1 平成 24 年度京都大学法科大学院 自己点検・評価報告書 外部評価委員会委員評価書(平成 25 年 5 月)
- 別添資料 1 9 - 2 京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第 10 号(2011)
- 別添資料 2 0 - 1 「京都大学法科大学院シンポジウム 法科大学院教育の可能性—その発展のために—」 式次第, 報告レジュメ
- 別添資料 2 0 - 2 京都大学法科大学院教育改善活動資料集第 5 号
「京都大学法科大学院シンポジウム 法科大学院教育の新展開」